

平成25年度

# 初任者研修テキスト



所属校	受講者名	初任研コード										
								-		-		

平成25年4月  
横浜市教育委員会

# 目 次

## 第Ⅰ章 望ましい教職員となるために

- 1 教職員のコンプライアンス(法令遵守) . . . . . 1
- 2 公務員にかかわる法令 . . . . . 2
  - (1) 服務の宣誓
  - (2) 職務上の義務
  - (3) 身分上の義務
  - (4) 身分保障
- 3 専門職として . . . . . 4
  - (1) 教諭として
  - (2) 養護教諭として
  - (3) 栄養教諭として
  - (4) 学校事務職員として
  - (5) 学校栄養職員として

## 第Ⅱ章 学校教育をすすめるために

- 1 本市の学校教育について . . . . . 10
  - (1) 学校教育のねらい
  - (2) 本市の教育について
  - (3) 本市の人権教育
- 2 学校経営の計画 . . . . . 14
  - (1) 学校の教育目標
  - (2) 学校経営の方針
  - (3) 学校経営の努力点
- 3 学校の教育課程 . . . . . 16
  - (1) 教育課程とは
  - (2) 教育課程改訂の重点
  - (3) カリキュラムの編成の基本
  - (4) カリキュラムの運営・評価・改善
- 4 学校経営のしくみ . . . . . 19
  - (1) 組織の一員として
  - (2) 校務分掌と運営
  - (3) いろいろな会議
  - (4) いろいろな研修
  - (5) 学校経営の費用
  - (6) 家庭・地域との連携
- 5 学校の危機管理 . . . . . 22
  - (1) リスクマネジメントとクライシスマネジメント
  - (2) 教職員の学校安全における意識改革
  - (3) 情報の収集・発信
- 6 学校評価について . . . . . 23
  - (1) 学校評価の三つの目的
  - (2) 学校評価の法的根拠
  - (3) 本市の学校評価に関して知りたい

## 第Ⅲ章 学級経営をすすめるために

- 1 学級経営とは . . . . . 24
  - (1) 学級経営の意義と内容
  - (2) 子どもの成長と理解
  - (3) 学級担任の仕事
- 2 学校経営及び学年経営との関連 . . . . . 27
  - (1) 学校経営と学級経営
  - (2) 学年経営と学級経営
- 3 学級経営の工夫 . . . . . 28
  - (1) 学級組織の作り方
  - (2) 学級集団の指導

(3) 集団の中で個を育てる手だて	(4) 教室環境づくり	
(5) 家庭との連携	(6) 進路指導	
<b>4 学級経営案の作成</b> . . . . .		<b>33</b>
(1) 学級経営案の意義と性格	(2) 学級経営案の内容	
(3) 学級経営案の作成	(4) 学級経営案の活用と評価	

#### 第Ⅳ章 学習指導をすすめるために

<b>1 学習指導と授業</b> . . . . .		<b>36</b>
(1) 指導内容の明確化	(2) 指導方法の工夫	
(3) 学習指導上の留意点	(4) 教師としての役割	
<b>2 学習指導の計画と展開</b> . . . . .		<b>37</b>
(1) 学習指導案の作成に当たって	(2) 指導案の書き方	
(3) 学習指導の方法		
<b>3 学習指導の評価</b> . . . . .		<b>45</b>
(1) 評価とは	(2) 市立学校が目指す学習評価の方向	
(3) 評価の方法	(4) 評定	

#### 第Ⅴ章 道徳・特別活動・総合的な学習の時間の指導をすすめるために

<b>1 道徳とは</b> . . . . .		<b>48</b>
(1) 道徳の性格と役割	(2) 道徳教育の目標と道徳の時間の目標	
(3) 道徳教育の全体計画	(4) 道徳の時間の年間指導計画	
(5) 道徳教育の学級における指導計画		
<b>2 道徳の時間の指導に当たって</b> . . . . .		<b>51</b>
(1) 道徳の時間の位置付けと内容	(2) 道徳の時間の指導方法	
(3) 指導案（活動案）		
<b>3 特別活動とは</b> . . . . .		<b>55</b>
(1) 特別活動の目標	(2) 各活動・学校行事の目標	
(3) 特別活動の内容	(4) 特別活動における指導の在り方	
(5) 特別活動年間指導計画		
<b>4 特別活動の指導に当たって</b> . . . . .		<b>58</b>
(1) 学級活動	(2) 児童会活動・生徒会活動	
(3) クラブ活動（小学校のみ）	(4) 学校行事	
<b>5 総合的な学習の時間とは</b> . . . . .		<b>63</b>
(1) 小中学校における総合的な学習の時間の目標		
(2) 各学校において定める目標	(3) 7年間で身に付ける力と内容	
(4) 『横浜の時間』について		
(5) 総合的な学習の時間を核とする『横浜の時間』の全体計画について		

#### 第Ⅵ章 学校健康教育（学校保健・学校安全・学校給食）をすすめるために

<b>1 学校健康教育とは</b> . . . . .		<b>69</b>
<b>2 学校保健の目指すもの</b> . . . . .		<b>69</b>
(1) 学校保健とは	(2) 学校保健計画	

(3) 保健教育	(4) 保健管理	
(5) 組織活動		
<b>3 学校安全の目指すもの</b> . . . . .		<b>73</b>
(1) 学校安全とは	(2) 学校安全計画	
(3) 安全教育	(4) 安全管理	
(5) 学校生活を安全に送るための留意点		
<b>4 学校給食指導・昼食指導</b> . . . . .		<b>77</b>
(1) 給食指導時の安全・衛生	(2) 給食当番及び会食準備の協力	
(3) 食事について望ましい習慣	(4) 市立中学校、高等学校での昼食指導	

## 第七章 情報教育をすすめるために

<b>1 教育の情報化の目的</b> . . . . .		<b>80</b>
<b>2 「情報教育」とは</b> . . . . .		<b>80</b>
<b>3 学習指導要領及び横浜版学習指導要領と情報教育とのかかわり</b> . . . . .		<b>80</b>
(1) 学習指導要領とのかかわり	(2) 横浜版学習指導要領とのかかわり	
<b>4 指導の視点</b> . . . . .		<b>81</b>
<b>5 ICTを活用することによる期待される効果と実際例</b> . . . . .		<b>82</b>
(1) 基礎基本の確実な習得をはかることができる		
(2) 子どもひとりひとりの力を伸長することができる		
(3) 子どもが学ぶ楽しさを実感し、自ら学ぶ意欲を高めることができる		
(4) 子どもの思考力、表現力を育成することができる		
(5) 子どもの学び方や問題解決能力の育成ができる		
(6) 教師の創意工夫を生かした質の高い授業をつくることができる		
<b>6 横浜市の状況</b> . . . . .		<b>83</b>
(1) 教育用コンピュータの整備状況	(2) 電子黒板及びデジタルテレビ等提示装置	
(3) 校内 LAN の整備	(4) 教育用イントラネット (Y・Y NET)	
(5) 教員の ICT 活用能力の向上	(6) 「ICT 学習よこはまスタンダード」の提示	

## 第八章 効果的な児童・生徒指導をすすめるために

<b>1 児童・生徒指導の基本</b> . . . . .		<b>85</b>
(1) 児童・生徒指導のとらえ方	(2) 児童・生徒指導の目指すもの	
(3) 児童・生徒指導の課題		
<b>2 児童・生徒理解</b> . . . . .		<b>86</b>
(1) 児童・生徒理解の意味と必要性	(2) 児童・生徒理解における教職員の姿勢と進め方	
(3) 児童・生徒理解のための具体的資料とその収集方法		
<b>3 児童・生徒指導の展開</b> . . . . .		<b>88</b>
(1) 学級経営における児童・生徒指導	(2) 教科指導における児童・生徒指導	
(3) 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における児童・生徒指導		
(4) その他、学校生活全般における児童・生徒指導		
(5) 開かれた学校づくりを目指した児童・生徒指導		
<b>4 学校における教育相談</b> . . . . .		<b>92</b>
(1) 教育相談とは	(2) よりよい教育相談を行うために	

(3) 教育相談の実施上の留意点	
5 児童・生徒指導の協力体制	93
(1) 望ましい教職員の協力体制	(2) 学校間及び学校・家庭・地域との連携
(3) 関係機関等との連携	

## 第Ⅸ章 特別支援教育を連携してすすめるために

1 本市における特別支援教育	96
(1) 本市の特別支援教育の状況	(2) 特別支援教育に関する動向
(3) 特別支援教育を推進するための基本指針	
2 障害のある子どもの教育の場	101
(1) 特別支援学校（学校教育法第72条、学校教育法施行令第22条の3）	
(2) 個別支援学級（学校教育法第81条 横浜市では「特別支援学級」を「個別支援学級」と呼ぶ）	
(3) 通級指導教室（学校教育法施行規則第140条、第141条）	

## 第Ⅹ章 学校の事務をすすめるために

1 学校・学級事務の内容と処理	104
(1) 学校事務の内容	(2) 学級事務の内容
(3) 諸帳簿処理上の注意	(4) 学校事務をすすめる上での心構え

### 資料

資料1 人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）の推進	108
資料2 福利厚生に関する案内	110
資料3 横浜市教職員健康相談室	112
資料4 初任者研修にかかわる人材育成指標 基礎能力開発期	114

## 第 I 章 望ましい教職員となるために

### 1 教職員のコンプライアンス（法令遵守）

本市全体でコンプライアンスの推進に取り組む中、横浜市教育委員会では平成20年4月に「横浜市公立学校教職員行動基準」（以下「行動基準」という。）を策定した。

行動基準は、教育公務員として法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するためだけではなく、法令に定めがないことであっても、教職員が的確に判断し、行動するためのより所になるものである。この行動基準に照らして、自らの振る舞いを見直す目をもつようにすることが肝要である。

以下に示すのが本市策定の行動基準である。

#### 横浜市公立学校教職員行動基準（平成20年4月3日）

私たちは、「横浜教育ビジョン」に基づき、3つの基本（知・徳・体）」と「2つの横浜らしさ（公・開）」を最も大切にして、将来の横浜を担う子どもたちが夢や目標を見だし、健やか、かつ、たくましい「市民」として成長していくことができるよう、学校・家庭・地域の連携のもと、「教育のまち・横浜」の実現に向けて、この行動基準に基づき一丸となって取り組みます。

#### <基本原則>

私たちは、「守ります・高めます・応えます」を基本原則に行動します。

- 守ります ・「子どもの安全・安心」・「法令・社会規範」・「個人情報」
- 高めます ・「知・徳・体と公・開」・「自らの資質・能力」 「学校のチーム力」
- 応えます ・「子ども、保護者、地域の期待」・「社会の要請・教育ニーズ」  
・「学校情報の公開」

#### 子ども

- 私たちは、子どもの学力を高め、豊かな心、健やかな体を育てます。
- 私たちは、子どもの気持ちや言動を理解し、公平・公正な態度で接します。
- 私たちは、子どもの心身の成長を見守り、「だれもが、安心して、豊かに」学校生活を送れるよう取り組みます。

#### 保護者・地域

- 私たちは、学校版マニフェストに基づき、自律的で開かれた学校運営に取り組みます。
- 私たちは、子ども・保護者・地域ニーズを的確に把握し、その期待に応える学校づくりに取り組みます。
- 私たちは、情報公開に努めるとともに説明責任を果たし、保護者・地域との連携をさらに深めます。

#### 市民・社会

- 私たちは、教育関係法規をはじめとする法令を遵守するとともに、社会規範に基づき行動します。
- 私たちは、子どもの公共心や社会参加意識を高め、国際社会に寄与する開かれた心をもった「市民」の育成を目指します。
- 私たちは、社会の一員として、環境問題などの諸課題について、社会とともに考え取り組む学校づくりをします。

#### 同僚・職場

- 私たちは、仕事を円滑に進めるために、情報や目標を共有しながら信頼関係を深め、学校のチーム力を高めます。
- 私たちは、危機管理意識をもって、常に仕事の点検・見直しを行い事件・事故の防止に努めます。
- 私たちは、誇りや使命感をもって仕事に取り組むとともに、プロとしての専門性を高めるため、自己研鑽に励みます。

## 2 公務員にかかわる法令

<ポイント>

- 専門職として力量を培っていく。
- 公務員として誠実かつ公正に職務を遂行する。

教育という仕事に携わっていく皆さんには、その身分保障とともに、服務として守るべきことが地方公務員法・教育公務員特例法の中で規定されている。

### (1) 服務の宣誓

公務員は、公共の利益のために奉仕する「全体の奉仕者」であり、職務遂行に当たっては、その全力を尽くすことが要求される。（憲法15条2項、地方公務員法30条）

そのために、新たに職員となったものは、まず、服務の宣誓を行う。この宣誓書は、その職にある限り基本として、そして指針として押さえておかなければならないこと、つまり憲法や教育基本法のもと、公務員として、教職員としてどうあるべきなのかを端的に表現したものであり、辞令交付式において宣誓する。

#### 宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、これを擁護することを固く誓います。

私は、教育及び地方自治の本旨を体し、公務を民主的且つ能率的に運営しなければならないという責務を深く自覚するとともに、全体の奉仕者であると同時に、とりわけ横浜市民の奉仕者であることを認識し、法令、条例、規則及び規程を遵守し、誠実且つ公正に、職務を執行することを固く誓います。

横浜市職員の服務の宣誓に関する条例より

### (2) 職務上の義務

ア 法令等の遵守、及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法32条）

自らの仕事を進める上で、関係のある法令等を遵守し、上司による職務上の命令に忠実に従わなければならない。守るべき法令等には、法律、政令などのほかに、県や市の条例・規則・規程も含まれる。

イ 職務に専念する義務（地方公務員法35条）

職員は、勤務時間中においては、注意力のすべてを職務の遂行のために用いなければならない。全体の奉仕者、公共の利益のために働く公務員として、全力を挙げて職務に専念することは当然のことである。

ただし、法律や条例で特別の定めがある場合は免除されることがある（職務専念義務免除）。

### (3) 身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止（地方公務員法33条）

自分の職の信用を傷つけたり職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。これは、公務員の職に対する信頼を守るために定められた義務である。直接職務に関連した行為だけでなく、職務とは関係のない職員の個人的な行為も対象となる。

イ 秘密を守る義務（地方公務員法34条）

職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密をとわず、在職中はもちろんのこと、退職した後でも、漏らすことはできない。

ウ 政治的行為の制限（地方公務員法36条・教育公務員特例法18条）

職員は、全体の奉仕者として、政治的にも公平中立でなければならない。また、職員の身分が政治的に左右され、公務が政治の干渉を受けるようなことがあってはならない。そのために、一定の政治的行為が禁止されている。

エ 争議行為の禁止（地方公務員法37条）

公務員は、全体の奉仕者としての立場にあり、勤労者としての権利も公共の利益との関係から一定の制限を受けている。

オ 営利企業等の従事制限（地方公務員法38条・教育公務員特例法17条）

職員が、①営利企業の役員となったり、②自ら営利企業を営もうとしたり、③報酬を得て、事業、事務に従事すること等は、任命権者の許可がなければ行ってはならない。

ただし、教育公務員については、他の公務員のように人事委員会の定める基準によることなく、任命権者の判断で許可できるなどの特例が定められている。

(4) 身分保障

安心して職務が遂行できるよう、分限処分や懲戒処分は、法律や条例で定める事由以外ではできないことになっている。もし、これらの処分に不服である場合には、不服申し立てを行うことができる（「行政不服審査法」による。）が、条件付採用期間は適用されない。

ア 分限処分（地方公務員法27条、28条）

分限とは身分の喪失や身分上の変化をいう。分限処分は、公務の能率の維持とその適正な運営を確保するための制度である。職員が一定の事由によって職責を十分に果たせなくなった場合、降任、免職、休職、降給の処分が行われる。

イ 懲戒処分（地方公務員法27条、29条）

懲戒とは一定の義務違反に対して科する制裁をいう。懲戒処分は、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その道義的責任を確認し、公務遂行の秩序を維持することを目的として行う。戒告、減給、停職、免職の4種類がある。

ウ 条件付採用（地方公務員法22条・教育公務員特例法12条）

地方公務員の採用は、次の通りである。

「職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。」（地方公務員法22条）

ただし、教員については、

「公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。」（教育公務員特例法12条）

エ 研修（地方公務員法39条・教育公務員特例法21条、22条）

地方公務員は、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない（地方公務員法39条）とある。研修は、その職責を遂行するために、不可欠な要件であることから、その機会が与えられている。また、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（教育公務員特例法21条）とあり、「教員は、授業に支障のない限り、本属長（＝校長）の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」（教育公務員特例法22条）と規定している。平成元年度から教育公務員特例法23条に基づく、初任者研修が実施されている。なお、本市では新採用教職員研修として、新採用教員研修、新採用養護教諭研修、新採用栄養教諭研修、新採用学校事務職員研修、新採用学校栄養職員研修を実施している。

### 3 専門職として

#### <ポイント>

- 専門職としての職務遂行能力を高める。
- 日々の振り返りを忘れず、反省は明日の実践に生かす。
- 地域、保護者、子どもとの信頼関係を積極的に築いていく。

#### (1) 教諭として

教師は一人ひとりの子どもの能力や適性を伸ばし、人間性豊かな創造力のある子どもを育てなければならない。具体的には、「学校教育目標」に示された内容をよく理解し、学校組織として意図的・計画的な教育活動を通して、子どもたち一人ひとりの成長を促していくことである。赴任した学校の「学校教育目標」については、しっかり理解するように努めたい。

さて、子どもは教師の言動の影響を受け成長していくことが多い。なにげない一言が子どもに影響を与えることを常に意識しておく必要がある。確かな児童生徒理解、確かな観察眼を持てるようにしたいものである。

子どもが教師に期待することの一つは、子ども一人ひとりを大切にしている温かい心である。その期待に応えるために、教師は豊かな人権感覚を身に付け、日ごろのふれ合いを通して、子どもが発する様々なサイン、とりわけ「いじめ」や「不登校」のサインを的確にとらえられるように自らの力を高めていくことが大切である。また、「体罰」の違法性についても十分に理解し、自らの指導力を向上させていくことも重要なことである。そうした教師自らの不断の努力、研鑽のもとで、お互いに尊重し、助け合える思いやりと正義感のある心豊かな子どもが育っていくのである。

ところで、保護者や地域との連携は今や学校を支える重要な位置を占めている。学校、保護者や地域が力を合わせ、活気ある教育活動が展開できるよう、教師一人ひとりが連携の重要性を意識し、行動していくことは必要なことである。

「教師は授業で勝負する」という言葉を聞く。授業における指導力の向上は第一であり、子どもたちが喜びと意欲をもって学習に取り組み、子どもたちが自らの力を伸ばしていけるようにしなければならない。そのためには、教材研究、自らの授業の公開、先輩教師の授業参観、メンターチームでの活動、研修会や研究会への積極的な参加を通して、向上するための研鑽に日々努める必要がある。ただし、研究のための研究にならないように、また研究に追われ子どもたちとかかわる余裕がなくなることはないようにセルフコントロールしていくことは大切である。

#### (2) 養護教諭として

都市化、少子高齢化、情報化、国際化等による社会環境や生活様式の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えており、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する課題、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する健康課題、性に関する問題、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患の増加などの健康課題が顕在化している。さらに、自然災害のみならず事件・事故が発生しており、危機管理と、それに伴う子どもの心のケアが重要な課題となっている。

また、児童虐待の増加や発達障害などの健康関連の課題も多様化しており、学校においても適切な対応が求められている。これらの現代的な健康課題の解決に向けて、学校保健活動の中核を担っている養護教諭への期待が高まっている中、平成20年1月に中央教育審議会の答申が出され、さらに、答申を踏まえて学校保健法の改正が平成20年6月に行われ、学校保健及び安全の充実を図るための法整備が図られた。（法律の改正により題名が「学校保健安全法」となった）

この答申及び学校保健安全法において求められている養護教諭の役割は、

- ①学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
- ②学級担任等と連携した健康相談又は健康状態の日常的な観察（健康観察）による児童生徒等の心身の状況の把握
- ③関係教職員と連携した児童生徒等や保護者に対する組織的な保健指導や助言等の充実
- ④いじめや児童虐待など心身の健康課題の早期発見、早期対応に果たす役割
- ⑤学級活動における保健指導をはじめ、チーム・ティーチングや兼職発令による体育科、保健体育科の保健学習への参画など保健教育に果たす役割
- ⑥学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）

などである。

【養護教諭の職務内容】

- 1 学校保健計画及び学校安全計画
  - ア 学校保健計画の策定への参画
  - イ 学校安全計画の策定への参画
- 2 保健管理
  - ア 心身の健康管理
    - 救急処置
      - ・救急体制の整備と周知
      - ・救急処置及び緊急時の対応
    - 健康診断
      - ・計画、実施、事後措置、評価
    - 個人及び集団の健康問題の把握
      - ・健康観察(欠席、早退の把握も含む)
      - ・保健情報の収集及び分析
      - ・保健室利用状況の分析・評価
    - 疾病の予防と管理
      - ・感染症・食中毒の予防と発生時の対応
      - ・疾病及び障害のある児童生徒の管理
      - ・経過観察を必要とする児童生徒の管理
    - その他
  - イ 学校環境の管理
    - 学校環境衛生
      - ・学校環境衛生の日常的な点検への参画と実施
      - ・学校環境衛生検査（定期検査・臨時検査）への参画
    - 校舎内・校舎外の安全点検
      - ・施設設備の安全点検への参画と実施
    - その他
- 3 保健教育
  - ア 保健指導
    - 個別の保健指導（グループ指導を含む）

- 特別活動における保健指導への参画と実施
  - ・学級(ホームルーム)活動                      ・学校行事
  - ・児童生徒会活動
- イ 保健学習
  - 体育科、保健体育科等におけるティーム・ティーチングによる保健学習
  - 「総合的な学習の時間」における保健学習への参画と実施
  - 道徳の授業への参画と実施
- ウ 啓発活動
  - ・児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動
- オ その他
- 4 健康相談
  - ア 心身の健康課題への対応
    - ・健康相談の実施
    - ・心身の健康課題の早期発見、早期対応
    - ・支援計画の作成・実施・評価・改善
    - ・いじめ、虐待、事件事故・災害時等における心のケア
  - イ 児童生徒の支援に当たっての関係者との連携
    - ・教職員、保護者及び校内組織との連携
    - ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
    - ・地域の医療関係等との連携
  - ウ その他
- 5 保健室経営
  - ア 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善
  - イ 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知
  - ウ 保健室の設備備品の管理
  - エ 諸帳簿等保健情報の管理
  - オ その他
- 6 保健組織活動
  - ア 教職員保健委員会への企画・運営への参画と実施
  - イ P T A保健委員会活動への参画と連携
  - ウ 児童生徒保健委員会の指導
  - エ 学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施
  - オ 地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携
  - カ その他
- 7 その他
  - 子どもの心身の健康にかかわる研究 等

### (3) 栄養教諭として

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが指摘されて久しい。子どもが将来にわたって健康な生活ができるように、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身に付けさせることが必要となっている。

このため、学校における食に関する指導（食育）の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が平成17年度から施行されている。各学校において、教育職員である栄養教諭を中心として食育の全体計画に基づいた、体系的・継続的な学校全体の取組となることが期待されている。

栄養教諭の職務内容は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する指導を行うことである。食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用した給食を通して地域の食文化を知り、食に関わる産業や自然環境の大切さを理解するなど、教育上の高い相乗効果がもたらされる。

#### ア 食に関する指導

- ・食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画を行う。
- ・肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導や、スポーツをする児童生徒への栄養面での助言などを行う。
- ・給食時間はもとより、特別活動、各教科、「総合的な学習の時間」などにおいて、学級担任等と連携して、全体計画に基づいた食に関する指導を行う。
- ・他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整を行う。

#### イ 学校給食の管理

- ・栄養管理、衛生管理、物資管理等 及び調査研究

### (4) 学校事務職員として

学校事務には、教育実践に直接かかわる事務と、学校の教育条件整備にかかわる事務とがある。学校事務職員が担当するのは、主に教育条件整備にかかわる事務であり、それは子どもの成長を目指す教育課程の展開、教育研究等、学校教育の諸活動と一体的に進めなければならない。

学校事務職員の仕事は学校教育法で定められており、横浜市では学校事務職員の役割と標準的職務を定め、校長が学校規模や配置人員などに応じて校務分掌を定めている。

#### 【学校事務の主な内容】

[総務・庶務]	○文書の作成・收受・管理 ○情報管理 ○調査・統計 ○監査 ○渉外 ○福利厚生事務
[学籍]	○転入学事務
[経理]	○学校予算の計画・執行・管理・決算 ○就学援助、就学奨励関係事務
[管財]	○学校施設・整備の維持管理 ○物品（教材や学校備品等）の管理・廃棄
[人事・服務]	○職員等の採用・退職・異動等に関する事務 ○職員等の休暇等に関する事務 ○服務関係諸帳簿に関する事務
[給与・旅費]	○職員等の給与、報酬、諸手当等に関する事務 ○旅費事務

学校事務職員の職務は、学校で学習する子どもたちが生き生きと生活できるよう、学校の教育条件を整備・充実することに大きな意義がある。学校現場唯一の行政職員として、学校事務を滞りなく処理する実務能力はもとより、学校を円滑に運営するため、教育委員会事務局をはじめとした関係部署との連絡調整能力が重要である。

ア 法令を守る

学校事務や諸制度は、すべて法令に基づいている。横浜市職員として法令を知り、遵守しつつ事務を進めなければならない。

イ 学校現場を知る

学校は教育の場であり、学校事務は教育活動と密接に結びついている。学校の教育環境を整備するには、学校の実情、子どもや地域の動きを知らなければならない。校長・副校長ほか教職員や保護者、地域との意思疎通を大切にして、学校で必要なものは何かを積極的に把握することが必要である。

ウ 制度を知る

学校事務は、様々な実務の積み重ねで構成されている。書類の作成・提出だけでなく、その背景にある制度の仕組みや目的を理解することが大切である。

エ 実務能力を身に付ける

学校事務を円滑に進めるには、知識だけでなく、実際にそれを生かして学校事務を処理する能力が必要である。経験豊かな教職員や近隣校の学校事務職員、教育委員会事務局所管課等と密接に連絡し、正しい事務処理を自ら身に付けることが大切である。

オ ルールを守る

業務の手順や期限、必要な書類等、定められたルールを守ることが必要である。

カ 学校内外と連携する

円滑な学校運営には、学校と教育委員会事務局等関係機関、保護者、地域との連携、協働が不可欠である。学校内外の連絡を密にして情報を共有し、相手の立場にたって考え、行動することが大切である。

キ 問題意識をもつ

学校事務の業務や課題は、時代や社会の要請に応じて変化する。事務処理も常にそれが最善ということはない。「この仕事のねらいは何か」、「より効率的で適正な方法はないか」、「市民の目から見て適切か」等の意識をもって業務を進めることが大切である。

学校予算を効率的・効果的に執行して学校環境を整備することは、学校事務の重要な職務である。また就学援助事務も、子どもの就学を保障する大切な職務である。子どもの人権を十分配慮し、子どもの置かれている状況を考えて処理しなければならない。

学校事務職員は、子どもを中心に教職員や保護者、地域と一体となって、同時に学校唯一の行政職員として他の教職員と異なる視点を持って、学校運営を考え、組み立てることが必要である。

なお、詳細については、「新採用学校事務職員研修資料」を参照されたい。

(5) 学校栄養職員として

学校栄養職員は義務教育諸学校において、学校教育の一環として実施されている学校給食の円滑な運営を図るために学校給食の中核となり、また、健康教育の『食』に関する部分を受けもつ専門職として健康教育の推進を行う。

## 【業務内容】

- ア 学校給食に関する基本計画への参画  
学校給食に関する基本計画の策定や実施に関する組織への参画
- イ 栄養管理  
学校給食における所要栄養量、食品構成表及び献立の作成と、調理・配食及び施設・設備に関する指導、助言
- ウ 学校給食と望ましい食習慣の形成に関する指導  
望ましい食生活に関し、専門的立場から担任教諭等を補佐して、子どもに対して集団または個別の指導を行い、家庭及び地域との連携を推進するための各種事業の策定及び実施への参画
- エ 衛生管理  
調理従事者の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、日常の点検及び指導、助言
- オ 検食等  
学校給食の安全と食事内容の向上を期するため、検食の実施及び検査用保存食の管理
- カ 物資管理  
学校給食用物資の選定、検収及び保管への参画
- キ 調査研究等  
学校給食の食事内容及び子どもの食生活の改善に資するため、必要な調査研究を行い、学校給食の栄養に関する専門的事項の処理、指導、助言、または協力

## 【職務を進める上での留意事項】

- ア 実態の把握  
学校栄養職員は所属した学校の実態を把握することが必要である。毎日の給食残量状況、給食指導の状況、アレルギー等のある児童の把握、学区域の特性や家庭での食生活の実態、調理での作業全般等を積極的に把握する。
- イ 相互理解と信頼関係の育成  
学校栄養職員は他の職員と連携をとりながら業務を進めていくことが、よりよい給食を提供することや健康教育を推進していくことにつながる。お互いの立場や考え方を理解した上で信頼関係を育成することが人切である。
- ウ 報告・連絡・相談  
学校栄養職員は、業務を進めていく上で事故が発生した場合や課題が生じた時、特に子どもに直接関わることは校長（副校長）に報告し判断を仰ぐが、学校栄養職員はその件に関する情報や専門職としての意見を述べ校長が判断するための材料を提供する。
- エ 前向きな姿勢  
学校給食や学校栄養職員の在り方は時代の変遷によって変わる。古い体制や慣習にとらわれずに、子どもが健康で、楽しく、満足して食べることができる学校給食の実施と正しい栄養知識を身に付けるための食育を実施する前向きな姿勢が必要である。  
今日、生活水準が向上し食生活は豊かになったと言われているが、一方では栄養の偏り・不規則な食生活や運動不足等による肥満・貧血・疲労・集中力の欠如等が指摘されている。このような食事環境にある子どもも多いことから、生涯を通して健康な生活をおくることができるように食生活に対する理解を深め、幅広く健康について適切に判断して、実行していく力を培わせていくことは学校栄養職員の重要な役割である。

なお、詳細については『学校栄養職員の手引き』を参照されたい。

## Ⅱ章 学校教育をすすめるために

### 1 本市の学校教育について

<ポイント>

●教育の目的（教育基本法第1条）

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

●横浜市立学校の目指す教育の方向

一人ひとりの子どもにしっかり教え、しっかり引き出す指導を通して、「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”の育成を目指す。

#### (1) 学校教育のねらい

平成18年12月22日公布の教育基本法の第1条に示された教育の目的は、一人ひとりの人格の完成であり、国家・社会の形成者の育成である。この目的を実現するために今日重要と考えられる事柄が「教育の目標」として新たに教育基本法に規定された。同法第2条は、知・徳・体の調和のとれた発達（第1号）を基本としつつ、個人の自律（第2号）、他者や社会との関係（第3号）、自然や環境との関係（第4号）、日本の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人（第5号）、という観点から具体的な目標が定められた。

このような改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、学校教育法等の一部が改正され、新たに義務教育の目標が定められ、次の事項等が規定された。

- ・ 規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・ 生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

さらに、今回の学校教育法等の一部改正では、義務教育の目標の実現に向けた学習指導に関する内容等が盛り込まれた。次に示す学習指導に関する内容は、新しい学習指導要領の基本理念を構成する重要な要素であり、授業改善の大切な視点となる。

- ・ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。（第30条第2項、第49条、第62条等）

これらの規定は、学力の重要な要素は、次のものであることを明確に示している。

- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③学習意欲

これからの学校教育においては、これらの法改正を踏まえ、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われる社会の構造的な変化の中で「生きる力」をはぐくむことが重要である。

#### (2) 本市の教育について

##### ア 横浜の子どもの姿

横浜市の教育では、「横浜教育ビジョン」で示された、「幅広い知識と教養」、「豊かな情操と道徳心」、「健やかな体」という「3つの基本（知・徳・体）」と、「公共心と社会参画意識」「国際社会に寄与する開かれた心」という「2つの横浜らしさ（公・開）」を大切に、「横浜の子ども」をはぐくむ。

## 横浜の子どもの姿

- 知 学ぶ楽しさと創り出す喜びを通じて自らの可能性と人生を切り拓く子ども
- 徳 礼儀や規律を重んじ、家族を大切にし、他者を思いやり、相手の人格を尊重して行動する子ども
- 体 自分や他者の生命を尊び、自らの健やかな体をつくる子ども
- 公 横浜を愛し、積極的に社会にかかわり貢献しようとする子ども
- 開 日本の伝統や文化を尊重しながら、国際社会の発展に貢献しようとする子ども

### イ 市立学校の目指す教育の方向

市立学校は「横浜教育ビジョン」を具現化していくために、次に示す教育を実現し、子ども、保護者、地域社会の期待に応える教育を推進する。

特に市立の小、中、特別支援学校においては、児童生徒一人ひとりの健全育成と、学ぶ意欲や資質能力の向上を効果的に実現し、公立の義務教育学校としての役割を果たしていくために、9年間を見通した連続性のある教育を推進することが大切である。

**一人ひとりの子どもにしっかり教え、しっかり引き出す指導を通して、「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”の育成を目指します。**

### ※しっかり教え、しっかり引き出す指導

- 「横浜版学習指導要領」で示された内容を踏まえて、一人ひとりの子どもに基礎的・基本的な知識・技能と学び方を教え、関心・意欲、資質・能力を引き出すこと。
- 義務教育9年間を通して基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それを活用しながら探究する学習に総合的に取り組むこと。

※ 「横浜版学習指導要領」とは、「教育基本法」「学校教育法」の内容を受けて示された国の学習指導要領を踏まえた上で、横浜市立学校のカリキュラムの理念・方向及び特色を示すもの。

### (3)本市の人権教育

本市では、平成13年度教育長通知「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」及び、平成15年度教育長通知「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）について」を発信し、全教育活動を通じて人権尊重の精神を基盤とする教育を推進している。さらに平成19年度全校に発信した「人権教育の全体構造図」をもとに、この二つの教育長通知の具現化を図り、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりをめざしている。

市 立 学 校 長

教 育 長

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざして（通知）

21 世紀を生きる子どもたちが、未来に向かって明るい希望を抱き、自らの夢に挑戦していくことのできる学校づくりは、私たち共通の願いです。そのためには、豊かな人権感覚をもった教職員のもとで、自分の夢や希望を実現できる環境が必要です。

しかし、これまで教育委員会事務局及び学校では差別事件が起き、また教職員と子ども、教職員と保護者との間においても多くの問題が起きています。子どもたちにとっては、夢や希望を語る楽しいはずの学校であるにもかかわらず、このような現状があることを重く受け止め、教育委員会全体、とりわけ教職員一人ひとりが自分の問題として真摯に捉え直さなければなりません。

教育委員会事務局や学校におきましては人権啓発研修が行われておりますが、これまでの人権啓発研修に取り組む自分自身の姿勢をもう一度見直すことと、子どもや保護者、「まち」の思いや願いを受け止められる自分であったのかを、今こそ問い直すことが必要です。

今学校では、ゆめはま教育プランに掲げる「生き方の教育」を推進しております。推進にあたっては、子どもたちだけではなく、教職員自身も子どもや保護者の思いや願いから学び、教職員である自分を見つめ、教職員である自分を創っていくことが大切です。子どもたちにとって最大の教育環境は、教職員一人ひとりであるからです。

21 世紀の人づくりを担う教職員一人ひとりが、自己の意識を問い直し、人権感覚を豊かにするために、積極的に人権啓発研修に取り組むようお願いします。

また、校長・副校長におきましては、いっそうの自己啓発に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた管理職として、人権尊重の精神を基盤とした学校運営にリーダーシップを発揮されますよう期待します。

そして、「だれもが」「安心して」「豊かに」の視点で楽しい学校づくりをめざしていきたいと思えます。

---

学 校 長

教 育 長

## 人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）について

## 1 はじめに

横浜市教育委員会は昭和52年11月に制定した「同和教育に関する基本的な考え方」及び平成3年6月に制定した「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針」に基づいて、横浜市の「人権教育」を推進してきました。

また、平成13年6月には教育長通知「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」及び課長通知「人権啓発研修の推進について」を出し、21世紀を生きる子どもたちが、未来に向かって明るい希望を抱き、自らの夢に挑戦していくことのできる学校づくりの必要性を発信しました。

こうした状況を踏まえ、横浜市教育委員会は、「横浜市学校教育目標・指導の方針・重点」にあるように、全教育活動を通して人権尊重の精神を基盤とする教育をさらに充実するために、理念となる「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）」を策定し、一層の推進を図ります。

## 2 基本的な考え方

「人権」は、だれもが、安心して、豊かに、自分が自分として生き生きと生活する上で不可欠なものです。「人権」がすべての人に保障されるためには、一人ひとりが自分をかけがえのない存在として思えるようになること、ひいては他の人も同様にかけがえのない存在として尊重したいと実感できるようになることが必要です。自分を肯定的に認め、自分に自信をもち、自分を価値あるものと誇れることは、「人権」の基礎をなすものです。

「同和教育」は「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて「身近にある様々な人権にかかわる問題」を捉えることを大切にし、単なる「心がけ」ではなく、自分がしなければいけない具体的な行動につなぐことをめざしてきました。

また、「在日外国人にかかわる教育」においても、互いに安心して違いを出し、認め合い、豊かに生きることがめざしてきました。

だれもが、安心して、豊かに、自分が自分として生き生きと生活できる学校や「まち」をめざす「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）」を推進します。そのために、今までの「同和教育」や「在日外国人にかかわる教育」の理念や成果を生かし、一人ひとりが自分をかけがえのない存在として思えるようになる取組を推進します。そして、「人権尊重の心がけ」や「人権に関する知識の習得」だけでなく、身近にある様々な人権にかかわる問題を自分と重ねて捉え、様々な差別に対しておかしいと気づき、具体的に行動する力を育成します。

## 3 具体的な取組 ～「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざして～

## (1) 人権尊重の意識を高める取組の推進

まず学校は、目の前の一人ひとりの子どもの課題を、「だれもが」「安心して」「豊かに」の視点から、明らかにし、子どもの課題の解決をめざす取組から始めることが必要です。

そのためには、保護者や「まち」とつながりながら、目の前の一人ひとりの子どもの背景をしっかりと見つめることが必要です。

## (2) 「自尊感情」の育成をめざす取組の推進

自らの個性を生かしながら、主体的に学び考えることを通して、「自尊感情」を育成する様々な取組を日常的に展開していくことが必要です。

この取組を進めるためには、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するとともに、基礎・基本を重視し、子ども一人ひとりを生かす教育を充実する必要があります。特に個々の学習意欲の向上や教育内容の厳選、個に応じた具体的な教育活動の推進等により、基礎・基本の確実な定着に努める取組が大きな要素となります。

このことは、子どもたちが自らの進路を切りひらいていく上でも、また生涯にわたって豊かな自己実現を図ろうとするためにも必要です。

## (3) 様々な人権にかかわる問題の解決をめざす取組の推進

目の前の子どもの課題の解決をめざすとともに、日本や世界の様々な人権にかかわる問題の解決をめざす取組を推進することが重要です。

そのために、子どもの発達段階に応じて、様々な人権にかかわる問題の解決をめざす教育内容を意図的・計画的に考えることが必要です。

## (4) 教職員の研修の推進

学校においては、子どもにとって最大の教育環境は教職員一人ひとりです。教職員一人ひとりが、子どもの教育に携わるものとして、身近にある様々な人権にかかわる問題を自分の問題として受け止め、人権啓発研修の必要性を認識することが必要です。そして、自己の意識を問い直し、人権感覚を豊かにするために、「かまえる、やらされる人権啓発研修」ではなく、積極的に人権啓発研修に取り組むことが必要です。

しっかりと見つめることが必要です。

## 2 学校経営の計画

<ポイント>

- 学校の教育目標の実現のため常に他の教職員との共通理解を図る。
- 子どもたちにとって魅力のある学校づくりに努力する。
- 関連法規を理解する。

### (1) 学校教育目標

著しい社会の変化を受け、子ども、保護者や社会が学校教育に要請する内容が多様化し、あわせて教育活動に関して説明を求めることも増えてきている。

しかしながら、教育基本法第一条に規定されている「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という教育の目的については、社会状況の変化に影響を受けるものではない。

さて、この教育の目的の実現のため、各学校では学校教育目標を定めている。この学校教育目標は、子どもの心身の発達、子どもの実態、学校を取り巻く様々な条件等に応じ、教育的視点を明らかにして、子どもをどのように育てようとしているかを設定したものである。各学校のすべての教育活動が学校教育目標の実現に向かって展開している。目標の実現に向けた営みを進めていくためには、すべての教職員が組織としての力を発揮することが必要である。同時に、教職員は、具体的な展開の中で、子どもの個性や能力を伸ばしていくための指導内容を常に準備し、主体的活動への取り組みができるよう計画的に行うことが望ましい。あわせて、教職員としての資質や能力向上のために、学校内外の研修へ積極的に参加したり、日頃から授業等について同僚などと反省・評価を行ったりして、授業力の向上に絶えず努めることが求められる。

#### 【義務教育の目標 「学校教育法」】

義務教育の目標は、学校教育法第二十一条に、「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われる」として、10項目を掲げている。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 5 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

## 【各校種の教育の目的 学校教育法】

### 小学校

心身の発達に応じて、義務教育として行われる 普通教育のうち基礎的なもの を施すことを目的とする。（第二十九条）

### 中学校

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。（第四十五条）

### 高等学校

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。（第五十条）

### 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（第七十二条）

これらの条文のあとに詳細に各学校の目標等が掲載してあるので、しっかりと法規を読んでおくことは大切なことである。

## (2) 学校経営の方針

学校経営とは、教育目標の効果的な達成に向けて、カリキュラムの編成・実施及び人的・物的諸条件の組織化を行い、さらにその成果を吟味して教育目標のとらえなおしを図るという、創造的な営みである。

教育活動の質を高め、効率よいまとまりのある学校の営みをするためには、各教職員が創意・工夫をこらすとともに共通理解を深めて、具体的に実践に移さなければならない。そこで教育目標の効果的な達成を図るための手だてや条件づくりの基本的事項が必要になる。これを整理したものが学校経営の方針である。したがって、教職員一人ひとりが自分自身のものとして十分理解することはもちろんのこと、適時、適切に対応して、教育活動の実践に生かすことが大切である。また、各分掌においても主幹教諭等の代表者を中心にして、常に連絡調整し、一人ひとりが経営参加をしているという意識をもち、学校の効率よい営みのために努力しなければならない。

## (3) 学校経営の努力点

学校教育目標の達成に向け、学校経営の進展を図るためには、計画・実践・評価・改善のPDCAサイクルを意識しつつ、教育内容・人事・施設設備などのあらゆる分野の改善を図る不断努力が必要である。

学校経営の努力点は、前年度の学校評価等での問題点に対する改善策であり、全教職員が常に念頭に置いて、その年度あるいは学期を通じて、日々の実践の中で改善に向けて取り組むもので、学校経営改善のための重点目標でもある。

子どもが「学校が楽しい」と思えるような魅力ある学校づくりを進めるには、この重点目標を全教職員が自分のものとして、日々の実践で具体的に効果的に改善に取り組んでいく必要がある。

### 3 学校の教育課程

#### (1) 教育課程とは

授業は教科書を教えるのではない。子ども一人ひとりが基礎基本を身に付け、その知識や技能を自らが活用していけるように導いていくものである。一方的に教えるのではなく、子どもが主体的に学ぼうとする姿勢を作り出さなくてはならない。そのために、授業は意図的・計画的になされることを忘れてはならない。その指導を実りあるものにするには、教師自身の努力と、「いつ」「どこで」「何を」「どう指導するか」を体系的に示した計画が必要になる。それこそが教育課程である。

要するに、教育課程とは、学校の教育目標を達成するために、教育の内容を子どもの成長段階に応じ編成したもので、法的にもはっきりと規定されている。学校教育法施行規則及び学習指導要領では、「各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間について、学年に応じ、これらの目標・内容及び授業時数を総合的に組織した学校の計画である。」としている。

また、各都道府県教委や各市町村教委は法令または条例に基づいて、それぞれ所管の学校の教育課程の編成に必要な基準を設けられるようになっており、本市教育委員会でも、平成20年3月に「横浜版学習指導要領総則・総則解説」を、平成21年3月に「同 教科等編」を、平成22年2月に「同 指導資料」を、平成23年1月に「同 評価の手引」を策定した。

#### (2) 教育課程改訂の重点

今回の学習指導要領の改訂は、従来の「生きる力」をはぐくむという基本理念は変わらず、この「生きる力」の理念の実現のために、指導面などでの具体的な手だてを確立することを目指している。横浜市では、「横浜版学習指導要領」をとおして、その具体的な手だてを次の視点から示している。

ア 市立学校で育てる“横浜の子ども”の姿を明確にします。

市立学校で育てる“横浜の子ども”の姿とは、「横浜教育ビジョン」（平成18年10月策定）に示された「知」「徳」「体」「公」「開」の三つの基本（「知」「徳」「体」）と二つの横浜らしさ（「公」「開」）として示しています。

＜市立学校で育てる“横浜の子ども”の姿＞

- |   |  |
|---|--|
| 知 | 学ぶ楽しさと創り出す喜びを通じて自らの可能性と人生を切り拓く子ども          |
| 徳 | 礼儀や規律を重んじ、家族を大切に、他者を思いやり、相手の人格を尊重して行動する子ども |
| 体 | 自分や他者の生命を尊び、自らの健やかな体をつくる子ども                |
| 公 | 横浜を愛し、積極的に社会にかかわり貢献しようとする子ども               |
| 開 | 日本の伝統や文化を尊重しながら、国際社会の発展に貢献しようとする子ども        |

イ “横浜の子ども”の姿を実現するために教科等のすべての教育活動で、何を重点的に子どもに育成するのかを明確にします。「横浜版学習指導要領」では、「重点的課題」として、設定しています。

＜重点的課題－“横浜の子ども”の姿の具現化に向けて、教科等の指導で重点的に育成する資質・能力＞

○ 豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の充実を図り、豊かな体験を通して子どもの内面に根ざした道徳性を育成します。

- ・主体的に社会をよくしようという公共心や法・ルールを守る規範意識や礼儀を大切に  
する態度、自分の行動に責任をもつ姿勢を育成します。
- ・我が国や横浜の伝統・文化を尊重し、よさや魅力を愛する心とともに、国際社会の平  
和と発展に寄与する姿勢を育成します。
- ・芸術や文化等に触れることを通して、豊かな感性や情操を育成します。
- ・自他の生命を尊重し、自分の大切さとともに他の人の心の痛みがわかる確かな人権感  
覚・意識を育てます。
- 健康でたくましい体の育成
  - ・自己の心や体の健康に関心をもち、生活習慣や心身の成長の正しい知識を身に付けな  
がら自律的に健康管理をしたり、運動やスポーツに親しんだり、体力向上を目指した  
りできるようにします。
  - ・健康教育や食育の充実を図り、健やかな体づくりに自らが関心をもち、健康や食生活  
等にかかわる能力を総合的に育成します。
- 国語力及び学習の基盤的能力の育成
  - ・知的活動の基盤、感性・情緒等の基盤、コミュニケーション能力の基盤としての国語  
力を育成します。また、すべての教科等において計画的に指導を展開することで国語  
力を育成します。
  - ・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、それを活用し、思考  
力・判断力・表現力等を育成します。
- コミュニケーション能力の育成
  - ・自他を認め合い、協働・共生できる子どもを育成します。
  - ・自己表現と他者理解の双方を充実させ、コミュニケーション能力を育成します。また、  
自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的な関わりを創り出すために必要な  
社会的スキルを育成します。
  - ・国際理解教育、多文化共生をはじめとする様々な視点からの取組を一層充実させ、コ  
ミュニケーション能力を育成します。
- 情報社会を生き抜く能力の育成
  - ・様々な情報ツールを正しいモラルのもとで活用し、自ら情報の内容を見極め、責任  
をもって収集・選択・発信・管理しながら情報社会を主体的に生き抜いていくために  
必要な能力を育成します。
- 社会の変化に対応する能力の育成
  - ・社会の変化に応じて必要となる知識・技能を習得し、その知識・技能を実際の生活や  
学習において活用する力を育成します。
  - ・環境教育、キャリア教育、食育、安全教育（防犯・防災）、ものづくり、福祉教育等  
で、横浜の特色を生かした体験活動や人々との交流を通して、社会の変化に対応でき  
る能力を育成します。
- ウ 重点的課題の解決に向けて、すべての市立学校で具体的取組を推進していきます。  
 <すべての市立学校が推進する具体的取組>
  - 『横浜の時間』 ～総合的な学習の時間の再構築～
    - ・“横浜の子ども”の姿の実現を目指し、総合的な学習の時間を核として、道徳、特別  
活動及び教科との関連を重視した学習活動の枠組です。
    - ・環境・キャリア・食・健康・安全・多文化共生・福祉など、現在の横浜が抱える課題  
や、「横浜（まち）」の特色（自然・歴史・文化等）に応じた課題などで構成された  
「基本単元」を基にして、地域の人々等とかわりながら、体験的・問題解決的な学  
習活動を行います。

- 小中英語教育の推進
  - ・コミュニケーション能力を意図的・計画的に育成するために、小学校におけるこれまでの国際理解教室の取組をさらに発展させ、小学校より外国語活動を導入し、小中一貫した英語教育を推進します。
  - ・小学校の全学年において「Yokohama International Communication Activities（横浜国際コミュニケーション活動・YICA）」を設定します。
- 読解力向上へ向けた横浜型指導モデルの推進
  - ・「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、熟考する能力」を伸ばすために、全教科等において「読解力」育成に向けた横浜型指導モデルを推進します。
  - ・読書活動を推進し、本の好きな子どもを育てます。学校図書館の充実を図り、読書センターとしての機能と、自発的・主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能を果たすことができるようにします。
- 一人ひとりのニーズに対応した教育の実現
  - ・子どもの実態を学習状況調査等により正しく把握し、学習内容の習熟の程度や地域の特性等に応じた指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それを活用する力を育成するための授業改善を推進します。
  - ・特別な教育的支援を必要としている子どもに対して「横浜市障害児教育プラン」に基づいた特別支援教育の充実を図ります。
  - ・「横浜市不登校対策アクションプラン」に基づき、不登校予防や不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた適切な支援を進めます。
  - ・外国籍児童生徒への適切な教育的支援を充実させます。

「横浜版学習指導要領」より

### (3) カリキュラムの編成の基本

市立学校は、「横浜版学習指導要領」をもとに「学校教育目標」の見直し、振り返りから教科等のカリキュラムの編成までを、各校の実態に基づいた「中期学校経営方針」「学校経営計画」における学校づくりのビジョンと連動させながら、計画的かつ組織的に進める。

市立学校は、「横浜版学習指導要領 教科等編」「同 指導資料」「同 評価の手引」をもとにして、小中一貫カリキュラムの編成を進める。

### (4) カリキュラムの運営・評価・改善

市立学校では、教育実践の質的向上に向けて「横浜市学校評価ガイド」に基づいて、学校評価と連動させてカリキュラムの運営・評価・改善の充実を図る。カリキュラムの編成・運営・評価・改善（PDCA）のサイクルを構築して、目標や取組方法等の共通理解を目指す。そして学力・学習状況調査等を活用した客観的で信頼性の高い子どもの学習実態の把握に基づいた教育を「学力向上アクションプラン」により推進する。

また、小中一貫教育推進ブロック内での協働や学校公開、公開授業等を活用し、学校評価の充実を図り、カリキュラムの充実に向けて保護者・地域の理解と協力が十分得られるようにする。

## 4 学校経営のしくみ

<ポイント>

- 組織の一員として自覚と責任をもって職務を遂行する。
- 教育活動をより充実させるために校務を分掌する。
- 教育実践等を協議する会議に積極的に参加する。
- 自らを磨き高めるために、進んで研修する。
- 会計は透明性を確保し、計画的かつ正確に執行・処理する。
- 子どもの健全な成長を目指して家庭・地域と十分な協力連携を図る。

### (1) 組織の一員として

学校は、校長・副校長・主幹教諭・教諭・養護教諭・学校事務職員・学校栄養職員・給食調理員・実習指導員・学校用務員・校医・薬剤師など様々な職種の人々で構成する組織体である。学校の教育目標を実現するために、全教職員が個々の専門性を生かしながら一体となり教育実践を進めていくことが必要である。言い換えれば、学校内の全教職員の協力と知恵の結集が、学校を円滑に運営していく大きな原動力であるとも言える。

教師は、勤務時間のほとんどを子どもと接しながら過ごしている。そのために、同僚の教師と接する時間が少なくなりがちである。したがって、教師はややもすると自分が学校という組織の一員であるということを忘れてしまう恐れがある。子どもが自分で自分の生き方を切り開いていくことができる総合的な教育活動を進めるには、学校の組織的な全教育活動の中で、全職員がお互いに協力し合うことが必要である。

一人で「一学級すべて」と抱えこもうとせず、組織として、複数の教職員の目で、子ども一人ひとりを見守り、育てて行くことが大切である。

### (2) 校務分掌と運営

学校は教育目標を実現するための組織体である。したがって、校長をはじめ全教職員が、目標実現のため全力を傾けることによって成果を上げることができる。そのためには、学校運営が効果的かつ円滑に推進できる機能・組織が必要である。その組織が校務分掌である。

校務分掌は学校の内部組織なので、それぞれの学校の状況に応じて組織されることが基本である。例えば、教務、学習指導、児童・生徒指導、教育研究、保健指導、管理事務、給食指導、進路指導、PTAなどがある。名称は各学校により異なるが、仕事の内容は共通するものが多い。

校務分掌は学校経営を進める上で大切なものである。したがって、それぞれ分担している仕事の内容・目的・手順などについて十分に理解しておく必要がある。校務を分掌し遂行するに当たり、次のことに注意したい。

- ・自分が分掌する役割を組織の一部として明確に理解する。（組織全体からの視点をもつ）
- ・分掌を同じくする他の教職員と協力しながら、自分の仕事の責任を果たす。
- ・行事等の計画・実施に当たっては、十分な連絡・調整・連携をとる。
- ・行事等の実施後は、目標や計画に照らし、反省・評価し、課題を明確にし、改善を図る。

### (3) いろいろな会議

教育は教職員の英知を結集し、お互いが尊重し、協力し合いながら進められるべきものである。教育活動を効果的に進めるための様々な会議は、このような考えに基づいて、より多くの人の理解を得ながら、教職員全体の共通の理解のもとに進めることが大切である。言い換えれば、会議はその内容・質・結果の一つひとつ、そしてその積み重ねが教育実践の基礎となるという点で重要であり、教育実践の繰り返しが子どもにより良い結果をもたらすとき、初めて実を結んだと言えるだろう。

会議には、学校運営に関する諸問題について、教職員全体の意見をまとめたり、共通理解を図ったりすることを目的とした職員会議（法的根拠については「学校教育法施行規則第四十八条、第七十九条、第四百四条」）をはじめ、企画委員会・運営委員会、校務分掌別の会議、各種委員会、学年会等があり、特別支援学校では、学部会などがある。

それぞれの会議で検討がなされた内容の一つ一つが、日々の教育実践や子どもの学習活動に直接関係してくることを考えると、会議には次のような姿勢で臨みたいものである。

- ・集合時刻を守る。
- ・会議前に資料が配布されたら、事前に目を通し、不明な点や質問事項を整理しておく。
- ・提案や説明をよく聞き、それを尊重し、実際に照らして検討する。
- ・不明な点は質問し、進んで意見を述べ、発言には責任をもつ。
- ・原案などの修正を希望する場合は、具体的に代案を提示する。
- ・自分が提案をする場合は、資料などを用意したりして簡潔で明快な説明に努める。
- ・会議の内容や要点はメモしておく。
- ・原案・資料などは整理し、後日の活用に備えておく。
- ・会議で決定したことは、それを誠実に履行する。
- ・意見の交換は「対話」の精神で行う。
- ・会議中に知り得た子ども・保護者等の個人情報について、人権尊重の立場・守秘義務の見地から、その保管・処理等に十分留意する。

#### (4) いろいろな研修

社会が大きく変化し、子どもの生活も多大な影響を受け、大きく変化をしてきている。その中で子どもが主体的に生きる力を身に付け、生涯にわたって自らの夢にチャレンジしていけるよう、学校は学校運営や教育方法などを積極的に改善し、魅力ある学校づくりに取り組む必要がある。教職員は、子ども一人ひとりの個性を認め、子どもが存在感や安心感をもてるように、子どもの変化に対応できる資質を養い、向上させていく必要がある。あわせて、専門職としてお互いに評価し合うなど研鑽を積み、自己改革を図っていかなければならない。特に、新しい指導内容・指導方法やいじめ・不登校など今日的な課題に対応する実践的な研修が必要になる。

##### ア 研修の形態

研修の形態としては、校内研修をはじめ、最も大切な自主的・個人的な研修、公的機関（教育委員会など）の研修、民間教育団体による研修などがある。研修で扱われる内容として主なものを挙げてみると、指導に関する専門性の向上を図る研修、職務に必要な知識・技能の習得に関する研修、学校・学年・学級経営に関する知識・質の向上を目的とした研修、社会の進歩・科学技術の革新などに対応する能力の向上や社会の要請に応える学校教育の在り方についての研修などがある。

##### イ 校内研修の内容

校内で行われる研修としては、第一に全教職員で取り組む教育課程の編成改善・教科等の指導方法の改善など研究活動としての研修、学年・学部単位の研修、同学年あるいは身近な学年の担当教師でテーマを設定し取り組む具体的事例に基づいた児童・生徒理解に関する研修、各校務分掌がその所管する業務内容に関連する事柄について、適宜企画・実施する研修などがある。例えば、保健指導部が実施する救命・救急法に関する研修会、また教育機器・視聴覚機器の利用・操作に関する研修会などがこれにあたる。さらに、特別支援学校においては、障害別の研修や各障害を超えた研修など、それぞれの必要に応じて多くの研修の場が設定されている。

研修に参加する姿勢として、

- ・常に研修される課題や問題点をよく把握し、見解や実践から得たことなどをまとめておくことが大切である。

・マナーリズムに陥らず、互いに磨き合おうとする意識、意欲、厳しさをもって取り組むことも大切である。

いずれにせよ、教育基本法第九条に「・・・教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とあるとおり、研修により絶えず自らを高める努力が大切である。絶えず自己変革し続けることができる教職員こそが、子どもの健全な成長を育むことができるのである。

#### (5) 学校経営の費用

学校が教育目標を達成するために教育計画を立て、これを実践に移す場合に必要な諸費用が、学校経営の費用である。現在、学校経営の費用は、国・県・市から配当される公費でまかなわれている。

費用の執行に当たっては、学校経営・教育活動が効果的に運営・実践されるよう予算の範囲内で、計画的かつ適切に処理しなければならない。

#### (6) 家庭・地域との連携

子どもは、家庭や地域社会の環境の中で多くの人たちと交流し、様々な生活体験・社会体験・自然体験の積み重ねを通して自ら学び、自ら考え、主体的に行動できる姿勢や能力を身に付けていくことができる。学校は、家庭・地域社会から離れては存在できないといえる。

地域は、生活条件・文化・経済などそれぞれ特色をもっている。学校は、これら地域社会の状況、また、そこに暮らす子どもとその家庭・保護者の実態を十分に考慮することが大切である。

##### ア 地域と学校

学校は、地域における子どもの健全な成長を見守るための組織や関係機関との連携及び生涯学習の推進・協力を通して、地域に開かれた学校としての機能も果たしている。

前者の例としては、学校・家庭・地域連携事業実行委員会、学校警察連絡協議会などとの連携があり、後者は地域の活動拠点として、地域の人たちが利用する学校開放などがあげられる。このように学校は、単に地域の子どものための教育施設としての機能だけではなく、地域に住むすべての人々の教育施設（いわゆるコミュニティ・スクール）としての機能ももつことに留意し、教師自らもその趣旨を理解し、行動することが必要である。学校の特色を出すために一層地域を理解する必要がある。

##### イ 家庭との連携

学校が子どもの教育を効果的に進めていくためには、家庭との連絡を密にし、学校と家庭が互いに子どもに対する正しい認識及び深い理解と協力関係を保つことが何より大切である。その一助として、多くの学校では、学年・学級を単位としての懇談会・授業参観などのほか家庭訪問を実施したり、学校だより・学年通信を発行したりしている。家庭・地域との連携を進めるための取組は、子どものよりよい指導を目指して実施されるものである。保護者との対応に消極的であったり、連絡相談を十分に行わなかったりすることは、結果として子どもとの人間関係や指導によりよい結果をもたらさない場合もあるということを心しておく必要がある。保護者に対する誠意ある丁寧な対応により、信頼関係をしっかりと築くことが大切である。

## 5 学校の危機管理

<ポイント>

- 危機の発生を未然に防止する。
- 教職員一人ひとりが危機意識をもつようにする。
- 情報の収集と整理及び適切な管理をする。

学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行う場所で、その基盤として安全で安心できる環境が確保されることが前提となる。しかし、学校やその周辺で児童生徒が被害を受ける事件・事故が発生し、大きな社会問題になっている。学校の教職員は、危機管理意識を高め、児童生徒を犯罪や災害の被害から守るため、保護者や地域と協力して、安全管理体制を整え、防犯・防災教育の充実や施設・設備の整備を行う必要がある。

※「児童・生徒指導の手引き」（平成21年3月）参照

### ○ 学校は安全な場所か？

この横浜市内の学校でも、不審者の侵入事件が発生している。その点から見ても、学校は決して安全な場所とはいえない。教職員は危機管理意識を高めるとともに、安全に対する学校全体の状況を把握し、組織的な対応について共通理解を図り、非常事態に備える必要がある。

### ○ 学校の安全マニュアルは？

防犯・防災だけではなく、児童生徒のいじめや暴力行為、不登校等を想定した内容も含め、非常事態に対応できるマニュアルを作成している学校は多い。校内研修等に活用し、意識を高めるとともに、安全に対する感覚を磨いておく必要がある。

### ○ 児童生徒の安全についての情報の共有化は？

通学路や公園等、児童生徒が利用する場所についての情報は、常に注意をはらい、教職員はもちろん、保護者や地域、教育委員会、関係諸機関と連携を進め、情報の共有化を図る必要がある。

学校は安全な場所という「安全神話」があり、危機に対する体制があっても機能していないことがある。学校を取り巻く災害、指導中の事故、児童生徒の問題行動等、様々な災害や事故は、いつでも学校で起こり得ると考え、その防止に努めるという意識を常にもつことが必要になる。また、授業中ではもとより、登下校時の事故や事件も想定される。保護者や地域、関係諸団体等からの協力を得て、地域と一体になって、児童生徒の安全確保に努めていくことが強く求められている。教育課程においても、家庭や地域社会との連携を深め、家庭や地域の人とともに児童生徒を育てていくという視点にたって「開かれた学校づくり」を推進していくことが強調されている。

児童生徒の安全確保は、学校の教職員はもちろん、保護者や地域の人が多く学校に出入りすることで、多くの大人の目で見守ることが大切といわれている。この最も有効で効果的な安全対策を実施している学校も多くある。こうした方法も視野に入れ、その学校としての危機管理体制の整備と教職員の危機管理意識の高まりを図る必要がある。

## (1) リスクマネジメントとクライシスマネジメント

事前の危機管理(リスクマネジメント)とは、事件・事故の発生を未然に防ぐことを中心とした危機管理のことで、早期に危機を発見し、それに対応することに重点が置かれている。一方、事後の危機管理(クライシスマネジメント)は、万一の非常事態に適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えることとされ、再発防止と通常生活の再開に向けた対策を講じることに重点が置かれている。

危機管理の基本は、起きてしまった危機をどう乗り切るかというより、起こる前に予見し、危機回避を図る手だてを考えることが大切になる。つまり、事前の危機管理(リスクマネジメント)を中心にした考え方で進める必要がある。また、自校の安全対策については多角的に点検・評価を行い、その結果を教職員で検討し、児童生徒の安全確保を図っていくことが必要になる。

## (2) 教職員の学校安全における意識改革

学校は一般社会に比べて安全な場所という意識があつて、危機管理について認識が薄い。学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場所でなければならないが、学校の安全を脅かす事件・事故が発生している現在、それに適切に対応する危機管理体制を確立し、教職員が危機管理意識を高くもつ必要がある。

学校の危機管理は、学校長が責任者となり、安全担当者が中心となって活動を推進している。もちろん、すべての教職員が協力体制を組み、参加することが必要であり、教職員はそれぞれの状況に応じて役割を分担し、平常時から危機管理意識をもって連携・協力の関係を進めていく必要がある。同時に、保護者や地域、教育委員会、関係機関との連携を意識し、迅速に連絡し合い、協力し合うことができる体制を整えていく必要がある。

## (3) 情報の収集・発信

学校における安全教育では、児童生徒に自他の安全を守る態度を養い、危険に気付き、それを回避する能力を育てていきたい。このとき、保護者や地域に対しても、危機管理への理解と協力を求め、児童生徒の安全確保を地域とともに守ることを伝えていきたい。

危機管理に関連した情報の収集については、児童生徒からの情報はもちろん、保護者や地域、警察等関連機関に対しても積極的に求め、学校に寄せられた情報をもとに分析・整理し、事故や事件の回避への対策と指導に努めていきたい。

危機管理の目的は、児童生徒の安全確保にあることは前にも述べている。危機を未然に防ぐ努力と危機発生時の適切かつ迅速な対応は欠かせない。そこで教職員は常に管理職に対して、報告・連絡・相談を行い、平常時から情報の共有化を図っておく必要がある。

## 6 学校評価について

### (1) 横浜市の学校評価のねらい

#### ア 組織的・継続的な学校運営の検証・改善

市立学校が、学校教育目標の実現に向けて意図的に中期学校経営方針を作成し、その中で示した取組目標の達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について振り返り、計画的に学校運営の改善を図ることにより、組織的・継続的な学校運営の検証・改善を行うこと。

#### イ 家庭・地域と連携した学校運営の推進

市立学校が、中期学校経営方針及び評価内容・評価結果の公表や学校関係者への理解と参画及び課題の共有を促進することにより、学校運営の公開性を高めて学校・家庭・地域が連携協力した学校づくりを推進すること。

#### ウ 教育委員会の学校支援の充実

市立学校の学校評価結果に基づいて、教育委員会事務局（方面別学校教育事務所・特別支援教育課）が、学校との計画的・継続的なかかわりを通し、学校運営の方向性や課題を確認しながら中期学校経営方針の実現に向けた支援を充実することで、教育水準を保証し、その向上を図ること。

### (2) 学校評価の法的根拠

- 「学校教育法」 第 42 条（小学校）※中学校、高等学校、特別支援学校等にも準用
- 「学校教育法施行規則」 第 66 条、第 67 条、第 68 条（小学校）※中学校等にも準用
- 「横浜市立学校の管理運営に関する規則」 第 4 条 2

### (3) 本市の学校評価に関する関連資料

「横浜市学校評価ガイド＜平成 24 年度改訂版＞」平成 25 年 2 月策定

「学校評価ニュース」PDF 版 【 Y・YNET → 横浜の教育 → 学校評価 】

### 第三章 学級経営をすすめるために

#### 1 学級経営とは

＜ポイント＞

- 子どもの特性を生かした学級を組織する。
- 学校教育目標の具現化を目指した学級を組織する。

##### (1) 学級経営の意義と内容

学級経営とは、学校教育目標の具現化を目指して、子どもにとっては学校生活での基礎的集団である学級を適切に組織し運営するためのいっさいの営みを指している。学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。一人ひとりには、それぞれ違った能力・適性、興味関心等をもっている。日ごろのきめ細かい観察を基本に児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の姿勢は、信頼関係を築く上で極めて重要で、愛情をもって接していくことが大切である。

この営みは、学校教育活動全ての時間で、計画的に指導する面と、教室内外の環境設定と活用などを管理する面とがある。これらは、子どもの実態・学級集団の実態に応じて、内容が吟味され重点化されて、学級経営計画に盛り込まれる。

##### (2) 子どもの成長と理解

学級経営の計画の作成は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、校種による子どもの実態の特性をとらえ、形態に沿ったものが練られる必要がある。校種による一般的な子どもの実態の特性と、学級経営上の配慮事項は次のように考えられる。

ア 小学校の子ども実態の特性と配慮事項

###### (ア) 小学校1・2年生

基本的な生活習慣の育成と、集団生活への適応という面を重点的に指導する必要がある。教師対児童という一対一のつながりを基盤として学級が成り立っている時期である。そこで、児童対児童のつながりをつくるために、役割をもたせたり、小さなグループによる作業や話し合いによって連帯意識を育てたりして、集団としての生活の仕方を学習させるようにしていく。

###### (イ) 小学校3・4年生

中学年では、生活経験の広がりに応じて、お互いの立場に気付き、考えられるようにする指導が大切になる。活動が活発になり、行動範囲も広がってくる。知識欲も旺盛になり、いろいろなことに興味を示し疑問をもつようになる。また、知的にも体力的にも個人差が目立つようになる。そこで、興味・関心に応じた適切な個別指導の場面を設定していく必要がある。

###### (ウ) 小学校5・6年生

実践を通して物事を客観的に見ることや、自主的に生活の基盤を築くという指導に重点が置かれる。身体の成長発達に比べて精神面では未熟なところもあり、時には気持ちの動揺をきたしたり、親や教師に対する批判や反抗が現れたりすることもある。児童の立場に立ち、その気持ちを理解し、寄り添って指導したい。

###### (エ) 配慮事項

- 児童一人ひとりの問題の早期発見・把握に努め、意図的・計画的な指導ができるようにする。
- 教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動などの関連を考慮して、学習指導を積極的に進めるようにする。しかし、児童の把握が主観的に流れたり、学級の枠を意識しすぎて閉鎖的になったりする場合があるので留意する。

## イ 中学校の子どもの実態の特性と配慮事項

小学校での指導を踏まえて、青年期（前期）に対応した指導が必要になる。また、教科担任制になることから、一日の中で、担任をしている学級の生徒と接する時間が限られている一方、教科を担当する他の学級の生徒ともかかわることができる。

### (ア) 中学校 1 年生

入学当初、教科担任制や部活動への参加などで、新鮮な気持ちをもつ反面、新しい環境への戸惑いや緊張があり、しばらくは生活するのに精一杯の状態が続く。そして、中学校の生活に慣れるに従い新しい環境に適應できるようになり、個々の生活のペースをつかむようになる。

### (イ) 中学校 2 年生

学校の中堅として、行事・生徒会活動・部活動などで活躍する。心身の発達も著しく、学力・容貌・体力・交友関係・異性への関心など自己や他者を見つめ、物事を批判的に見る目も育つ。またそのことで悩みをが生じることもある。

### (ウ) 中学 3 年生

3年生は学校生活のリーダー的立場となる。そして、下級生の目が常に身近にあり、自覚と落ち着きが身に付いてくる。また、進路の決定のために精神的に不安定になりつつも、自意識を高めていく時期である。

### (エ) 配慮事項

- 生徒とよく話し合い、一人ひとりの生徒が納得のいくよう指導する。
- 生徒一人ひとりの得意な面を引き出すとともに、教科担任それぞれのもつ、多様な人間性に触れることができるようにする。
- 多くの教師の目でとらえた客観的なデータを、自分の指導に生かすようにする。
- 学級の問題や個別指導においては、教師間の共通理解と協力体制を平素から確立しておく。

## ウ 高等学校の生徒の実態の特性と配慮事項

### (ア) 高等学校の生徒の実態

義務教育期間を終え、心身の発達や適正に応じて、様々な学科やコースを選んで学習することになる。さらに、通学範囲が拡大されることにより、中学校での配慮事項に加えて、生徒指導が大きな柱となっている。生活面では、中学校時代の友人が様々な学校に分かれたり、広い区域から通学する友人も加わったりして、交際の範囲が拡大する。精神面では、自我の意識がますます強まり、小・中学校のころ周囲のことばかりに向けられていた目は、自分自身の内面に向けられるようになる。また、このころは孤独を好む傾向があるが、自分を理解してくれる人を強く求める時期でもある。これらのことから、一人ひとりの人格を認めた上で指導に当たる必要がある。学級（ホームルーム）担任は、常に指導部との連携を密にしたい。

### (イ) 配慮事項

- 教科・学級活動などを通じて、生徒一人ひとりの個性の伸長を図るようにする。
- 就職・進学をひかえているため、進路指導部との緊密な連携を図り、適切な指導に心掛ける。

## エ 特別支援学校及び個別支援学級の子どもの特性と配慮事項

### (ア) 特別支援学校及び個別支援学級の子どもの特性と配慮事項

障害のある子どもが在籍する学校・学級では、特に障害の状態及び特性に応じた配慮が必要なことは言うまでもないが、その子どもが、地域社会の一員として、可能な限り自立した社会生活ができることを目指している。

### (イ) 配慮事項

- 健康で明るく楽しい学級づくりを念頭におき、障害を克服・改善する手だてを考える。
- 遊びや自立活動を通して、基本的な生活習慣の習得と、社会性の向上を目指す指導を心がける。

## オ 学級担任としての姿勢

子どもは、それぞれ異なる環境のもとに育ってきている。それだけに一人ひとりが個性的である。そして、それぞれの地域の学校に通学し、学級集団に所属している。学級担任としては、まず子どもの人格を尊重し、望ましい人間像を目指し、愛情と理解をもって指導に努めることが大切である。人間は生来生きる力、よりよい生き方への志向を備えている。それを十分に発揮・発展させるために教育活動が必要とされる。そのため、子どもが自ら「気付く」「考える」「実行する」「身に付ける」という基本姿勢をもてるよう、指導する立場にあることを自覚することが大切である。

また子どもは、教師の人柄・考え方・行動などあらゆる面から学び取る段階を経て、一人の人間としての学識・理論性・指導力などその人間性にひかれていく。したがって、常に広い視野と公正な立場に立って、自身の人格の陶冶に努めなければならない。子どもと教師のかかわりは、指導される者・する者という単純なものではなく、人間的な心の交流があってこそ成立するものである。子どもを指導するとき、まず大切なことは、子どもを深く理解し、よさを見いだすことである。そのためには、授業中はもちろん、給食や昼食の時や休み時間や放課後の遊びの中など、様々な学校生活の場面で、子どもの話をよく聞き、会話を通してより良い人間関係をつくることのできるよう積極的にはたらきかけることが大切である。

子どもを理解するときに注意しなければならないことは、子どもを固定的に、ある基準に当てはめ押し量ったり、判断したりしないことである。子どもは日々成長しているのである。真の子どもの理解のために、教師は自分から進んで子どもに声をかけ、子ども自身が「分かってもらえている」という気持ちをもてるような信頼関係をつくることが大切である。その際には、教師自身の人格も子どもに理解してもらえるような努力も必要である。

## (3) 学級担任の仕事

学級集団は一つの社会であり、それ自体が子どもの学習活動の場であり、人格形成に影響を及ぼすという教育そのものの役割をもつものであると言える。つまり、学級をどのように作りあげていくかということは、学級担任の重要な仕事になってくる。

学級担任は、学級を子どもの安定した生活の場・学習の場としてとらえ、一人ひとりの子どもの能力と個性を十分伸ばしていくように配慮することが大切である。また、学級に所属している子どもの一人ひとりが、その可能性の範囲において、望ましい人格の自己形成ができるよう、あらゆる角度から指導することが、その大きな仕事であると言える。

仕事の内容をまとめてみると次のようになる。

### ア 学級の指導

- 各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動における指導
- 休み時間、登下校などを含めての保健・安全に関する指導
- 上記の二つを含めて学級で行われる児童・生徒活動の指導

### イ 学級の管理

- 人的なもの
  - ・個人的な悩みや不安の解消
  - ・児童生徒相互及び児童生徒と教師の好ましい人間関係の育成
  - ・健康観察、保健安全指導の円滑な運営
  - ・集団生活への適応と集団生活の円滑な運営・保護者との協力と連携
  - ・その他
- 物的なもの
  - ・指導のための事前準備（計画作成、物的準備、調査、連絡など）
  - ・学級の組織運営上の配慮（日課表、係組織表など）

- ・指導の事後処理（評価、点検、帳簿記入など）
  - ・上記以外の学級事務（物品の取扱い、帳簿類の整理など）
  - ・健康観察、保健指導の配慮と事後措置
  - ・教育環境の整備（清掃美化、掲示、用具整備、空間利用など）
  - ・環境衛生、安全点検の配慮と事後措置
  - ・その他必要に応じて行う学年、学校及び校外諸機関との連携
- \* 特に児童生徒の個人情報に関するものについては管理を厳重にしなければならない。

## 2 学校経営及び学年経営との関連

<ポイント>

- 学校教育目標と児童生徒の実態に即した学級目標を設定する。
- 学年教師の協力体制を強め学級経営に取り組む。
- 会議や研修・研修会には目的をもって参加し、学級経営に生かす。

### (1) 学校経営と学級経営

前章で述べたように、学校には「学校教育目標」があり、学校のあらゆる教育活動がこの学校教育目標の具現化を目的としていることは言うまでもない。したがって、学級経営においても、学校の教育活動の一環であることを認識して、学級担任は学校教育目標を正しく把握し、日々の実践を積み重ねていかななくてはならない。

一方で、学級担任が主体性を失ってしまっても問題が生じる。学級は、子ども一人ひとりと教師が直接に向き合う場であり、子どもの人格形成の場そのものである。子どもの実態は学級ごとに異なる。彼ら自身の願いや要求も千差万別であろう。学級担任は、そういった子どもの実態を的確に把握して学級目標を設定し、その実現のための教育活動を展開していかななくてはならない。そうした努力を怠ると、画一的で惰性的な学級経営に陥ることになる。

以上述べたように、学級担任は主体性をもって学級経営に取り組むとともに、自分の実践が全校の共通理解を得られるように努めなければならない。優れた学級経営は、担任の努力と同学年や教科担当との協力・支援がうまくかみあったとき初めて可能となるのである。

### (2) 学年経営と学級経営

学年経営と学級経営とは密接な関係をもっている。学年に支えられて学級経営は成り立ち、各学級担任の創意あふれる学級経営が、学年全体に活力をもたらす。その両者が相まって子どもが意欲的に豊かな学校生活を送ることができるようになるのである。

#### ア 学年経営の働き

学年経営は、次の二つの働きをもっており、学校経営と学級経営とを有機的に結び付ける手だてとして、その果たす役割は大きい。

- 学校経営の方針や構想をいったん学年段階で受け止め、これを学年の子どもの実態に応じて具体的な内容にし、同一学年の子どもすべてが豊かな学校生活を送ることができるようにする。
- 学級経営において生じた指導上の諸問題を学年の共通課題としてとらえ、協力し合ってその課題に取り組んでいく。

#### イ 学年研究会（学年会・学年研）の役割

多くの学校では、学年主任を中心として同一学年担当者による学年会が設けられている。学年会で話し合う内容は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、行事の実施、保護者会の開催など多岐にわたっている。これらのほとんどが学級経営に直接つながる実践的・具体的な内容である。担任は、そこで話し合われた内容を十分に理解するように努めなければならない。

また、日ごろ自分が悩んでいる学級経営上の問題、児童・生徒指導上の問題を積極的に学年会の場に出すことも大切である。学年会で話し合うことで、今まで担任として気付かなかった面に目が向いたり、他の学級も同様な問題を抱えていることが分かったりする。一人の担任が提起した問題を学年共通の問題としてとらえ、学年全体として取り組んでいくことで、解決の糸口が見えてくる。こうした営みの中で、教師間の協力体制もより一層強められていく。

### 3 学級経営の工夫

<ポイント>

- 教師と子どもとの信頼関係を基盤に、集団の中で、個を生かし、育てる。
- 子どもの発達段階を踏まえ、共感的に理解し、一人ひとりのよさを見いだす
- 集団内の子どもの人間関係に留意し、相互に尊重し、認め合う関係を作り出す。
- 保護者の思いをとらえ、また地域の人々との連携を進める。
- 整えられた教室環境は、豊かな人間性を育む条件の一つであることを知る。
- 子どもが自ら将来を考える指針となる進路指導を行う。

#### (1) 学級組織の作り方

学級は、よりよい人間関係や学級集団としての秩序や規律などをもった集団としてまとまって機能することが求められている。学級経営と学級活動は密接に関連している。新しい学級が成立した4月当初、子どもは「自分の学級」というものを意識するが、担任教師や周囲の者へ「違和感」を抱いて、溶け込めない者、不安をもつ者などで思惑はそれぞれ様ではないはずである。

そのような状況から、学級が一つのまとまりとして機能するよう組織化していくのは、学級担任の重要な役割である。そのために、子どもの個々の状況に応じて、学級集団とのかかわりを模索させながら、子どもに必要だと感じられる共通な行動目標をとらえさせるようにする。また、学級の中に適応し、円滑に生活しながら、個々の子どもが主体的に自己を成長させられるような活動の場を意図的・継続的に用意することが必要である。

学級が動き出せば、子どもは、お互いの人間性や興味・関心、特性、生活環境などの要因を背景にしながら、人間関係をつくるようになる。そして、学級に「所属感」をもつようになる。そのような自然にできあがった人間関係を配慮した学級づくりは、学級組織をより一層機能させるのに役立つのである。

#### ア 班の活動

班は共通の目標をもって編制された集団であるので、活動の中で人間関係の深まりが期待できる。その反面、グループへの不適応や個人差などがはっきりして、人間関係が難しくなることもある。

- 人数・男女比・座席の配置など考慮するが、活動の目標や内容によって編制の仕方に変化・工夫を加えるようにする。
- 班長の選出と同時に、その他の子どもにも活動の内容によっては係名をつけるなど、工夫をすることでスムーズに班活動ができるようにする。
- 年間を通した活動、学期ごとに区切りをつける活動、季節・行事に伴う活動などを、年間計画にバランスよく配置することが大切である。
- 目標の達成度、活動の状況、生活の節目さらには、人間関係などによって編制替えが行われる。その際、子どもの理解と主体性を大切にしたい。
- 子どもにとって「自己を高める」活動になっているかを点検、把握し、適切な助言を与える必要があるようにする。その際、子どもに成就感を味わわせるようにする。

## イ 係の活動

### (ア) 小学校1・2年生

児童に活動の喜びを味わわせるために、様々な係を設定し、一人一役から始める。仕事の内容は簡単なものがよい。

<係例>黒板、窓、配布、ボール、本、花、電気など

<名称例>本屋さん、郵便屋さんなど親しみのわくもの

### (イ) 小学校3・4年生

必要な係を相談したり、係ごとにリーダーを決めて仕事の分担をしたりして活動の計画を立てるようにする。また、自発的・創造的な活動を育てるためマンネリズムに終わることに注意し、日々新鮮な活動が継続できるよう助言・励まし・評価など児童への働き掛けに注意する。

### (ウ) 小学校5・6年生、中学校

事前に希望や意見を調査して、必要な係・人数・活動内容などの原案を自分たちの手で決めるようにする。継続的・協力的・創造的に活動が展開されるよう諸条件の整備・保障を行うことが大切である。

## ウ 当番活動

学級内には、学級生活を維持していく当番活動として日直・給食当番・掃除当番などの仕事がある。

- 毎日の活動は必要度の高い活動であるので、子どもの理解を十分に得ておく必要がある。
- 当番活動は学級全体へ奉仕の精神や態度を育てる活動である。教師は子どもとともに活動しながら、子どもの性格・行動を把握・理解する場としても考えたい。
- 編制については「奉仕の精神や態度」の視点からも学級全員で行う。分担や交替の仕方など常に明確にしておき、子どもが迷わず活動に参加できるようにする。

## (2) 学級集団の指導

学級集団の指導は、集団の在り方だけに目を向けるような指導を意味するのではなく、究極的には常に子ども一人ひとりの指導について配慮することを重視するものである。一人ひとりの子どもが、学級の中でびのびと自己を実現できるような集団に育て、さらにその集団の質を高めることによって、集団内の相互作用を生かして一人ひとりの成長に好影響を及ぼすところに価値がある。学級担任は、子ども一人ひとりの異なった個性を尊重しながら人間関係をとらえ、その集団の質を高めなければならない。

### ア 望ましい仲間づくり

子どもは、自分たちだけに適用する約束・きまり・行動様式などによって仲間集団を形成する。この仲間の志向するものが一人ひとりの成長にとって望ましいものであれば、見守っていくことができる。しかし、こうした集団は閉鎖性を強くし、排他的な集団へ発展してしまうこともある。学級の中にこのような集団ができると、学級全体で活動する場面で、協力体制が組めないケースも出てくる。したがって、担任は日頃から学級内のグループの動向や雰囲気注意到注意を払い、一人ひとりの成長を目指しながら、多くの仲間との交流を促し、なるべく閉鎖的にならないように指導する必要がある。

### イ リーダーの資質

集団には、指導性のあるリーダーが必要である。リーダーは、まず意欲的であり、率先して行動し、班員を説得できる力をもつとともに、創造力を持ち、計画性に富んでいることが望ましい。これらの能力は、初めからすべてをもっているというのではなく、集団の中で一人ひとりの様々な欲求が激しくぶつかりあって、お互いの正当性を主張していく過程で徐々に育っていくのである。そこで、リーダーとしての経験を多くの子どものにさせて、その能力を育てることが大切だと言える。そのことは、一人ひとりに力を付けることに加えて、集団の力を高めることにもなる。教師は、学級集団の力量をじっくりと分析しつつ、良きリーダーの育成を図ることが大切である。

#### ウ 遊びと仲間づくり

子どもにとって、遊びは仲間づくりをする方法の一つである。同じ遊びをやっているという親近感・共通意識が心を開放させ、子ども同士の連帯を深める。遊びは共通のルールをもつことで成立するものである。遊びの中で社会性やリーダーも育っていくのである。しかし、だれもが初めから一緒に遊べるわけではないので、教師の「外でみんなと遊ぼう」の一声が大切になってくる。この一声で、今まで教室でじっとしていた子どもも外に出ようと思えるようになる。教師が子どもと遊ぶことは、教師との距離を縮めるのにも良い方法である。また、遊びの中で、他の学級と対抗試合や交流などを行うことによって、学級としての仲間意識を育てることもできる。

#### エ 学級集団の規律

学級を一人ひとりの児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。子どもの規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師の毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、お互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、子ども相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土に作り変えていくことが大切である。また、子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。子どもによっては、規律の理解が難しい場合もあるので、個に応じた支援を心がけたい。

### (3) 集団の中で個を育てる手立て

学級集団といっても一人ひとりが個性をもった集りである。子どもの内面生活を重視した学級経営が大切である。

#### ア 上手にほめて、上手に叱る

ほめる場合も叱る場合も、集団の中で行うか個別に行うかによって、その意味合いが違ってくる。一人ひとりのよさをみんなの前でほめることによって、周りの子がその子を認めるようになり、集団として質の向上にもつながり、本人も自信をもてることもある。しかし、中にはほめられた子が気恥ずかしさを覚えたり、周りから疎外されてしまったりすることもある。みんなの前で叱られることによって、より強い反省を促せることもあるが、反対に素直に聞けないこともある。集団の質や児童生徒の一人ひとりの特性を考えて、叱ったりほめたりする場を選びたい。

- ほめるときには、事実を具体的に伝える。ほめる子どもに偏りがないように心掛ける。
- たとえ小さなことでも、その子どもなりの努力を認め、伸ばすようにほめる。
- 叱るときには、時と場合を考え、子どもにとって最も効果的な方法を考え、改善の意欲をもたせるようにする必要がある。
- 叱るときにも、事実にもとづき、教師の意図が明確に相手に伝わるように心掛ける。

#### イ 行動の記録をとる

日々の子どもの行動は、記録として残していくと、客観的に分析しやすくなり、指導のためにも有効であるので、習慣づけたい。また、指導要録・健康診断票・前任者からの引き継ぎ資料・家庭訪問記録や、意識調査・作文などからとらえ、学級の特質を分析・検討しておくことが大切である。

#### ウ 児童生徒とかかわる時間を設ける

- 子どもの友人関係や物の見方や考え方など日常の観察の中でつかむ。
- 休み時間や放課後はできるだけ一緒に遊んだり話したりする。
- 班ノート・学級日誌・相談カード・対話や面談などから・積極的に個人像を把握していく。

以上の方法で、子どもが何に興味・関心をもっているか、信頼のおける友達はだれかなどをとらえていることで、一人ひとりを育てていくのである。

#### (4) 教室環境づくり

##### ア 教室環境の考え方

教室環境は、学級経営の一部であるので、意図的計画的に行うことが必要である。壁面はもちろん、床・天井・いす・戸棚・その他の空間や子どもの行動、教師の行動も教室環境である。子どもが快適で安全な学校生活を送ることができかつ、学習活動が効果的に展開される環境が基本である。日常的に整備し、点検することが大切である。教室環境を教育作用という面から考えると、物的環境と子どもの意識に影響を与える人的環境とに分けられる。

##### イ 人的環境づくり（好ましい人間関係の確立）

学級の人的環境は、子どもにとって心理的に大きく作用する。子ども一人ひとりが、明るく楽しい学級生活ができるよう、思いやりのある協力的な学級をつくることが極めて大切である。人的環境としては、子どもの把握と理解は、基本的条件と言える。学習活動の主体は子どもである。したがって、一人ひとりが個性的存在であること、学級は様々な性格や能力をもった子どもの集まりであることを十分配慮し、児童生徒理解に努めることが必要である。

学習における小集団グループ・清掃グループ・係活動グループなどは、すべてそれぞれの目的があってできている。同時に、そのグループの人間関係を深めるためのものである。

##### ウ 物的環境づくり（教室環境の整備）

物的環境としては、色彩・採光・通風・換気・保温などはもちろん、施設・備品・教具・教材・資料・机の配置などがあげられる。それらが立体的に配置され、壁面・背面黒板などが有効に使われることが望ましい。特に壁面の活用に当たっては創意工夫が必要である。小学校高学年では、掲示係などの係活動として子どもが工夫していくことも大切である。その際、実際に、ロッカーや机の上などに載って掲示物を貼ったりはがしたりすることを避けるよう、留意する必要がある。また、中学校や高等学校では教室環境の経営を環境・生活委員などに委ね、生徒の創意を生かした環境づくりも考慮していきたい。

(ア) 教室環境の四つのねらいを常に大切にする。

- 機能的であること。(子どもにとって教具や備品や用具が使いやすくなっている)
- 美的であること。(備品の配置、作品展示がすっきりしている)
- 安全であること。(机・いす・釘・窓・画びょう・床面などが安全であること)
- 衛生的であること。(採光・通風・保温・色彩などの配慮や清掃用具の整理整頓)

(イ) 教室の前面はなるべく簡素にし、子どもの気を散らさないようにする。

(ロ) 常掲用は固定し、移動用は保管の仕方も工夫しておく。

(ハ) 教卓や事務机・戸棚・テレビ・時計などは子どもの位置から見て配置を工夫する。特に時計は正確であることを心掛ける。

(ニ) 教卓の周辺は整理の仕方の模範となるように、常に整然としておく。

(ホ) 作品の掲示や取り外しにあたっては、子どもが安全にできるように初めのうちに指導しておく。

(ヘ) 机やロッカーの中の整理の仕方は、学年当初に指導しておき、月に一度は点検することが望ましい。

(ト) 子どもが下校した後は、次の日のために教室内を点検しておく。

#### (5) 家庭との連携

家庭との連携は大切である。そのためには、家庭と連絡し合う必要がある。その方法として、日常多く行われているのが連絡ノートである。形式は最も使いやすいものを考えればよいが、連絡の記録が指導過程の記録にもなるので、子どもの理解と指導に役立てるよう活用を図りたい。また、担任からの一方通行に終始しないよう、保護者にも気軽に書いてもらうとよい。

電話は手軽で即時性があり、しかも細部にわたる話し合いが可能なところから、頻繁に連絡用と

して利用される。ただし、その利用の場面やかけ方・話し方には配慮したい。

その他、教室と家庭を結ぶ情報交換の方法として学年通信や学級通信がある。学年通信は学年協働の結晶であり、編集・印刷などを分業したり輪番したりすることで、毎週発行することもできる。内容についても、複数の教師の目を通すので客観性がある。学級通信は学級経営の一端を担い、子ども一人ひとりの成長を見つめ、保護者との交流を図りながら教育効果を高めていこうとする担任の姿勢に支えられて、生み出されるものである。内容としては、学年・学級の学習や行事の予定、準備するものや集金などの連絡、学習の仕方や生活のあり方、保健に関するお願い、子どもの学校での実態や様子、それらについての担任の意見や感想、子どもの作文、保護者の声など様々考えられるが、個人情報に記載するにあたっては承認をとっておく必要がある。また、家庭への通信文については、校長・副校長の指導・助言のもとに細心の注意をはらって行うようにする。

さらに、家庭との連携場面としては、次のようなものがある。

○ 保護者懇談会

たいていの場合、学校の年間行事計画に組み込まれている。内容については、学校として大枠が示されている場合と、学年や学級に任されているものがある。

○ 授業参観

学級の子どもが学習する様子を参観してもらうことにより、子どもの学習態度や教科の内容・指導方法・学級経営の方針などについて保護者の関心を高め理解を深めてもらうことがねらいである。また、教師に対する保護者からの意見・要望等を受ける場でもある。

○ 家庭訪問

子どもの生活環境を把握し、理解と指導の参考にするために実施される。

## (6) 進路指導

進路指導とは、単に進学のみを指導することではない。子どもが一人の人間として「どう生きていくか」を考える中で、「どのような技術・知識を身に付けようとするのか」「どのように自分自身を見定めて職業を選ぼうとするのか」、そのため「進学をどう考えるか」、そういった一連の流れの中で親切な指導・助言・支援を与え、子どもに「自分自身の進路の選択」を考えるようにすることが進路指導だと言える。

進路指導は、教師側の一方的な働きかけでなく、保護者の期待、本人の希望が前提となることは言うまでもない。また、「期待」「希望」も様々な条件の中で変化していくものである。子どもの能力・資質も日々向上していくものであることを理解しておきたい。そして、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの進路指導の内容は異なっており、発達段階による違いを心得ておく必要がある。

### ア 小学校

小学校では児童の発達段階に応じて選択能力を育てたり、将来の生き方や進路などを考えたりする指導を工夫することが大切である。「将来の夢」「やりたい仕事」のテーマで話し合ったり、様々な職業を理解したりする機会などを設けたい。

### イ 中学校

義務教育修了という節目にあたり、適切な進路指導が望まれる。現状では進学希望が95%を超えているが、少数ではあっても就職者があり、職業安定所との連携も大切である。進学は公立・私立の高等学校が主だが、専修学校等を希望する生徒もいる。将来への展望をしっかりと把握させておきたい。

### ウ 高等学校

自己の能力・適性など自らの興味・関心をもとに主体的に判断し、進路を選択する時期である。教師は必要な情報を適切な時に提供し、相談には積極的に応じていきたい。大学（短期大学）・専門学校・就職と大別されるが、個々の生徒の希望・関心は様々であることを踏まえて指導したい。

## エ 特別支援学校

障害のある子どもに対し、自立を目指すための進路指導は特に重要である。子どもの障害の状態を配慮した多様な対応が求められ、個に応じた指導が必要である。進学・就職・福祉施設など進路先の確保と同時に社会の一員としての成長・発達が図れるような指導と支援を大切にしたい。

## 4 学級経営案の作成

### <ポイント>

- 年間を見通した学級経営案を作成し、意図的・計画的・組織的に学級経営をする。
- 子どもの実態をしっかりと把握して、学級経営の方針を立てる。
- 学校・学年経営と学級経営の関連を図る。
- 一人ひとりの個性や能力を伸ばすために、常に修正・改善をする。

### (1) 学級経営案の意義と性格

#### ア 学級経営案

新学期が始まると、学級担任は、これから一年間の学級経営の見通しを立てる。どんな学級にしようか、学校教育目標を実現する場としての学級をどのように指導していこうかなど、期待と不安、希望をもちながら考える。その期待や希望を実現させるために、学級の実態や学校教育目標などを考慮しながら、年間を見通して意図的・計画的に立てる指導計画が「学級経営案」である。学級経営案の形式については、細かく規定している学校、自由に記述する学校と様々であるが、内容においては大きな違いはない。

#### イ 望ましい学級経営案

- 教師の理念が反映され、経営方針が明確となっていること。  
どんな学級にしたいかをはっきりと示すことにより、学級経営の見通しがつき、自分なりによりどころをもって取り組むことができる。
- 学級経営計画が、子ども一人ひとりの個性を大切にして立てられていること。  
子どもの実態や特性を踏まえ、いつ、どこで、何を、どう指導するのかをはっきりと押さえた計画を立てることによって、スムーズに学級経営ができる。
- 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすように計画されていること。  
子どもの実態を的確に把握して、それぞれにあった指導を個別的・個性的にすることにより、学習に対する意欲や関心を深め、能力を伸ばすことができる。
- 絶えず反省・評価し、改善できるような弾力的な計画であること。  
学級経営案は常に保管し、自らの実践を反省・評価したり、子どもの成長による実態の変化などを見直し改善したりすることによって、日々の学級経営に生かすことができる。

### (2) 学級経営案の内容

学級経営案の内容を大別すると、学級経営の方針、子どもの実態、反省・評価の三つに分けられる。学級経営案に何を書くかは、担任がどんな学級をどのように作りあげていくかによって違ってくる。具体的な内容については、それぞれの学校で工夫されている。

### (3) 学級経営案の作成

#### ア 学級目標の立て方

- 学校教育目標や学年目標を十分把握し、それらに即して学級目標を設定する。
- 学級の子どもの実態を踏まえ、担任の教育理念を生かして個性的・具体的な学級目標を設定する。
- 学年の年間指導内容との関連を十分考慮して、具体化を図るようにする。

#### イ 子どもの実態のとらえ方

- 家庭での様子  
保護者との面談等の中で、家庭での子どもの生活の様子や保護者の教育的関心などを、できる限り把握していくように努める。
- 学力  
指導要録の学習の記録・日常の学習観察などから、実態を把握するように努める。ただし、数値的な結果をみるだけでなく、学力の実態を多面的にとらえることが大切である。
- 健康  
日々の健康観察・定期健康診断の記録・体力測定の結果を整理して、疾病状況、及び学級全体の傾向を把握する。
- 社会性  
日常の観察結果を整理したり、交友関係を観察したりして、子どもの適応状況をとらえる。
- 情緒的な面  
作文や日記などから心情を把握したり、教師の発言に対する反応を観察したりする。
- 学級集団の特徴  
学級の集団的傾向・特色を把握し、そこから見いだした課題を学級経営に生かす。

#### ウ 学級の経営計画

- 児童・生徒理解  
子どもの日常の発言や行動の様子・交友関係の変化などについて継続的な観察の仕方を決めておく。
- 環境条件の整備
  - ・ 人的環境…望ましい人間関係(教師と子ども・子ども相互など)、学級の雰囲気づくり(仲間意識・思いやり)、特色ある学級づくり
  - ・ 物的環境…人的環境づくりを支えるもの(機能面・美的面・安全面・衛生面などを考慮した個性的な教室環境計画)
- 家庭との協力・連絡・その他  
家庭とのコミュニケーションの重要性を理解し、学級懇談会・個人面談・三者面談・家庭訪問・家庭連絡・授業参観などのねらいや内容を考慮し、方法を工夫する。

#### エ 学級経営案作成上の留意点

- 学校経営と学級経営、学年経営と学級経営の関連を図る。
- 子どもの興味や関心を重んじ、自主的に活動し、個性・能力をできるだけ伸ばすような配慮をする。
- 子どもや学級集団について、できるだけ正確な情報を集め、学級の実態を的確に把握して計画を立て、単なる机上プランに終わらせないようにする。

### (4) 学級経営案の活用と評価

#### ア 学級経営案の活用

学級経営案は、学級の子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすために作成するものである。したがって、それが実践で生かされなければ作成したことが無意味になってしまう。そこで、活用に当たっては常に実践に基づいた記録によって評価と反省・改善を加えるとともに、創意工夫を生み出すための積極的な研究や研修が必要である。

- 複数の教師で児童生徒理解に努める。  
同学年や同教科の教師で読み合い、子どもの指導に当たる者相互の話し合いをもつようにする。
- 学級目標が子どもに十分理解されるよう工夫する。  
学級目標を子どもが各自のめあてとして受け取るために、親しみやすく魅力ある表現にする工夫をし、形式的なものにしないようにする。

- 学級経営案は常に改善するように心掛ける。  
子どもと実際に接し生活していく過程で、計画と実際とのずれが生じた場合に、修正・追加をして、常に実態に即したものにしておく。
- 評価や反省に役立つように、実践したことは記録しておく。  
変化が記録できるような欄をつくり、実践したことを具体的・数量的に記録し、評価や反省に生かすようにするとよい。
- 学級経営案はいつでも活用できるようにしておく。  
常に目につく場所に置き、継続的に参照したり、記録したりすることを心掛ける。しかし、個人のプライバシーにかかわることも記載されている場合もあるので、取扱いについては十分配慮する。

#### イ 学級経営の評価

- 評価の目的
  - ・学級経営計画の確実な実践を期するため。
  - ・学級経営の改善を図るため。
- 評価の観点
  - ・学校教育目標、教育課程、子どもの実態を踏まえていたか。
  - ・学級経営が目的・内容に偏りなく達成されたか。
  - ・学級経営の実践に当たって、具体性・発展性について工夫や配慮がなされたか。
  - ・改善のための資料が整理され、累積されているか。
- 評価の方法
  - ・学級経営の実践記録や反省記録の分析をもとに行う。
  - ・児童生徒の実態や変容の把握と見直しをする。
- 評価のための留意点
  - ・計画的・継続的に実施する。
  - ・計画は、実態の変化に対応して常に修正と改善をする。
  - ・目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を重視する。  
学習のねらいに即してその実現状況を見るために、評価規準を明確にし、評価計画を立てるようになる。評価規準に照らして評価する際には、評価方法を工夫したり、評価者を複数にしたりするなど、主観的にならないような工夫が大切である。
  - ・評価記録の活用を図る。  
評価のために収集した資料は、整理や保管の仕方を工夫し、次の指導に活用する。

## 第IV章 学習指導をすすめるために

### 1 学習指導と授業

<ポイント>

- 一人ひとりの子どもにしっかり教え、しっかり引き出す指導を通して、「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”の育成をめざす。

#### (1) 指導内容の明確化

「横浜版学習指導要領 教科等編」において示されている、国の学習指導要領で最低基準として示される基礎的指導内容、補充的指導内容、発展的指導内容を指針として活用する。

学習指導のポイントは、次の3点にまとめることができる。

- ・「何のために（For）学ぶか」が明確になっていること。
- ・「何を（What）学ぶか」がはっきりしていること。
- ・「どう（How）学ぶか」という学習のプロセスが明らかになっていること。

#### (2) 指導方法の工夫

ア 個に応じた指導の充実

- ・基礎・基本の習得とそれを活用する指導の充実を図ること
- ・「横浜型習熟度指導」を一層充実すること

イ 学習内容の習熟の程度や地域の特性等に対応した指導の工夫

- ・「横浜版学習指導要領 指導資料」などの指導モデルをもとに指導の工夫・改善を目指す。

#### (3) 学習指導上の留意点

- ・児童生徒の思考力、判断力、表現力をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実する。
- ・体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるように工夫する。
- ・児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫する。
- ・各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫する。

#### (4) 教師としての役割

ア 子どもの実態を正しく把握する

子ども一人ひとりの実態をとらえていくことは極めて重要なことである。子どもの興味・関心、生活経験、学習速度や習熟の状況、適性、認知などの個人差や個性をとらえ、子どものよさや可能性を伸ばすために個に応じたきめ細かな指導を行うことが大切である。

#### イ 子どもとの心のつながりをもつ

子どもにとって学校は自己発見の場であり、自己確認の場である。子どもは自分に対する教師の愛情と期待を感じたとき、自己の能力に目覚め、それを発揮しようと努めようとする。

#### ウ 子どもの発想を生かす

学習指導では、ねらいを焦点化し既習事項を生かし、自らの考えを導く場面と、自ら調べたり聞いたりして学ぶ場面等があるが、考えさせる場面では子どもの発想を大切にし、結論を急がず、子どもを見守り支援することも大切である。

#### エ 信頼し合う集団をつくる

子どもたちは相互に啓発し、補完し合う中で成長していく。このよういきいきとした集団は、教師と子ども、子ども相互の信頼関係に基づく安定した学級の雰囲気の中で形成される。日常生活のあらゆる場で信頼関係を築いていくよう努めたい。特に人権問題に関しては、教師自身が正しい認識のもと、実態をとらえ、子どもの人権を考えて信念をもって指導にあたることが大切である。

#### オ 協働の指導体制を作る

教師が優れた計画性や見通しをもち、子どもたちのよき支援者として、講師が十分な共通理解を図る中で、連携し協力し合っていくことが大切である。

#### カ 保護者や「まち」との連携を図る

学校教育は教職員によって運営されているものであるが、子どもに対する保護者や「まち」の人の願いや期待がそこに反映されていなければならない。そのために保護者や「まち」の人の日常の連携を密にしていくことが大切である。

## 2 学習指導の計画と展開

### <ポイント>

- 子どもの実態をしっかりとらえ、学習のねらいをはっきりさせる。
- 教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間のねらいに合わせて書き方を工夫する。
- 学習の目的や内容によって学習指導の形態や、方法・手段など支援の在り方を工夫する。

### (1) 学習指導案の作成に当たって

学習指導案は子どもたちによりよい授業をするためのものである。授業を通して子どもの学びの姿から工夫・改善すべき点を明らかにして、次の指導に生かすことが大切である。学習指導案を作成するにあたって留意しなければならないことは、基盤には学校の教育課程がありその年間指導計画によって、学年ごとの内容が学期ごと、単元(題材)ごとと細分されて示され、さらに最小単位として、1単位時間の授業内容が位置付けられなければならないことである。前単元から本単元、そして次単元へのつながりを大切にして授業が展開されていかなければ、確かな学力の育成が図れない。また、ただ形式が整っているだけではよい学習指導案とはいえない。そこで学習指導案の必要な条件として、次のようなことが考えられる。

ア 単元及び単位時間の指導内容を明確にすること。

イ どのように学習指導を展開するか、ねらいや目標に基づき、評価規準、評価の方法、場面、

指導の手だてなどを明らかにすること。

ウ 学級の子どもの実態に即したものであること。

指導案作成上、子どもの実態をとらえることは欠かすことのできない基盤である。子どもの活動の姿を想定しながら指導案を構想していくことが大切である。学習に参加する子どもがどのような経験を持ち、どのような知識をもっているのか、また興味・関心、欲求の方向はどうかなど実態を十分に把握することが大切である。

エ 指導目標がはっきりしていること。

教材全般の研究を十分に行い、具体的ではっきりした目標を設定する。単元目標は、指導内容や評価の観点等を視点に設定し、単元・題材等の目標から順次下位目標を位置付け、1単位時間の目標が単元・題材等の目標と構造的に結び付いたものになるよう留意する。

オ 指導内容をよく吟味し、授業展開について工夫すること。

学習活動の流れが無理なく相互に関連し合って展開し、子どもが考える場面、表現等の活動を展開する場面、教師が与える場面などねらいに応じた学習が展開できるように工夫する。その流れの中で、教科書や各教材・教具・教育機器の活用を適切に位置付けることが大切である。1単位時間の指導は、導入・展開・まとめの三つの過程に大きく分けて考えられる。

#### ○導入

学習課題を切実な問題として子どもがとらえられるよう、教材との出合わせ方や既習の知識や経験とのつながりを図るなど、教師の意図的な働きかけが大切になる。子どもの学習意欲をどのようにして高めるかがポイントになる。

#### ○展開

十分な教材研究のもとに、学習展開の時間に余裕をもたせ、一人ひとりの考える時間を保障する。そのためには、本時のねらいとのかかわりの中から子どもの問題意識のもと、立ち止まる場面を大切にしたい。学習の方法や形態の工夫が重要になる。

#### ○まとめ

本時を振り返り、課題に対し、子ども自身が学習をまとめ自己評価できるようにする。教科等の特徴を生かし、短時間の中で効果的に行う。次時への展開につながる連続性があることが望ましい。

## (2) 指導案の書き方

学習指導案の形式は一定のものではなく、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の特性に応じていろいろと工夫されており、必ずしもこれが定型というものはない。しかし、その根幹は共通しており一般的には次のような形式をとることが多い。ここでは、小学校国語科指導案を例に一般的な書き方を紹介する。

## 国語科学習指導案

指導者〇〇〇〇

- 1 日 時 平成〇〇年〇月〇日 (〇) 第〇校時
- 2 学年・組 第3学年 組 人
- 3 単元名 「へんしん!くふう せつ明 BOOK」を作って、学校みんなに読んでもらおう  
～「すがたをかえる大豆」読んで「国分はかせのすごいわざ」を見つけよう

子どもにとって目的意識や相手意識（学習の必然性）のある単元を構成する。

※単元と呼ばない教科等もある。横浜版学習指導要領 指導資料を参考にすること。

### 4 単元目標

- 自分が選んだ食べ物のおいしく食べる工夫と食品を説明する文章を書きたいという意欲をもつ。
- 教材文から説明する文章の表現の様式を読んだり、図書資料から必要な文章等を引用しながら読んだりする。
- 「はじめ・中・おわり」の文章構成や「おいしく食べる工夫」を示し、食品の例を挙げるといふ叙述を生かして自分が選んだ食べ物について説明する文章を書く。

### 5 本単元の評価規準

#### <国語への関心・意欲・態度>

- ・説明的文章を書きたいという意欲をもち、教材文から説明的文章の表現の様式を意欲的に読み取ろうとする。①

#### <読む能力>

- ・中心となる語や文をとらえ、「始め・中・終わり」の文章構成、どの段落にも共通する記述を読み取っている。②
- ・図書資料から、中心となる語や文を引用している。③

#### <書く能力>

- ・「始め・中・終わり」の文章構成で、中心となる語や接続語に気を付けて説明する文章を書いている。④

#### <言語についての知識・理解・技能>

- ・句読点を適切に打ち、段落の始めは行を改めて書いている。⑤
- ・接続語が段落をつなげる役割をもっていることを理解している。⑥

評価規準は、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」等、それぞれの教科の等の評価の観点ごとに、単元に合わせて設定する。横浜版指導要領 評価の手引（CD）を参考にすること。

## 6 単元について

教材とは指導目標実現のために選定された素材である。

その教材を設定する趣旨やその必要性とともに、子どもの興味・関心や欲求、身に付けさせたい力と結び付けて、本単元での留意点をまとめる。実態は、身に付けさせたい力の実態を書く。

### (1) 教材について

文章とは、筆者がある内容を分かりやすく読者に説明・解説した文章である。説明的文章においては、内容ばかりではなく、文章構成や記述を読み取ることで、児童の論理的思考力を高めることが説明的できると考えた。……（以下略）

### (2) 児童の実態

これまでに、説明的文章がかけるようになるために、教材文を手本として、その表現の様式を読み取るという言語活動の経験はない。しかし、段落に注意しながら中心となる語や文を読み取る経験は、1年「じどう車くらべ」2年「たんぼぼのちえ」で積んできている。

特に「ありの行列」では、中心となる語や文をとらえること、段落を意識することを指導の重点とした。……（以下略）

## 7 指導と評価の計画（読むこと5時間 書くこと10時間）

学習活動と内容	評価規準と指導の手だて（○）
<p>1・2 学習の見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理科の学習で育てたオクラの実を家庭でどのようにおいしく食べたかを話し合うこと</li> <li>姿を変える食べ物にふれ、同じ食べ物にも、おいしく食べる様々な工夫があることに興味をもつこと</li> <li>図書資料も参考にして、自分が書いて伝えたい姿を変える食べ物を選ぶこと</li> <li>みんなで「へんしん！くふう せつ明BOOK」を作って学校のみんなに読んでもらおうという目当てをもつこと</li> <li>自分の力で説明する文章を書けるようになるために、教材文から、説明的文章の書き方（国分はかせのすごいわざ）を読み取るという目当てをもつこと</li> </ul>	<p>①「へんしん！くふう せつ明 Book」を作るという目的をもって、教材文「すがたをかえる大豆」から説明的文章の表現の様式を読み取ろうとしている。</p> <p>&lt;発言内容・振り返りの記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動への関心を持てるように、自分たちの体験を話し合う。</li> <li>○学習の目当てを具体的にもてるように、言語活動の題材・相手・目的を明確にする。また、その目当てを常に意識できるように振り返りを毎時間、行って学んだことを価値付けられるようにする。</li> <li>○市立図書館と連携し、「課題設定や取材」にとり組みやすいように、図書資料を用意しておく。</li> </ul>
<p>「へんしん！くふう せつ明 BOOK」を作って、学校のみんなに読んでもらおう ～「すがたをかえる大豆」読んで「国分はかせのすごいわざ」を見つけよう</p>	

<p>3・4・5・6教材文「すがたをかえる大豆」から表現の様式を読み取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難しい言葉の意味を知ること</li> <li>・全体を読み、「始め・中・終わり」の文章構成と中心となる語や文をとらえること</li> <li>・「中」を読み、同じ「くふう」の食べ物は、一つの段落に書かれていることと、どの段落も「おいしく食べる工夫を示し、食品の例を挙げる」という記述になっていることを読み取ること</li> <li>・「中」を読み、接続語「次に」「また」「さら</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②教材文「すがたをかえる大豆」の中心となる語や文をとらえ、「はじめ・中・おわり」の文章構成や、一つの段落の中で「おいしく食べるくふうと食品」を書いていることを読み取っている。          &lt;発言内容・ワークシートと振り返りの記述&gt;⑥          「次に」「また」「さらに」「これらのほかに」の接続語が段落をつなげる役割をもっていることを理解している。          &lt;発言内容・ワークシートと振り返りの記述&gt;</p> </div> <p>○「はじめ・中・おわり」の文章構成を読み取る</p>
---	---

8 本時の目標

「すがたを変える大豆」の「中」の部分を読み、大豆をおいしく食べるための五つの工夫と九つの食品例を読み取り、一つの段落に一つの「くふう」が書かれていることと、どの段落も工夫を説明してから食品の例を挙げていることに気付く。

単元の目標を受けて、本時のねらいを絞り込む。表現はできるだけ具体的に、内容は子どもの行動目標で表わすとよい。

9 本時の展開 5 / 15 時間

学習活動と内容	評価規準と指導の手だて (○)
<p>1 目当てを確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>大豆を「おいしく食べるためのくふう」と「食品」を調べ、「国分はかせのすごいわざ」を見つけよう</p> </div> <p>2 「中」を音読する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本時の学習場面の確認</li> </ul> <p>3 大豆をおいしく食べるための「くふう」と、姿を変えた「食品」を読み取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「くふう」という語を見つけ、赤のラインを引くこと</li> <li>・姿を変えた「食品」を見付け、青のラインを引くこと</li> </ul> <p>4 赤と青で色分けしたワークシートを見て、気付いたことを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの段落にも赤（くふう）と（食品）があること</li> <li>・一つの段落に一つの赤（くふう）があること</li> <li>・赤（くふう）→青（食品）の順になっていること</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「すがたを変える大豆」の「中」の部分を読み、大豆をおいしく食べる五つの工夫と九つの食品例を正しく読み取り、一つの段落に一つの「くふう」が書かれていることと、どの段落も工夫を説明してから食品の例を挙げている。          &lt;発言内容・ワークシートと振り返りの記述&gt;</p> </div> <p>○文章の構造を視覚的にとらえ、段落の構成に児童の目が向くように、教材文を拡大したものを「はじめ」「中」「終わり」に区切って黒板に配置する。</p> <p>○文章全体を見比べて、共通している語や記述に着目できるようにするために、全体を見ること</p>

<p>・文の書き方は、「～する」</p> <p>5 気付いたことをまとめて、説明文を書くときの「すごいわざ」として名前を付ける。</p> <p>6 ワークシートに振り返りを書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分もかけそうな気がしてきたこと</li> <li>・自分が書くときにこのわざを使うこと</li> </ul>	<p>ができるワークシートを活用する。</p> <p>○文章の構造を視覚的にとらえ、中心となる語や文を明確に理解できるように、「くふう」と「食品」の語を赤と青に色分けする活動を取り入れる。</p> <p>○【補充】九つの食品例を読み取るのが困難な児童には、食品の写真を見せて、教科書の語を探すように助言する。</p> <p>○【発展】どの段落も工夫を説明してから食品の例を挙げていることに気付いている児童にはさらに文末表現の共通性に着目するように助言する。</p>
---	--

### (3) 学習指導の方法

#### ア 学習形態

##### (ア) 一斉学習

学級単位の集団で授業を行う際には、子どもが受け身にならぬよう、資料などを用意し興味・関心を引き起こす必要がある。発問により子どもが習得している知識などを深めさせる学習では、教材を使って指導する力、教材の分析力と発言内容を的確に読み取る力、課題を作る力などが教師に要求される。

子どもが相互にかかわり合い、個々がもつ意見の対立点や矛盾点をきっかけとして、教材についての考えを深めていく学習では、単なる話し合いでなく、対立や矛盾を引き出し、考えを深められるよう正しい方向づけや支援が必要である。

##### (イ) グループ学習

4～6名ほどの小集団による学習活動では、理解度の異なる子どもでグループをつくり相互に補うようにしたり、逆に子どもたち自身で編成し興味や主体性を高めたりする場合がある。グループ学習では、人間関係の向上やリーダーの養成などの効果が期待できる。

##### (ウ) 個別学習

一斉学習やグループ学習の基底となるものであり、一人ひとりがその時々力を発揮できるようにするには、常に子どもたちの性格や能力を把握しておかなければならない。子ども自らが発見していく学習では、子どもの個人差や個性への教師の理解と支援が大変重要になる。

さらに、課題に対し子どもがもっている知識を活用し、自分自身の課題を解決していく学習や学習の過程をプログラミングし、スモールステップで系統的に学習を進める方法もある。この場合、個人差や個性の違いに応じて指導することが要求される。

#### イ 発問と助言

学習がうまくいくか、いかないか、それは発問と助言にかかっているといても過言ではない。どんなに教材研究をし授業に臨んだとしても発問・助言の一言で方向性が変わったり、授業の視点がずれたりすることがあるからである。

そこで教師は、発問・助言に留意し、授業に臨むとよい。よい発問・助言は、子どもの自主性を養い、授業を効果的に進める鍵になる。

(7) よい発問は授業の流れを決める

- ・質問の意図がはっきりするような言葉を使う。
- ・全員が同じように受け取れるような発問にする。
- ・子どもが思考している最中に、同じような発問をし、混乱させない。
- ・発言がないからといって、すぐ発問を変えたりしない。
- ・長々と発問せず、わかりやすい言葉で短的にする。
- ・一問一答にならないようにする。
- ・授業を支えるようなものであること。
- ・理解の定着を図り考えさせる発問を工夫していくこと。

(4) よい助言は、子どもの思考活動を促す

- ・間違いを正す助言
- ・思考の方向性を変える助言
- ・既習事項を確認させる助言

この他に、指示・共感・訂正・賞賛などがあるが、これらは発問・助言の間にあって、必要に応じ活用するべきである。

ウ 板書・ノート・教材や資料・教育機器の活用など

(7) 板書

板書は授業内容を記録し、子どもの思考を助け、授業展開を確実なものにする役割をもつものであるからこそ、計画的に行うようにしたい。

そこで授業展開における板書の注意事項を挙げてみる。

- ・あらかじめ板書計画を考えておく。
- ・学習の流れが子どもに分かるようにする。
- ・子ども自身の板書も、必要に応じて行う。

以上のことを考え、板書の文字は楷書で正しくていねいに書くことが大切であり、教室環境（光線の反射など）や子どもの心身の発達状況などに注意した板書でなければならない。理解や思考を助けるものとして、色チョークの使用やあらかじめ画用紙などに記入したものを利用するのも一方法である。

(4) ノート

子どものノート使用は、学習活動の基本である。また子ども自らが自分の力で活用するものであり、学習した結果を積み重ねていくものである。一方教師にとっては、子どもの学習状況を評価することもでき、教師自身の授業内容の評価にもなるものである。だからこそ、ノートの活用方法（どんな種類のノートがあり、どんな風に記録していくかなど）については教科ごとに年度当初、十分に指導しておきたい事柄である。

そこで子どものノート使用のもっている意味を挙げてみる。

- a 学習内容を整理し理解する。そして学習を発展させる。
- b 学習意欲を高め、知識・理解の定着や向上を図る。
- c 子どもの自主性と思考力の発達を助け、創意・工夫の力を育てる。

次にノート指導について挙げてみる。

- a 授業内容のねらいが分かりやすく記録ができるようにする。

- b 次への発展につながるように記録ができるようにする。
- c 学習の仕方を記録できるようにする。
- d 学習活動を計画的にできるようにする。
- e 学習のねらいや内容によって、様々な記録ができるようにする。

そして、個の考えが活かされたノートであり、ノートへの記入・記録があまり煩雑にならないように配慮するとともに、子どもの理解力や個性に応じた指導を考えていく上の資料にも役立てたいものである。

#### (ウ) 教材・教具

教材は学習活動の際に直接働きかける内容を含んでいる。その主たる教材として、教科書がある。その活動の際に使用される教育用具や教育機器が教具である。学習活動における教材や教具等のもっている意味は、学習目標を適切かつ効果的に達成するための手段として、また子どもの学習意欲や理解力を高めることにある。

その教材・教具には、次のようなものがある。

- a 図書教材…各種の書物・辞典・事典・年鑑・図鑑など
- b 図書以外の教材…新聞・雑誌・パンフレット類・地図・グラフ・図表・標本・模型・写真・絵画・紙芝居・さしえなど
- c 情報教育関連教材…コンピュータソフトデジタルカメラ映像・スライドフィルム・16mm映画フィルム・ビデオカセット・CD・DVDメディアなど

これらの利用には、学習目標や内容を考え子どもの実態に即して、適切な教材・教具は何かを十分に研究・理解しておく必要があり、創意・工夫を加え、自作の教材・教具へと発展させる意欲ももたなければならない。

#### (エ) 教育機器の活用

教育機器の種類は非常に多く、活用の範囲も広い。その利用は子どもの興味・関心を引き出し、子どもの学習への参加を一層高めることができる。

教育機器としては、コンピュータ・ビデオプロジェクタ・VTR・OHC（書画カメラ）・デジタルカメラ・16mm映写機・スライド映写機・OHP・ステレオ・テープレコーダ・電子黒板などを挙げることができる。

情報機器を活用することによって、ことばや文章だけでは理解しにくいものを、映像や音声などにより、直接理解したり、たがいに共通理解を図ったりするなどの効果が期待でき、積極的な学習意欲を喚起しやすい。

しかし、場合によっては子どもが受け身になり、その場限りで終わってしまうことや、想像力を阻害するケースも考えられるので、その利用には十分注意し、計画的に使用したい。同時に情報機器は、精密なものが多く、取扱いによっては故障を招きやすいので、学校内外の研修の機会などを通じ、機器の正しい使い方や指導法についてよく理解することが必要である。子どもが利用する場合は、誤った使用により故障・破損を招かないように慎重に指導したい。そして、その利用は学習活動を積極的に促進させ、学習目標の達成を効率的にするために有効な手段であることを忘れてはならない。

また、現在すべての子どもに対して、情報化の進展に対応でき、情報及び情報手段を主体的に選択し、正しく活用できる学習活動を支援することが求められている。

学校にもコンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット）等が導入されている。コンピュータの利用は、情報活用手段として、大変有益であるが、次の点に注意する必要がある。

- a 全教育活動を通して、情報モラルの定着を図る継続的指導を心がける。
- b VDT作業（ディスプレイを見つめる作業）によって健康を損ねないように、適度な休憩時間をはさむよう心がける。
- c 個人情報保護の立場から、子ども等を特定できる写真の掲載はできないことになっているので、その扱いなどについて、「インターネット利用にあたってのガイドライン学校向け解説書」（平成14年4月情報教育課改訂）を熟知しておく必要がある。
- d 個人情報の保護の意義について適切に指導するとともに、著作権法によってソフトウェアが保護されていること、また、定められている使用条件に従って正しく使用しなければならないことなどについて、発達段階に応じて指導するよう心がける。

(オ) 学校図書館の利用

学校図書館は読書活動の場として、学習活動における資料の活用や子どもが自ら学ぶ場として必要であり、そのための資料収集・整理・保存を行っており、子どもが個々に自らの必要によって利用されるべきものである。また、学習の必要な資料（教材）は教師が準備し与えるというものだけではなく、教科等で特に課題学習や体験学習を通じ、自らの学習を計画し、展開していく上で、次の点について十分な指導を行いたい。

- a 知識や情報を調査し、収集すること
- b 知識や情報を保存し、活用すること
- c 図書館の概要
- d 資料の配列等
- e 利用上の心得

このことを熟知しておくことも必要であり、その都度、学習展開のなかに意図的に位置付け、各種の資料活用や子どもの自主的・自発的な活動ができるよう計画的に図書館利用を進めるとよい。

### 3 学習指導の評価

<ポイント>

- 評価は、子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばさせるために行う。
- 子ども一人ひとりの学習状況を的確にとらえ基礎・基本の確実な定着を図る。
- 指導と評価一体化を図る。
- 自ら学ぶことができる子どもの育成には、自己評価や相互評価の果たす役割は大きい。

(1) 評価とは

基礎・基本な知識及び技能を習得し、これらを活用して問題解決を図る力の確実な定着のためには、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況をとらえる目標に準拠した評価を一層重視し、観点別学習状況の評価を基本として、子どもの学習状況をとらえることが大切である。学習評価は、自らの学習指導の在り方を見直すこと、個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することの三つが重要とされている。そのために、評価規準を適切に設定すると共に評価方法の工夫改善を進めることが必要である。子どもにとつ

ての評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や成長を促すという役割をもつ。子どもの一人ひとりの学習状況を的確にとらえ、子ども一人ひとりが自分のよさや可能性を自覚し、伸ばしていくことができるような評価を工夫することが必要である。

学習の評価に当たっては、子どもの学習の実現状況をとらえる観点別学習状況の評価を重視していくことが大切である。各教科の特性に応じた「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」という評価の観点を基本に据えていくことが大切になる。

## (2) 市立学校が目指す学習評価の方向

「横浜版学習指導要領」に基づく学習評価において、学習指導と学習評価の一体化を図り、子どもの学力向上を目指すには、常に「授業を変える評価」「授業をつなげる評価」「授業を高める評価」の考え方を踏まえながら、学習指導と学習評価のPDCAサイクルを機能させることが重要である。横浜版学習指導要領「評価の手引」を活用しながら、指導方法や指導内容を工夫し、学習評価を充実させるよう努める。

「授業を変える評価」とは、学校教育法や学習指導要領、「総則」等の趣旨を学習指導に反映させ、習得、活用、探究の学習活動を計画的かつ総合的に取り組むために、指導内容・指導方法の工夫・改善を推進していくことである。「授業をつなげる評価」とは、子どもの学習状況に応じて、補充的・基礎的・発展的指導をきめ細かに行うことで、学習につながりをもたせ、目標の着実な定着を図る。「授業を高める評価」とは、学習評価により「授業を変える」「授業をつなげる」ことを日常的、継続的に行い、学習評価の結果をカリキュラムマネジメントに生かしながら授業の質を向上させることである。これは、学習指導と学習評価の一体化を図ることそのものであり、学習指導、学習評価の質が互いに高まりながら子どもの確かな成長を保障していくことになる。各教科等の具体的な学習評価については「横浜版学習指導要領 評価の手引」（CDを含む）を参考にして、学習指導と学習評価の一体化を図るようにする。

## (3) 評価の方法

ペーパーテスト、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポート、実技、発表等がある。適した方法を選び、複数を組合せたりするなど評価方法を工夫し、信頼性、妥当性を高めるようにする。

## (4) 評定

評定は、学習指導要領に示す、基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るという観点から、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況の評価する。そのため、適切な評価規準と評価方法を設定することが重要になる。「横浜市児童生徒指導要領記入の手引」（平成23年1月）においては、「観点別学習状況」と「評定」の表示について次のように示されている。

〔観点別学習状況（小・中学校）〕

- A：「十分満足できると判断されるもの」
- B：「おおむね満足できると判断されるもの」
- C：「努力を要すると判断されるもの」

〔評定（小学校）〕

- 3：「十分満足できると判断されるもの」
- 2：「おおむね満足できると判断されるもの」
- 1：「努力を要すると判断されるもの」

〔評定（中学校）〕

- 5：「十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの」
- 4：「十分満足できると判断されるもの」
- 3：「おおむね満足できると判断されるもの」
- 2：「努力を要すると判断されるもの」
- 1：「一層努力を要すると判断されるもの」

また、横浜市児童生徒指導要領記入の手引においては、「観点別学習状況」と「評定」の関係について、次のように示されている。

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、評定を行う場合において基本的な要素となるものであることを十分留意すること。その際、観点別学習状況の評価を、どのように評定に総括するかの具体的な方法等については、各学校において定めることとする。

## 第V章 道徳・特別活動・総合的な学習の時間の指導をすすめるために

### 1 道徳とは

#### <ポイント>

- 道徳教育は、児童生徒の「よりよく生きたい」という願いを実現するためにある。
- 学校における道徳教育の基本的な方針は、道徳教育の全体計画として示される。
- 道徳教育は、学校の全教育活動の中で行われる。
- 道徳の時間は道徳教育を補充・深化・統合する。
- 学校の全体計画に基づいて、道徳教育の全体計画、道徳の時間の年間指導計画が示される。

#### (1) 道徳の性格と役割

人間は、本来人間として「よりよく生きたい」という願いをもっている。

人間は様々な夢を描き、希望をもち、また、悩み・苦しみ、人間としての在り方や生き方を自らに問いかける。この問いかけを繰り返すことによって、人格もまた磨かれていくことになる。

このように人間が本来もっている願いをもとに、よりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育が道徳教育である。言い換えれば、「よりよく生きたい」という願いの実現のために必要とする基本的な見方・考え方・感じ方といったものを深め、子ども自らが「人間としての在り方」を自覚し、実践していくことができるようになることを目指しているということである。

そういった「よりよい生き方」を日常の生活の中での様々なかかわりを通して求めていくのである。そこで、そのかかわりを道徳内容との関連において「自分自身・他の人・自然や崇高なもの・集団や社会」という四つの視点からのかかわりを深めることを通して、望ましい道徳性を育成していくことが求められるのである。

その四つの視点とは、

- 自己の在り方を自分自身とのかかわりにおいて、望ましい自己の形成を図ることに関するもの
- 自己と他の人とのかかわりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図ることに関すること
- 自己を自然や崇高なものとのかかわりにおいてとらえ、人間としての自覚を深めることに関するもの
- 自己と様々な集団や社会集団や郷土、国家、国際社会とのかかわりにおいてとらえ、国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち、平和的で文化的な社会及び国家の成員として、必要な道徳性の育成を図ることに関すること。

この4つの視点は、相互に深い関連をもっている。そのため各学年段階においては、このような関連を考慮しながら、4つの視点に含まれる全ての項目について適切に指導しなければならない。

小学校では、人間としてよりよく生きるための共通な心構えや行動の仕方を様々な体験や学習を通して学び、一人ひとりの基礎的な道徳性を確立していく必要がある。そして、それらは、人間としての生き方の自覚を重視した中学校における道徳教育へと受け継がれるのである。

#### (2) 道徳教育の目標と道徳の時間の目標

##### ア 道徳教育の目標

道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭・学校、その他の社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち伝統と文化を尊重し、それをはぐぐんできた我が国と郷土を愛し、個

性豊かな文化の創造を図るとともに公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことである。

イ 道徳の時間の目標

道徳の時間の目標は、学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。そして、さらに、道徳の時間においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的・発展的な指導によって、それらを補充・深化・統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

(3) 道徳教育の全体計画

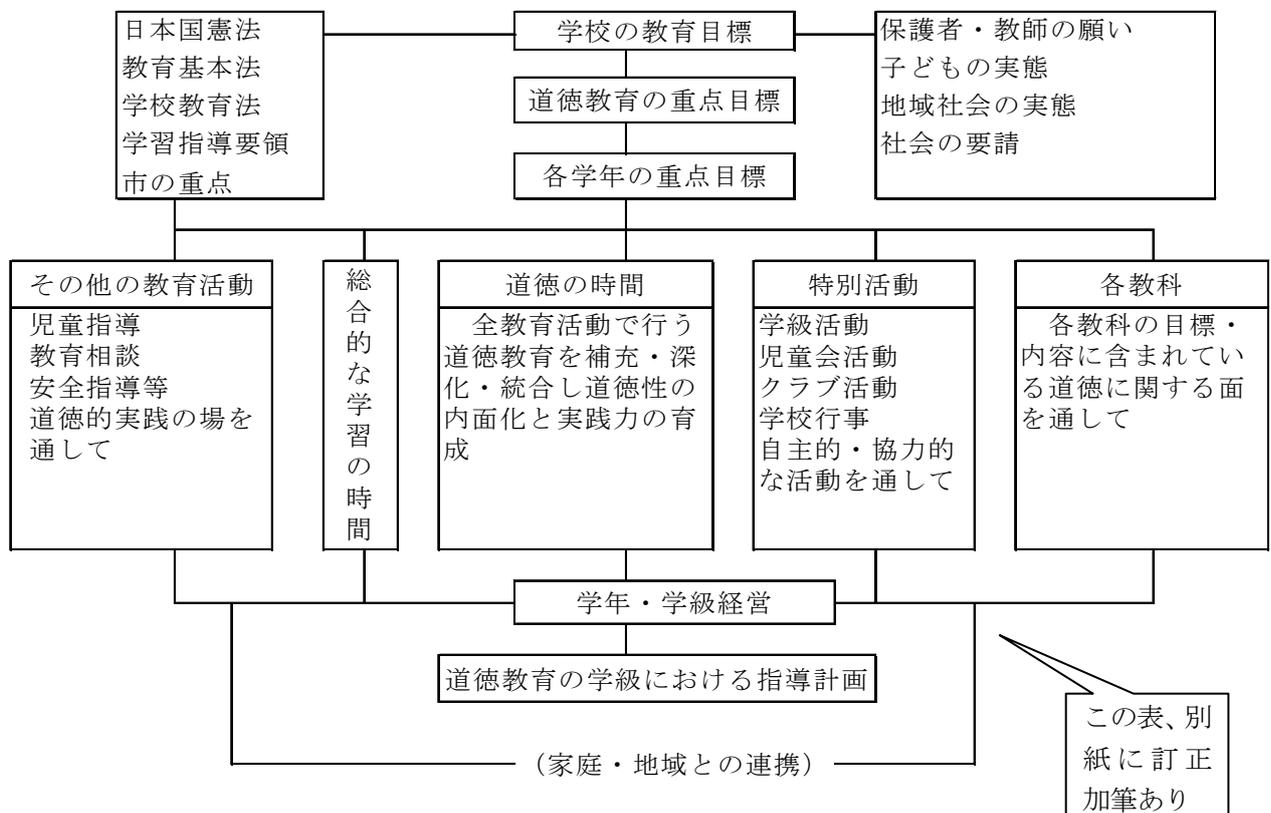
道徳教育の全体計画とは、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画のことである。

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の参加と協力により、創意と英知を結集して作成されるものである。

各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等がわかるものを別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

また、年間指導計画および学級における指導計画の基になるので、学校の全体計画を十分に理解することが大切である。

道徳教育の全体計画の構造図例（A小学校）



#### (4) 道徳の時間の年間指導計画

道徳の時間の年間指導計画とは、全体計画に基づいて行われる道徳の時間における指導を、子どもの実態に即して、計画的・発展的に行うための、全学年にわたる年間の指導計画である。

＜作成上の創意工夫と留意点＞

- ア 年間時間数を確保できるようにする。
- イ 主題の設定と配列を工夫する。
- ウ 計画的、発展的指導ができるよう工夫する。
- エ 内容の重点的指導ができるように工夫する。
- オ 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。
- カ 複数時間の関連を図った指導を取り入れる。
- キ 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える。
- ク 計画の弾力的な取扱いについて配慮する。

年間計画は学校の教育計画として、意図的、計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、子どもの道徳性という観点から考えて、より大きな効果が期待できるという判断を前提として、少なくとも学年などによる検討を経ることが望まれる。変更した理由を備考欄などに記入し、今後の検討課題としていくことが大切である。

年間指導計画の学年別指導内容時間配当表例 (B 小学校抜粋)

	内容項目	1年	2年	内容項目	3年	4年	内容項目	5年	6年
1 主として自分自身に関する事	(1) 健康や安全に気を付け物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	3	3	(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。	2	2	(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心がける。	1	1
	(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。	3	3	(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。	2	2	(3) より高い目標を立て、希望と勇気を持ってくじけないで努力する。	2	2
	(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。	2	3	(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。	3	3	(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。	1	1
	(4) うそを付いたりごまかしたりしないで、素直にのびのびと生活する。	2	2	(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活する。	2	2	(5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。	2	2

年間主題配列表例 A 中学校 1年

月	主 題 名	内容項目	資料名 (出典)
4	約 束	1-(1)	締め切り (自分を見つめる)
	フェアプレー	1-(3)	スタート台の私 (自分を見つめる)
5	適切な言動	2-(1)	フレッシュマン (自分を見つめる)
	生命の尊重	3-(1)	ライオンと子犬 (自分を見つめる)
	命ある物	3-(1)	ながしびな (自分を見つめる)
6	友情	2-(3)	吾一と京造 (自分を見つめる)
	男女の協力	2-(3)	心の傷あと (自分を見つめる)
7	大いなるもの	3-(2)	精霊トンボ (自分を見つめる)
	高齢者と共に	4-(8)	「勇気」という言葉を知ったよ (自分を見つめる)

主題ごとの指導計画例 A 中学校 1年 (9月第2週)

主 題 名	みんなのために	内容項	4-(4)
資料名 (出典)	エゴイスト (「流し雛」)		
ね ら い	協力し合って集団生活の向上に努めることの大切さを理解し、集団の一員としての役割と責任を果たそうとする態度を養う。		
主な発問 (○基本発問) (◎中心発問)	◎光雄が学級を辞めたいと言いだしたのはなぜか。 ○玲子はなぜ、「辞任なんて認めない。」と言ったのか。 ○「辞めてもいいじゃないか」という 進の発言を聞いて、なぜ光雄はうつ むいてしまったのか。		
他の教育活動との関連	地域清掃		
家庭、地域との関連	老人ホーム訪問		
備 考	○「エゴイスト」という言葉の意味を理解してから展開するとよい。		

## (5) 道徳教育の学級における指導計画

学校における道徳教育を効果的に行い、子どもの内面に根ざした道徳性を育成するには、学級における指導を充実させることが不可欠である。

学級を担任する教師は、全体計画に基づいて、学級における指導をどのように行うのかを具体的に計画する必要がある。それにより、学校の道徳教育がより具体化される。

## 2 道徳の時間の指導に当たって

<ポイント>

- 道徳の時間の特質を理解する。
- 信頼関係や温かい人間関係を基盤におく。
- 子どもが自己への問いかけを深め、未来に夢や希望をもてるようにする。
- 子どもの発達や個に応じた指導を工夫する。
- 道徳の時間が道徳的価値の自覚を深める要となるよう工夫する。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。
- 子どもと共に考え、悩み、感動を共有し学び合うという姿勢をもつ。

### (1) 道徳の時間の位置付けと内容

#### ア 道徳の時間の位置付け

週一時間、時間割の中に位置付けられている道徳の時間は、各学校で作成された年間指導計画に基づき実施される。年間指導計画は、一般的には各学年二つの部分から構成されている。

一つは年間にわたる道徳の時間の主題名、内容項目を一覧表の形で示した年間主題配列表であり、もう一つは、主題ごとの指導計画である。授業における展開・発問などは主題ごとの指導計画を参考に、工夫したい。

#### イ 道徳の時間の指導内容とねらい

道徳の時間の指導内容は子どもの道徳性を四つの視点からとらえ、その視点から内容項目（小学校低学年16、中学年18、高学年22、中学校24）を分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしている。いずれの学年においても1年間の中で、そのすべての項目を少なくとも1回取り上げなければならない。各授業においては、子ども自らが内容項目に示されている道徳的価値を理解し、深く自覚することをねらいとしている。

内容項目については、「文部科学省学習指導要領解説道徳編」を参考にし、内容の意味を深く理解することが大切である。授業におけるねらいや発問を考える上で、そのことが基盤となるからである。

#### 内容項目の抜粋（中学校）

##### 1 主として自分自身に関すること

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- (5) 自らを見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

## (2) 道徳の時間の指導方法

### ア 指導方法と資料

道徳の時間の指導方法には、多様なものがある。ねらいを効果的に達成するには、子どもの感性や知的な興味などに訴え、子どもが問題意識をもち、意欲的に考え、主体的に話し合うことができるように、ねらい、子どもの実態、資料や学習の指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かすことが必要である。指導方法の工夫の例としては、資料の提示、発問、話し合い、書く活動、表現活動、板書を生かす、説話などが挙げられる。道徳の時間に生かす教材は子どもが、道徳的価値の自覚を深めさせるための手がかりとして極めて大きな意味をもっている。また、子どもが人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ、考えを深め、学び合う共通の素材として重要な役割をもっている。

したがって、道徳の時間に用いられる教材の具備すべき要件として、

- ア 人間尊重の精神にかなうもの
- イ ねらいを達成するのにふさわしいもの
- ウ 子どもの興味や関心、発達の段階に応じたもの
- エ 多様な価値観が引き出され深く考えることができるもの
- オ 特定の価値観に偏しない中立的なもの

また、教材を選定する教師自身が感動を覚えてこそ、よい教材であるといえる。子どもがより学習に意欲的に取り組み、学習への充実感をもち、道徳的価値の自覚を深めることができるようにするために、さらに、次のような要件を具備する教材選択を心がける。

- ア 児童の感性に訴え、感動を覚えるようなもの
- イ 人間の弱さやもろさに向き合い、生きる喜びや勇気を与えられるもの
- ウ 生や死の問題、先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えさせられるもの
- エ 体験活動や日常生活等を振り返り、道徳的価値の意義や大切さを考えることができるもの
- オ 悩みや葛藤等心の揺れ、人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの
- カ 多様で発展的な学習活動を可能にするもの

### ○情報モラルへの配慮

情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが指摘されている。

指導に際しては情報モラルにかかわる題材を生かして話し合いを深めたり、コンピューターによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、子どもの生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりする工夫などが考えられる。

### イ 指導過程

道徳の時間の指導過程は一般的に導入・展開・終末の三つの段階から構成されている。展開は、ねらいとする「価値を追求し把握する」と「とらえた価値に照らして自己を振り返り、みつめる」の二つの段階に分けるという考え方もある。基本的には次のような形が考えられる。

過程	指導のねらい	内容と教師の支援
導入	主題に対する子どもの興味・関心を高め、学級全体の意識を動機付け、本時のねらいにそった学習課題を決定する。	主題のねらいにかかわる生活体験を想起させるなどして、そこに内在する道徳的な問題に気付かせたり、知と行のズレに気付かせたりして解決への意欲を高める。

展 開	中心となる資料を提示して ねらいとする道徳的価値について、深くとらえるようにし、子どもの道徳性を高める。本時にとらえた価値に照らして、今の自分の見方、考え方を振り返り、自己を深く見つめる。	資料提示に当たっては、「読みの視点」などを示して、ねらいとする道徳的価値を追求・把握しやすくする。発問は「なぜ」「どうして」という形で道徳的価値をささえる意識や行為を深く探っていくようにする。子ども相互の話し合いになるように努め、自己理解や他者理解を深める。
終 末	子どもの考えを整理し、価値実現の意欲を喚起する。	子どもの作文、家庭や地域の人々の手紙、教師の体験などを用いて道徳的価値を実現しようという思いを抱けるようにし、実践への意欲を高める。

### (3) 指導案(活動案)

#### ア 指導案に使われる用語

##### (ア) 主題名

主題につける名称は、指導の内容を簡潔な表現で書く。(原則として資料名は用いない)

##### (イ) 主題設定の理由

指導者の主題に対する考え方を書く。次のような内容を含むことがよい。

- 主題のねらいと指導内容(道徳的価値)についての基本的な考え方
- 学級における児童生徒の道徳性の実態と、それに対する指導の方向
- 資料の取扱いについての指導者の考え方

##### (ウ) 本時のねらい

主題設定の理由から、要約されるねらいを書く。その場合、ねらいの焦点を明確にし、具体的な表現で簡潔に示されていることが望ましい。

##### (エ) 学習指導過程

導入・展開・まとめの各段階での活動(中心発問、基本発問など)を記述する。また、教師の働きかけに対して予想される子どもの反応、教師の支援・配慮事項などについても記述する。

#### イ 道徳学習指導案例 (B 小学校)

##### 道徳学習指導案

指導者 氏 名

- 1 日時 平成〇年〇月〇日(〇曜日)第〇校時
- 2 学年・組 第6学年〇組〇人
- 3 主題名「自分らしさを大切に」高学年1-6
- 4 資料名「織物のかべかけ」(出典〇〇出版)
- 5 主題設定の理由

##### (1) ねらいとする価値について

個性を伸ばすとは、自分のよさを生かすことであり、自分らしさを大切にするることである。

この時期の児童において、自分のよいところを伸ばすということは、自分自身を高めながら自分らしさを発揮し、よりよい自分になりたいという気持ちをもてるようにすることが大切であると考ええる。

##### (2) 児童の実態と指導の方向

児童は、帰りの会で一日の生活の中で友達のよさを報告し合い、みんなで賞賛し合う姿が見られる。しかし、生活の中に生かしていこうとする様子は見られない。これらは、自分のよさを友達などに評価されうれしいという反面、自分のよさは分かるが、進んで伸ばそうとは思わ

ないという意識からくるものと考え。そこで、自分のよいところや友達のよいところを明らかにさせ、それを伸ばすことが自分をよりよくすることであることを分からせることによって、自分らしさを大切にした前向きな楽しい生活ができるようになることを指導していきたい。

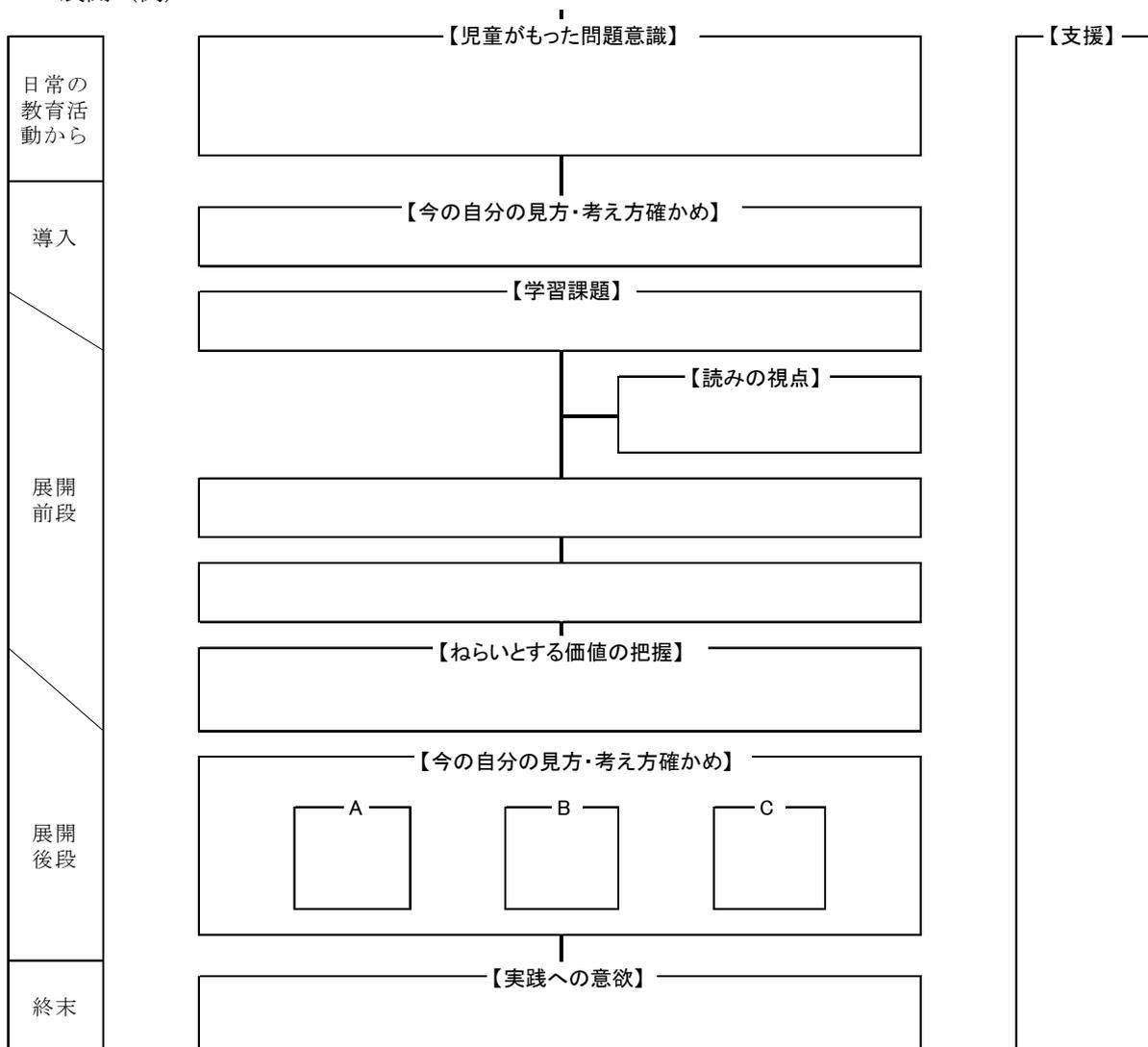
(3) 資料の取り扱い

本資料は、友達と比べても得意なことがないと思いこんでいた友美が叔父の言葉をきっかけに、自分にもよさがあることに気づき、自分の生活に生かそうとすることで明るい気持ちになっていくという話である。この資料の自分のよさに気付いた友美の気持ちを浮き彫りにして、叔父の言葉から、次第に自信をもつようになる友美の気持ちの変化を自分自身の経験と重ね合わせて、共感的にとらえさせたい。

6 本時のねらい

今の自分のよさを積極的にのばすことで、自分が高まり、自分らしさが生かされることがわかり、よりよい自分を目指して前向きに生活しようとする心情を育てる。

7 展開 (例)



### 3 特別活動とは

＜ポイント＞

- 「望ましい集団活動を通して」「なすことによって学ぶ」という考え方を基本とする活動である。
- 「自主的、実践的な態度」を育てる活動である。特に、「よりよい人間関係を築く力」「社会に参画する態度や自治的能力」を育てることを重視する。
- 子ども自身が、学級や学校生活などの充実・向上を目指し、自分（たち）の力で諸問題の解決に向けて「自発的、自主的に実践する」活動である。
- 実践を通して「自分自身のよさや可能性」などを認識したり生かしたりできるような活動である。

#### (1) 特別活動の目標

＜小学校＞

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

＜中学校＞

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

＜高等学校＞

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

#### (2) 各活動・学校行事の目標

**【学級活動】**（高等学校はホームルーム活動）

学級（ホームルーム）活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級（ホームルーム）や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

**【児童会活動】**

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

**【生徒会活動】**

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

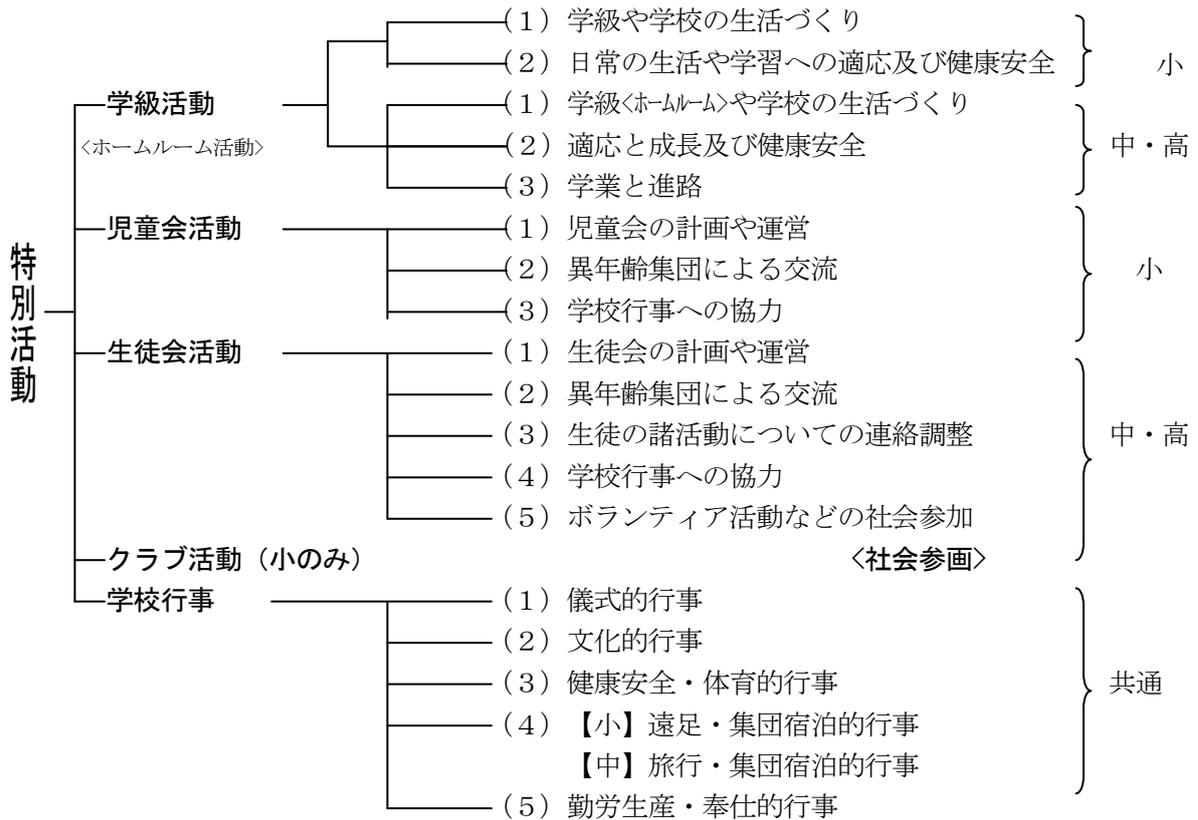
**【クラブ活動】**

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

**【学校行事】**＜>内は高等学校

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活<や社会生活>を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(3) 特別活動の各活動・学校行事の内容 ◇内は高等学校



特別活動の内容は、小学校では「学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事」、中学校では「学級活動、生徒会活動及び学校行事」、高等学校では「ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事」の各内容から構成され、それぞれの目標と内容をもつ。しかし、最終的には特別活動の目標を目指して行われる教育活動であるから、相互の関連を図って指導することが大切である。

(4) 特別活動における指導の在り方

ア 望ましい集団活動の指導

望ましい集団活動とは、子どもの発達段階や特性、あるいはそれぞれの集団の編成時期などによってとらえられなくてはならないが、一般的に次のような条件をもつものと考えられる。そこで、これらの条件に合った活動ができるように指導する必要がある。

- ・活動の目標を全員でつくり、その目標について全員が共通の理解をもっていること。
- ・活動の目標を達成するための方法や手段などを全員で考え、話し合い、それを協力して実践できること。
- ・一人ひとりが役割を分担し、その役割を全員が共通に理解し、自分の役割や責任を果たすとともに、活動の目標について振り返り、生かすことができること。
- ・一人一人の自発的な思いや願いが尊重され、互いの心理的な結び付きが強いこと。
- ・成員相互の間に所属感や所属意識、連帯感や連帯意識があること。
- ・集団の中で、互いのよさを認め合うことができ、自由な意見交換や相互の関係が助長されるようになっていること。

イ 自主的、実践的な態度の育成

自主的、実践的な態度は、子どもが自主的、実践的に活動することを積み重ねることにより身に付くものである。そこで、活動内容の特質や子どもの実態に応じて、教師の適切な指導の下、子どもの自主的、実践的な活動が助長されるように配慮する必要がある。そのためには、活動の場や機会を適切に設定するとともに、教師が温かく見守り、期待し、個々の子どもの状況に即して適切に指導するなどして、自分で考え、判断し、自分たちの手で生活上の問題を解決することができるようにすることが大切である。

#### ウ 特別活動と各教科及びYICAとの関連

各教科等の学習で得た関心・意欲、知識や技能などが集団活動の場で総合的に発揮されることは、特別活動の充実につながる。また、特別活動を通して培われた望ましい人間関係や自発的、自主的、実践的な態度が、各教科等の学習に生かされることも多い。例えば、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動は、言語力の育成や活用の場として重要な役割を果たす。このように各教科等と特別活動は互いに支え合い補い合う関係にあるので、相互の関連を十分に図って指導する必要がある。

#### エ 特別活動と道徳の関連

特別活動と「道徳教育」は、自己や人間としての生き方の指導等、共通する面を多く含んでいる。とりわけ、特別活動は日常生活における道徳的実践の指導をする重要な機会と場である。

特別活動と「道徳の時間」は、それぞれの特質や指導方法の違いを十分踏まえた上で、関連を図って指導を充実させることが大切である。例えば、特別活動は、「道徳の時間」で育成した道徳的実践力を実際に言動に表すと共に、よりよい生き方についての考えを深めたり身に付けたりする場や機会になる。また、特別活動で経験した道徳的行為等の意義について「道徳の時間」で考え、道徳的価値として自覚できるようにすることも考えられる。

なお、特別活動と「道徳の時間」との安易な関連付けは、逆に双方の学習効果を低めることになりかねないので注意する必要がある。

#### オ 特別活動と総合的な学習の時間との関連

特別活動の特質は「望ましい集団活動を通して」に、総合的な学習の時間の特質は「横断的、総合的な学習や探究的な学習を通して」にありこれが両者の大きな違いである。一方で、両者とも子どもが自主的あるいは主体的に物事に取り組む態度を養うことを目標としている点に共通性が見られる。他にも、「協働的に取り組む態度」「自らの生き方を考えること」「体験活動の重視」などの共通性や関連性が見られる。これらのことを踏まえて両者の関連を図った指導を行うことが重要である。その際、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすることが大切である。

実際の指導に当たっては、総合的な学習の時間の学習が特別活動に発展したり、特別活動で実践的、体験的に学んだことが総合的な学習の時間の学習に一層現実的な意味を与え、内容を充実させたりする相互補完的な関係の在り方を図るようにする。なお、総合的な学習の時間における学習活動が特別活動の学校行事と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の学習活動をもって学校行事の実施に替えることができる。ただし、その活動によって学校行事の目標が十分に達成される必要がある。

#### カ 特別活動と『横浜の時間』との関連

『横浜の時間』は、総合的な学習の時間を中心として、道徳、特別活動及び教科との関連を重視した学習活動の枠組みである。特別活動においては、主に学校行事と『横浜の時間』との関連を図っていく学習展開が考えられる。例えば、「文化的行事において子どもの探究的な活動の成果を発表する場としての活動が展開される場合」「勤労生産・奉仕的行事において勤労体験や地域社会へ貢献する活動などが、子ども自身の生き方を追求する活動になりうる場合」などが考えられる。このような場合には、積極的に『横浜の時間』との関連を図ることによってより高い指導効果が期待される。

### (5) 特別活動年間指導計画

特別活動の年間計画は、学校教育目標実現のために、学校や地域の特色や子どもの発達段階や集団の実態等をふまえ、自主的・実践的な活動が行われるよう作成されたものである。そこで、年間計画作成に当たっては、各校で教職員による共通理解を図りながら創意工夫するようにする。

## 学級活動年間指導計画（A小学校の例）

目標	学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる					
期	学級づくりのポイント・ねらい		(1) 学級や学校の生活づくり	(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全	児童会活動・学校行事等	
前期	知り合う	○めあてづくり ○組織づくり	望ましい集団活動を通して、その在り方や進め方について知るとともに、互いのよさや自分らしさに気づき、学級生活に対する明るい希望を抱く。	活動設定のための視点 ※学級目標の設定 ※話し合いの仕方の理解 ※係活動の組織化 ※学校行事（運動会）への取組	題材設定のための視点 ※新学年になって ※学級や学校のきまり ※健康に関することで	始業式 入学式 1年生を買える会 健康診断 運動会 開港記念式 体力テスト プール開き
後期		○活動づくり ・係活動 ・集会活動 ・当番活動 ○仲間づくり				

## 生徒会活動年間指導計画（B中学校の例）

目標	生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。					
期	学校生活づくりのポイント・ねらい		生徒会役員 活動設定のための視点	委員会活動 活動設定のための視点	学校行事等	
前期	知り合う	○目標づくり ○組織づくり	望ましい集団活動を通して、その在り方や進め方について理解を深め、互いのよさや自分らしさに気づき、学級生活に対する明るい希望を抱く。	※入学式準備 ※新入生を迎える会の計画・運営 ※前期委員会の発足 ※生徒総会の計画・運営 ※体育祭への協力	※入学式準備 ※新入生を迎える会の計画・運営 ※前期委員会の発足 ※旅行・集団宿泊的行事に向けて ほ生徒総会の準備 ※体育祭への協力	始業式・入学式 健康診断 旅行・集団宿泊的行事 開港記念式 体育祭
後期		○行事等への主体的な取組を通じた自他のよさの伸長 ・学年行事 ・学校行事				

### 4 特別活動の指導に当たって

#### (1) 学級活動（ホームルーム活動）

##### ア「（1）学級（ホームルーム）や学校の生活づくり」の指導

この活動は、教師の適切な指導の下に、子ども自らが楽しく充実した学級（ホームルーム）や学校の生活をつくっていくことを内容としている。子どもの発意、発想から様々な活動が生まれ、生活を向上させようとする活動へと広がっていく過程で、自主性や社会性、集団の一員としての責任感などについて実践を通して育てるとともに、望ましい人間関係を築こうとする態度を形成するものである。具体的には、話し合い活動を通して、協力してよりよい学級（ホームルーム）や学校の生活をつくるために集団として実践するための目標や方法、内容などを集団決定することへの指導などが考えられる。

学級活動指導案【小学校・例】

指導者 ○○ ○○

- 1 日時 平成○年○月○日（○曜日）第○校時
- 2 学年・組 第1学年○組 計○人
- 3 活動名 「『ぴかぴか だいや おたんじょうかい』をしよう」  
議題名 「『ぴかぴか だいや おたんじょうかい』のプレゼントを決めよう」

4 学級の実態と指導の意図

入学して2か月、学校生活に少しずつ慣れてきた。学級で仲のよい友達とは楽しく遊んでいる子どもが多い。休み時間に「校庭で鬼ごっこをしよう」という声があがると、「やろう」と言って一緒に外に出て楽しむ様子が見られる。しかし、友達とうまくかかわることができずに、一人で自分の好きな遊びを繰り返している子どももいる。そこで、友達とかかわることができるように、担任が声をかけたり一緒に遊んだりしている。

本活動では、みんなと楽しく集会に取り組む経験を通して、友達とかかわることの楽しさを味わってほしい。そのため、初めての集会活動となる今回は、全員で計画や話し合い、準備、実践のそれぞれの場面で一つの活動に取り組んだ。このような活動を繰り返すことで、本活動後も学級生活を楽しくしようとする態度を育てていきたい。

5 活動のねらい

「ぴかぴか だいや おたんじょうかい」の活動を通して、学級の友達と一緒に準備をしたり遊んだりすることの楽しさを味わうことができるようにする。

6 本活動における評価規準

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
学級生活を楽しくするための「ぴかぴか だいや おたんじょうかい」に関心を持ち、準備や本番での役割に友達と一緒に進んで取り組もうとしている。	学級生活を楽しくするために「ぴかぴか だいや おたんじょうかい」について話し合い、自分がやってみたいことや、みんなにとって楽しくなることについて考え、判断し、友達と一緒に実践している。	「ぴかぴか だいや おたんじょうかい」をみんなで楽しくすることの大切さや、「ぴかぴか だいや おたんじょうかい」を楽しむための役割や準備の仕方を理解している。

7 活動の流れ

- 月○日 朝の会 「ぴかぴか だいや おたんじょうかい」を開くことを決める。
- 月○日 学活 集会でやりたいことを出し合い、内容を決める。
- 月○日～○日 全員でプログラムやゲーム、歌を決める。  
全員で飾りについて話し合い、飾りづくりをする。  
「プレゼントはどうしよう？」→みんなで相談して決めよう

8 本時のねらい

集会のめあてを考えながら、誕生日の友達が喜ぶようなプレゼントを決めることができる。

9 本時の展開

議 題	『ぴかぴか だいや おたんじょうかい』のプレゼントを決めよう。	
提案理由	たんじょう日のともだちがよこるぶプレゼントをわたしたいから。	
話し合いの順序と内容	予想される支援	
1 はじめの言葉	○事前に決まった集会の運営方法などの確かめる。	
2 議題のたしかめ		

3 提案理由・原案の説明	○提案理由や集会のめあてを確かめる。
4 先生の話	
5 話し合い	
・プレゼントを何にするか	
6 決まったことの発表	
7 先生の話	○友達の意見を参考にできるよう、短冊に記録して掲示する。 ○小グループで話し合い、多くの意見を出せるようにする。
8 おわりの言葉	○話し合いのめあてに合った発言を具体的に賞賛する。

イ「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」の指導 (小学校)

「(2) 適応と成長及び健康安全」の指導 (中学校・高等学校)

この内容は、日常生活や学習への適応及び健康や安全に関するもので、子どもに共通した問題ではあるが、個々に応じて実践されるものである。具体的には、話し合い活動を通して、「自分の問題の状況を理解し、個人として解決するための目標や方法、内容などを自己決定することへの指導などが考えられる。

### 学級活動指導案【小学校・例】

指導者 ○○ ○○

- 1 日時 平成○年○月○日 (○曜日) 第○校時
- 2 学年・組 第6学年○組 計○人
- 3 活動名 「ワクワク ドキドキ 中学校へGO!
- 題材名 「もうすぐ中学生」 ア 希望や目標をもって生きる態度の形成
- 4 学級の実態と指導の意図【略】
- 5 活動のねらい  
中学校の授業参観をしたり調べたりする活動を通して、希望をもって卒業後の新しい生活を迎えることができるようにする。  
本時のねらい  
小学校と中学校の違いを知り、希望をもって卒業後の新しい生活を迎えることができるようにする。
- 6 本活動における評価規準【略】
- 7 活動の流れ【略】
- 8 本時展開

子どもの活動	教師の支援
1 事前アンケートの結果をもとに、中学校生活に対する不安や悩みについて発表する。 ・友達ができるだろうか ・勉強や部活動についていけるかな	○アンケートの結果を掲示し、多くの友達が同じように悩みや不安をもっていることを確かめ合えるようにする。
2 生徒や教師のインタビュー、学校生活の様子などを撮影したビデオを見て感想を発表し合う。 ・文化祭など小学校にはない行事がある ・教科ごとに先生が変わる	○中学校生活に希望をもてるよう、不安に思っていることについて回答した中学生のビデオを見せる。 ○自分のよさを生かしたり、一層伸ばしたりできることを具体的に書くよう助言する。
3 中学校進学に向けての夢や希望を話し合う。 ・友達をたくさんつくりたい ・部活動がんばりたい	

<p>4 中学生校に進学するまでに実践できることを考え、めあてカードに書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日計画的に勉強をする</li> <li>・自分のことは自分でできるようにする。</li> </ul>	<p>○残りの小学校生活が充実するよう、一人ひとりのめあてに合う助言をする。</p>
--	--

ウ「(3) 学業と進路」の指導 (中学校・高等学校)

ここで扱う活動内容は、生徒の現在及び将来の生き方を考える基盤になるものである。

学級活動指導案【中学校・例】

指導者 ○○ ○○

- 1 日時 平成○年○月○日 (○曜日) 第○校時
- 2 学年・組 第1学年○組 計○人
- 3 題材名 「人生の先輩から学ぼう！職業・人生インタビュー」  
エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- 4 学級の実態と指導の意図【略】
- 5 本活動における評価規準【略】
- 6 活動の流れ【略】
- 7 本時のねらい  
「職業・人生インタビュー」で聞いてきたことをもとに話し合うことを通して、就業することや働くことの大切さを感じ取り、前向きに生活していく意欲と態度を培う。
- 8 本時展開

子どもの活動	教師の支援
<p>1 班でインタビューしてきたことを報告し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その仕事に就いたきっかけ</li> <li>・その職業を選んだか理由</li> </ul>	<p>○職業と自身の長所短所との関係などを考えながら聞くよう助言する。</p>
<p>2 自分たちへのメッセージを四文字の漢字にまとめ、人生訓をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温故知新、一石二鳥、以心伝心など</li> </ul>	<p>○自由に発想したり当て字を用いたりしてもよいことを伝え、楽しく活動できるようにする。</p>
<p>3 それぞれの熟語をもとに、各班で人生訓を作り、発表し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「夢心楽力」です。この意味を心がけて今後も生活し、友達をたくさんつくりたいです</li> <li>・『心』という漢字がいろいろな班の言葉に入っているね</li> </ul>	<p>○現在の自分たちの課題や大事にしたいことなどに触れながら説明するよう促す。</p>
<p>4 本時を振り返り、今後の学校生活のめあてをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分に必要な力として、日頃の学習や生活に力を入れていく</li> </ul>	<p>○共通していた言葉などは学級目標として取り入れるなど活用する。</p>

★小学校の内容「(1) 学級や学校の生活づくり」には、次のような活動形態がある。それぞれの特質を踏まえて指導することが大切である。

(ア) 話し合い活動 (多くの学校で「学級会」と呼ばれている活動)

- ・学級や学校生活にかかわる諸問題について、子どもが自発的、自治的に話し合う内容を決め、

話し合い、分担し合って実践し、学級や学校生活の充実と向上を図ることをねらいとする。

- ・一連の活動過程を大切に指導する。（問題の発見→問題の共同化→計画→話し合い→実践→振り返り）
- ・子どもや学級集団の実態、活動経験などに応じて適切に指導する。（司会等の役割分担、原案作成、集団決定の仕方、教師の助言、座席の工夫等）

(イ) 係活動

- ・学級内の仕事を分担処理するために、自分たちで話し合っ係の組織をつくり、全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動し、自分たちの力で学級生活を豊かにすることをねらいとする。
- ・係の設置や所属については、子どもや学級集団の実態、活動経験などに応じて適切に指導する。
- ・活動計画、実践については、活動内容について助言したり、活動時間や場所、用具等について配慮したりするなど、継続的に活動できるように指導する。

(ウ) 集会活動

- ・学級の全員で役割分担するなど協力して集会活動を行い、学級生活を一層楽しく充実・向上させることをねらいとする。
- ・学期ごとなどに計画し、子どもが自主的に運営できるよう実態などに応じて適切に指導する。
- ・集会のめあてを明確にしたり振り返りをしっかり行ったりするなど、活動の積み重ねによって活動の進め方を学び、達成感や所属感、連帯感などを味わうことができるように指導する。

(2) 児童会活動・生徒会活動

児童会活動（小学校）は、学校のすべての子どもをもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行う異年齢集団活動である。主として高学年が運営にあたる。形態には、「代表委員会」「委員会活動」「児童会集会活動」の三つがある。

生徒会活動（中学校・高等学校）は、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行う異年齢集団活動である。

児童会、生徒会のいずれの場合も、その組織は、それぞれの学校の実態をふまえて創意を生かして編成される。

〈指導のポイント〉

- 教師の適切な指導の下に、子どもの自発的、自治的な実践活動が助長されるようにする。
- 全校的視野に立ち、組織的な指導をする。

子どもたちは、望ましい集団活動を通して豊かな人間性や社会性を身に付けていく。そのため自ら活動を創り出し、自分たちが学校の主人公であることの自覚をもつよう助言したり、実態や発達段階をふまえたきめ細かな指導を通じて成就感・達成感を味わったりするようにする。

(3) クラブ活動（小学校）

〈指導のポイント〉

- 子どもの興味・関心が生かされるような手立てを工夫する。
- 子ども自身が活動計画を作成できるようにし、自主的、実践的な態度を育てる。

活動に当たっては異年齢集団における自分の役割を自覚し、人間関係を一層広げ深めていくよう支援していく。また、学級担任から教室における様子などを聞くなど複数の教師による指導を心がけ、個に応じた助言を行ったり、人間関係に十分配慮したりするようにする。

(4) 学校行事

〈指導のポイント〉

- 子どもたちが主体的に行事に取り組めるように手立てを工夫する。
- 創意あふれる行事を通し、自主的・実践的な活動が助長されるようにする。

学校行事は、教師と子どもが共通の感動を分かち合う場面である。そこで、行事の意義の理解、活動への意欲の喚起など、事前の指導の充実が求められる。

## 5 総合的な学習の時間とは

### (1) 小中学校における総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

### (2) 各学校において定める目標

各学校においては、学習指導要領に示された目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。この目標は、横浜市の重点的課題や学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、総合的な学習の時間で取り組むことでどのような子どもたちを育てたいのか、また、どのような資質や能力及び態度を育てようとするのか等を明確にするものである。

### (3) 7年間で身に付ける力と内容

#### ア 身に付ける力について

総合的な学習の時間の課題として、学校間の取組の実態に差がある状況や学校段階間の取組が重複していることが挙げられる。この学校間の取組の状況を改善するために、総合的な学習の時間において身に付けさせたい力の視点を例示することとした。

総合的な学習の時間で身に付けさせたい力とは「育てようとする資質や能力及び態度」のことである。各学校では、目標や「育てようとする資質や能力及び態度」を設定する。従って、各学校が設定した「育てようとする資質や能力及び態度」には、各学校の目標が実現された際に現れる望ましい子どもの成長の姿が示されることになる。

「学習指導要領解説総合的な学習の時間編 第4章第1節(4)」に「育てようとする資質や能力及び態度」については、例えば、「学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること」とあるように、育てようとする資質や能力及び態度の設定に際しては、これら三つの視点到配慮する必要がある。

#### イ 「内容」の設定

総合的な学習の時間では、内容として、目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題を定める必要がある。学習指導要領には、学習課題の例として、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、子どもの興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題が、さらに今回の改訂で、小学校では、「学校の地域の人々の暮らし、文化と伝統に関する学習活動」中学校では「職業や自己に将来に関する学習活動」が例示として加えられた。例示された四つの課題は、多くの学校で取り組まれてきたものを国として整理し参考例として示したものである。

また、この四つの課題は、互いにつながり合い、かかわり合っている課題であり、それぞれの学習活動の広がりや深まりによって、しばしば関連して表れてくるものである。

しかし、内容として学習課題を定めるだけでは、具体的な実践の姿は見えない。そこで、具体的な要素として、地域や学校の実態に合った学習対象を明らかにし、必要に応じて学習事項を設定することが考えられる。

学習対象とは、子どもが探究的にかかわりを深めていく「ひと」「こと」「もの」を示したものである。また、学習事項とは、個々の学習対象とのかかわりを通して、子どもに「どんなことを学んでほしいか」について、更に踏み込んで分析的に示したものである。具体的には、以下のような示し方になる。

**【学習対象】**

「身近な自然環境とそこに起きている環境問題」（環境）

**【学習事項】**

- ・身近な自然の存在とそのよさ
- ・環境問題と自分たちの生活とのかかわり
- ・環境の保全やよりよい環境の創造のための取組など

こうした学習対象や学習事項を明らかにすることで、学習活動をどのように組織すべきか、また、そこでどのような支援を行うべきかなど、単元づくりや授業づくりの構想を明確化することに貢献する。このことにより、学習活動が単なる体験や活動に終わらず、限られた時間の中で、教育的に価値ある学習を適切に生み出していくことになる。

各校においては、すべての学習課題を子どもの興味・関心や必要感にかかわらず形式的に網羅し学習対象や学習事項を要素的に一つひとつ学び取らせていくことがないように十分配慮する必要がある。

**(4) 『横浜の時間』について****ア 『横浜の時間』とは**

「横浜版学習指導要領総則」において、重点的課題の解決に向けた具体的取組として『横浜の時間』の創設が示された。（総則P7）『横浜の時間』は、「知」「徳」「体」「公」「開」で示された横浜の子どもの姿の実現を目指し、総合的な学習の時間を核として、道徳、特別活動及び教科との関連を重視した学習活動の枠組みである。『横浜の時間』では、環境・キャリア・食・健康・安全・国際理解、多文化共生・福祉・伝統文化など、現在の横浜が抱える課題や、「横浜（まち）」の特色に応じた課題などについて、地域の自然や社会、人とのかかわりながら、体験的・問題解決的な学習活動を行う。

**イ 『横浜の時間』のねらい****【『横浜の時間』のねらい】**

- (1) 問題をよりよく解決する資質や能力を育てること
- (2) 主体的に学ぶ創造的な態度を育てること
- (3) 他者や社会と協働・共生する能力を育てること
- (4) 探究的な活動を通して、習得した知識・技能等を学習や生活において活用できるようにすること

**ウ 『横浜の時間』で育てる子どもの姿**

『横浜の時間』は、そのねらいを達成するために「知」「徳」「体」「公」「開」で示された横浜の子どもの姿の実現を目指す。特に、「公」「開」の視点を重視する。それは、『横浜の時間』が「横浜（まち）の自然や社会、人」とのかかわりの中で展開される学習活動という特徴をもっているからである。こうした学習活動を通して「郷土横浜を愛し、積極的に社会にかかわり貢献しようとする子ども」や「郷土や日本の伝統文化を尊重しながら、国際社会の発展に貢献しようとする子ども」を育てる。

また、自然や社会、人とのかかわりを大切にした体験的な活動を展開することで「徳」「体」で示された子どもの姿に迫り、さらに各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら探究的な学習活動を展開することで、「知」で示された子どもの姿にも迫っていく。

## エ 『横浜の時間』と総合的な学習の時間

『横浜の時間』は総合的な学習の時間を核として、道徳、特別活動及び教科との関連を重視した学習活動の枠組みである。

『横浜の時間』は、「横浜（まち）の自然や社会、人」とかかわりながら体験的・問題解決的な学習を行うという特徴をもっているため、総合的な学習の時間を核として、各教科等で習得した力を相互に関連付けて実際の生活場面で活用し、課題解決に向けて探究的な学習活動が展開されることになる。そこでは、総合的な学習の時間で育てたい力と、各教科等で育てたい力が、相互に高まっていくことが期待される。

例えば、「横浜（まち）の自然や社会、人」とのかかわりを通して、規範意識や公共心を身に付け、郷土への理解や愛着を深めていく過程では、道徳の時間を意識的に関連させることが考えられる。また、ボランティア活動や職場体験活動、自然体験活動など体験的な学習活動を行う場合には、特別活動と総合的な学習の時間の両方の目標に迫っていくことが大切である。

このように、『横浜の時間』は、子どもの身の回りの事象から問題を設定し、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習活動を通して横浜の教育課題に探究的に取り組み、総合的な学習の時間の目標を実現していくとともに、各教科等における基礎的・基本的な知識や技能の習得・活用の場としても、子どもの力を伸ばしていく重要な役割を果たすことになる。

横浜版学習指導要領・総則には、「『横浜の時間』の創設」の副題として、「総合的な学習の時間の再構築」と示した。つまり、本来あるべき「総合的な学習の時間」の有り様を『横浜の時間』で実現することをねらっている。

## オ 基本単元の設定

### (7) 経過

平成10年の学習指導要領の改訂において総合的な学習の時間が創設されて10年が経過した。この間の実施状況を見ると、大きな成果を上げている学校がある一方で、教科の知識・技能の習得を図る時間に使われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりする例も見受けられる。

また、子どもの思いや願いによらない教師主導型の実践や、体験活動が学びに結び付かない実践、表現の出来映えのみにこだわった実践など、探究的な学習活動とは言い難い事例も少なくない。さらに、近年の教員の大量採用に伴い、経験年数の浅い教員の中に、何をやってよいか分からないという声があることを耳にする。

こうした背景のもと、学習指導要領改訂の趣旨を生かして、総合的な学習の時間の質を向上させ、どの学級や学年でも探究的な学習活動を展開するため、市として基本単元を設定した。基本単元を定めるに当たっては、これまでの市立学校の実践を分析し、成果を上げていると考えられる実践を中心に一般化し、各校で実施しやすいような形で示した。

### (4) 基本単元の扱い

基本単元は、各校が年間指導計画に位置付け、地域や学校の特色に応じた学習対象を具体的に明らかにして実施していく。

基本単元で取り上げる学習対象が、地域や学校の実態に合わない場合には、より実態にあった学習対象を学校として設定していく必要がある。また、これまでの実践の系統性や子どもたちの経験を考慮し、実施するにあたって学年や時間数、材、教育課題、関連させる教科等など、各学校の実態に合わせて見直し、柔軟に取り組んでいくことが大切である。

つまり、形式的に基本単元を実施すればよいのではなく、子どもたちが主体的に切実感をもって問題解決に取り組めるように、材との出会いを工夫したり、子ども一人ひとりの課題を明確にしたりして、子どもたちの思いや意識の流れを大切にしながら単元を展開する。

また、教師はその過程で身に付けるべき資質・能力及び態度が、子どもたちに育まれている

かを評価しながら、指導に当たることが重要である。

さらに、基本単元を扱う際、どのような教育課題に直面するのか、そしてどのような「ひと」「こと」「もの」との出会いが生まれ、子どもたちの意識はどう変化していくのか、活動の方向を的確に予測することができるよう十分な教材研究が必要である。

## (5) 総合的な学習の時間を核とする『横浜の時間』の全体計画について

### ア 全体計画

『横浜の時間』のねらいを実現するためには、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動等の全教育活動の中で、総合的な学習の時間の位置付けを明確にすることが重要である。

それぞれが相互に関連し合うことで、横浜版学習指導要領が目指す「知」「徳」「体」「公」「開」で示す横浜の子どもの姿をはぐくむことになる。

したがって、『横浜の時間』が有効な学習活動として実施されるためには、地域や学校、子どもの実態や特性を踏まえ、各教科等を視野に入れた全体計画を作成することが求められる。

### イ 年間指導計画及び単元計画

『横浜の時間』の全体計画とは、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。具体的には、各学校において定める『横浜の時間』のねらいや基本方針、学校教育目標とのかかわりなどについてである。さらに『横浜の時間』の核となる総合的な学習の時間の目標、育てようとする資質や能力及び態度、内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示すことが考えられる。

また、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動をどのような時期にどのように実施するかなどを示すものである。

具体的には、一年間の時間的な流れの中に単元を位置付けて示すとともに、学校における全教育活動との関連に留意する観点から、『横浜の時間』における総合的な学習の時間と各教科、道徳、外国語活動及び特別活動との関連を示すことになる。

単元計画とは、子どもにとって意味のある問題の解決や探究活動のまとめである単元の指導計画であり、具体的には、いわゆる単元指導案で示される。年間指導計画と単元計画は相互に関連しているので、その作成作業の実際においては、両者を常に視野に入れ、それぞれの計画を作成していくことが必要である。

○ 単元計画例（基本単元Ⅰをもとにして）

小学校3年 基本単元Ⅰ

単元名「大好き〇〇公園」

1 子どもの問題意識

わたしたちのまちには、いくつも公園があることが分かったよ。大きい公園や小さい公園。公園には、昆虫など小さな生き物もいるし、花もいっぱい咲いている。今までは遊んでいるだけだったけれど、まちの人にとって、公園って大切な場所なのだろう。花を植えたり、掃除をしたりしているのは、いったい誰だろうか。自分たちも一緒に活動して、自慢の公園にしていきたい。

2 単元の意図【環境・まちの特色】

今まで何気なく見過ごしてきた、自分たちのまちに点在している公園。それらの公園で楽しく遊び、学習の中で生き物観察などをする中で、そのありがたさや魅力を感じていく。公園の魅力を守っている人たちとの出会いや、自分たちの力でも、魅力アップ活動に取り組んでいくことを通して、自分たちのまちのものを、自分たちの手で大切に守っていくこと（公）の意義を感じ、身近な人たちとコミュニケーションをとりながら活動を深めていく（開）子どもたちの姿を期待している。

3 単元目標

まちの公園での、生き物観察や公園に関連する人々からの聞き取りなどの活動を通して、まちの様々な人たちが、よりよい公園にするために努力していることに気づき、自分たちも大好きな公園にかかわる活動に、進んで取り組んでいこうとする。

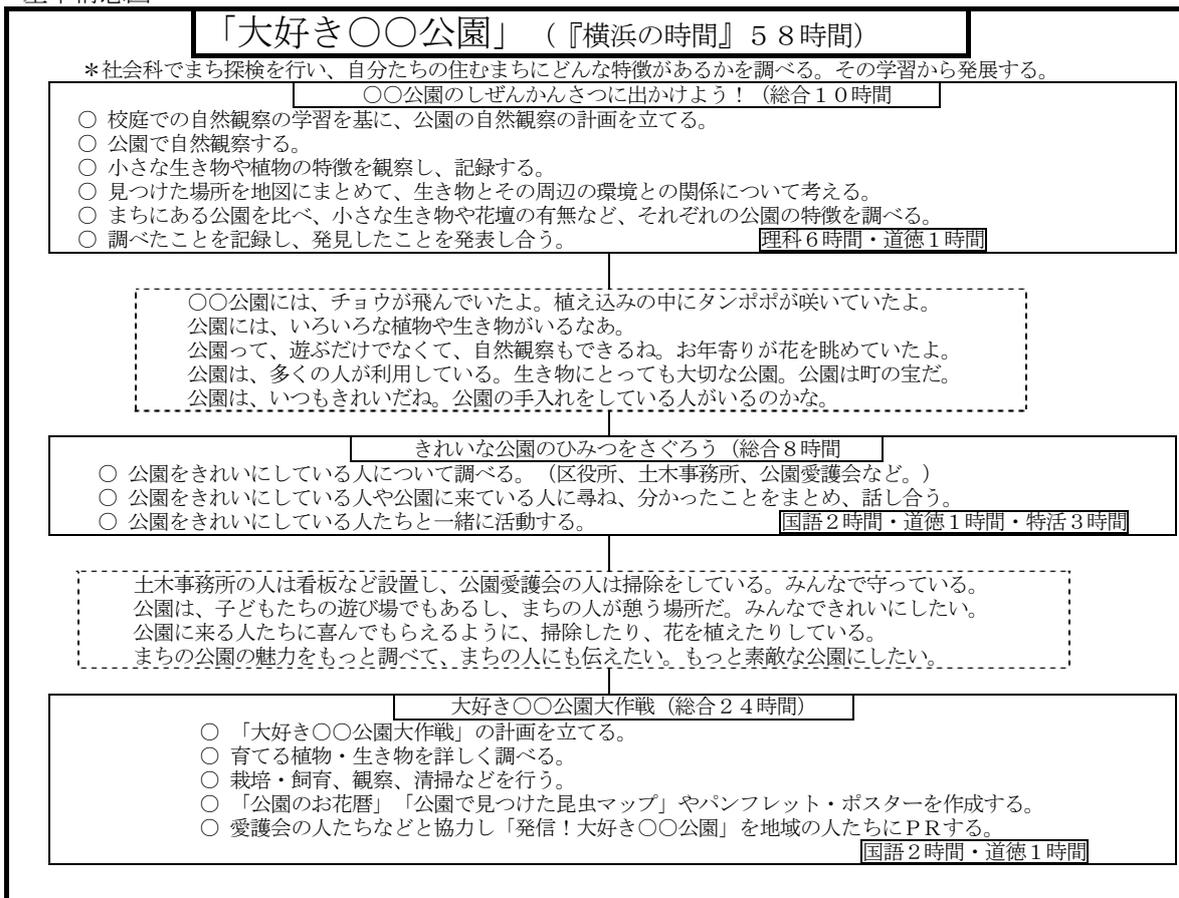
4 身につける資質・能力・態度

学習方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちの公園での遊び体験や、生き物観察等の学習体験の中から、公園の魅力やその利用についての課題を見つけ、解決への見通しをもって計画を立てる。</li> <li>○ 公園の魅力アップするために愛護会等情報を収集し、取捨選択して学習に役立てる。</li> <li>○ 公園の魅力やよさを、まちの回覧板等でPRできるように、わかりやすくまとめ表現する。</li> </ul>
自分自身に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自慢の公園としていく活動を通して、探究活動の楽しさや、自分自身の成長を実感する。</li> <li>○ 自分のもっている知識や技能を公園の魅力アップのための活動に活用し、進んで探究する。</li> <li>○ 公園の魅力アップという自分たちの思いの実現に向けて、自分のやるべきことを決定する。</li> </ul>
他者や社会のかかわりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仲間と力をあわせて公園利用に関する課題の解決に取り組む。</li> <li>○ 活動の中で愛護会等の方々と関わる中で、礼儀正しく行動したり感謝の気持ちをもったりする。</li> <li>○ 自分も公園のための活動に取り組める一人であることに気づき、公園での魅力アップ活動など、自分ができる貢献活動に進んで取り組む。</li> </ul>

5 関連する教科等

教科等名	学 習 内 容	時間数
国 語	・ 関心のあることから話題を決め、必要な事柄について調べ、要点をメモすること	2
	・ 文章の間違いを正したり、よりよい表現に書き直したりすること	2
理 科	・ 身の回りの生物の様子を調べ、生物とその周辺の環境との関係についての考えをもつことができるようにする	6
道 徳	・ 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接する	1
	・ 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする	1
	・ 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ	1
特別活動	・ 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと	3

6 基本構想図



7 指導計画 横浜の時間58時間【総合42時間・国語4時間・理科6時間・道徳3時間・特別活動3時間】

活動内容	時間数	指導のポイント・関連する教科等
<p>1 〇〇公園のしぜんかんさつに出かけよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校庭での自然観察の学習を基に、公園の自然観察の計画を立てる。</li> <li>○ 公園で自然観察する。</li> <li>○ 小さな生き物や植物を観察し、その特徴を記録する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンボボやチュウリブ、アリアカエルなど</li> <li>・生物の色、形、大きさ、手触りなど</li> </ul> </li> <li>○ 見つけた場所を地図にまとめて、生き物とその周辺の環境との関係について考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・すみかや食性など</li> </ul> </li> <li>○ まちにある公園を比べ、小さな生き物や花壇の有無など、それぞれの公園の特徴を調べる。</li> <li>○ 調べたことを記録し、発見したことを発表し合う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表する内容(公園にいた生き物、公園の植物、遊具、広さ、使用している人など)</li> <li>・発表方法(新聞、地図、写真など)</li> </ul> </li> </ul> <p>2 きれいな公園のひみつをさがろう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園をきれいにしている人について調べる計画を立てる。(区役所、土木事務所、公園愛護会など)</li> <li>○ 公園をきれいにしている人や遊びに来ている人に尋ねる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査方法(アンケート、インタビュー)</li> </ul> </li> <li>○ 公園をきれいにしている人たちと一緒に活動する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容(公園清掃、植物の世話など)</li> </ul> </li> </ul> <p>3 大好き〇〇公園大作戦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「大好き〇〇公園大作戦」の計画を立てる。</li> <li>○ 育てる植物・生き物を詳しく調べる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査方法(図書資料、インターネット、インタビュー)</li> </ul> </li> <li>○ 栽培・飼育、観察を行う。</li> <li>○ 「公園のお花暦」「公園で見つけた昆虫マップ」「こんちゅう図鑑」やパンフレット・ポスターを作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発信方法(暦、マップ、図鑑、パンフレット、ポスターなど)</li> </ul> </li> <li>○ 愛護会の人たちと協力し「公園パワーアップ作戦」を地域の人たちにPRする。</li> </ul>	<p>総合10 理科6</p> <p>道徳1</p> <p>総合8</p> <p>国語2</p> <p>特活3 道徳1</p> <p>総合24</p> <p>国語2</p> <p>道徳1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会科でまち探検を行い、主な施設を調べたり、地図に表したりすることを事前に学習する。</li> <li>理科：まち探検(できれば複数の公園など)で見つけた生物の様子を調べる。</li> <li>・ 生物が観察可能な場所を探検コースに設定する。公園に替わる場所として河川や神社なども想定できる。事前に安全確認を行う。</li> <li>・ 生物の観察には、虫眼鏡や携帯用顕微鏡を使用する。図鑑なども携帯させるとよい。</li> <li>・ 公園の魅力と比較整理して記録するように助言する。可能であれば、採集など行う。</li> <li>・ 公衆マナーを遵守するように指導する。</li> <li>・ 記録したことを整理・分析し、公園の魅力を分かりやすくまとめる。</li> </ul> <p>道徳：自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすることを育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木事務所や公園愛護会の人たち、公園に来ている人たちへの聞き取り内容を指導する。</li> <li>・ 愛護会の人などに対して感謝、尊敬の気持ちをもって接するよう指導する。</li> </ul> <p>国語：アンケートやインタビューを行う。</p> <p>特活：行事(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>道徳：礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する態度や意識を育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園に来る人に喜んでもらえるような公園にするためには、どうすればよいか考えるように助言する。</li> </ul> <p>国語：収集した資料を使い、説明文を書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図工での学習を生かし、表したいことや用途などを考えながら、形や色、材料を工夫してポスターなどを作る。</li> </ul> <p>道徳：約束や社会のきまりを守り、公德心をもつことの大切さを学ぶ</p>

## 第VI章 学校健康教育（学校保健・学校安全・学校給食）をすすめるために

### 1 学校健康教育とは

- ・学校保健：心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理
- ・学校安全：自他の生命の尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理
- ・学校給食：望ましい食習慣の育成等を図るための給食指導と衛生管理等

それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら児童生徒の健康の保持増進を図っている。

教育指導面においては、保健教育、安全教育及び給食指導などを統合した概念を健康教育として整理し、子どもの健康課題に学校として一体的に取り組む必要がある。

### 2 学校保健の目指すもの

#### (1) 学校保健とは

学校保健は、「学校における保健教育と保健管理をいう」（文部科学省設置法第4条第12号）とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われる。したがって、すべての学校教育関係者がこのことを正しく認識し、教育活動に当たることが必要である。そのためには全体計画である学校保健計画のもとに、それぞれの職務内容と責任の範囲を明確にして、計画的・継続的に実践することが重要である。

さらに、学校保健の取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体と連携を図っていくことが重要である。

#### (2) 学校保健計画

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成すべきものである。学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととする。

また、学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については、原則として保護者等の関係者に周知を図ることとする。

#### (3) 保健教育

学校における保健教育は、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて主体的に健康な生活を実践できる資質や能力を育成することが大切である。このような保健教育は、体育科や保健体育科を中心とした関連教科等（保健学習）や特別活動の学級活動・ホームルーム活動等（保健指導）など、学校教育全体で行われている。

##### ア 保健学習

生涯を通じて健康で安全な生活を営むために、必要な基本的な知識を習得させるものである。小学校では体育科の保健領域（3～6年）、中学校では保健体育保健分野、高等学校で

は保健体育科保健として指導する内容が定められているので、学習指導要領に沿って適正に実施しなければならない。

#### イ 保健指導

当面する具体的な健康課題について、保健学習との関連を図りながら実践的な能力や態度の育成を目的に行うものである。特別活動（学級活動や学校行事など）等、学習指導要領に沿って適正に実施される保健指導の他、学校保健安全法では、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言も保健指導として位置付けられている。

### (4) 保健管理

#### ア 健康観察

##### (ア) 健康観察の重要性

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増してきている。

##### (イ) 健康観察の目的

- a 子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- b 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- c 日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

##### (ウ) 健康観察の機会

学校における健康観察は、学級担任や養護教諭が中心になり、教職員との連携の下で実施すべきものであることから、全教職員が共通の認識をもつことが重要である。中央教育審議会答申でも述べられているように、学級担任等により毎朝行われる健康観察は、特に重要である。また、家庭における保護者が行う健康観察も、子どもの心身の状況を把握する上で重要な参考となることから、保護者の理解と協力を得るとともに、保護者にも、子どもの健康観察の視点等について周知を図っておくことが重要である。

##### (エ) 健康観察の評価

評価は学期ごとあるいは学年末に行い、次年度の実施に生かすことが大切である。

#### イ 健康相談

学校における健康相談は、学校保健安全法第8条に「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」と示されている。保健指導の前提として行われる健康相談は、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められる。

## ウ 健康診断

健康診断は、学校保健安全法第13条第1項に「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。」と示されている。また、教育課程上では、「特別活動」の健康安全・体育的行事に位置づけられ、教育活動として実施される。つまり、健康診断は、学校における保健管理の中核であるとともに、教育活動でもあるという2つの性格をもっている。

このことは、単に健康診断を実施するというだけでなく、事前、実施時、事後にわたって教育活動として位置付けることや常に教育的配慮が必要であることを意味している。

また、学校という教育の場における健康診断は、健康の保持増進を目的とした健康状態の把握が中心であって、地域の医療機関のように個人を対象とした確定診断を行うものではなく、健康であるか、健康上問題があるか、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出すスクリーニング（選別）である。

### (ア) 検査項目

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ①身長、体重及び座高        | ②栄養状態            |
| ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | ④視力及び聴覚          |
| ⑤眼の疾病及び異常の有無      | ⑥耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 |
| ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無  | ⑧結核の有無           |
| ⑨心臓の疾病及び異常の有無     | ⑩尿               |
| ⑪寄生虫卵の有無          | ⑫その他の疾病及び異常の有無   |

### (イ) 実施期日

学校保健安全法第5条第1項の規定により「毎学年6月30日までに行うものとする」となっている。

### (ウ) 事前及び事後の指導

健康診断を行うことは、子どもが自分の健康について理解を深め、また病気の早期発見・早期治療のための重要な手がかりとなる等の意味を持つ。そのため、学級担任は、健康診断の意義や正しい受け方等について指導し、子どもが自らの健康に関心を持ち、健康の保持増進に努めるよう自覚をもたせる必要がある。また、健康診断の結果は、終了後21日以内に、“受診のおすすめ”等で保護者へ知らせる。なお、結果の通知の際には個人情報保護や心理的な面への配慮も行う。

### (エ) 健康手帳の活用

健康手帳は、子どもの健康状態について学校と家庭を結ぶ記録簿であり、また子どもが自分の健康について学び、健康増進・体力向上に努めるための資料でもある。そのため、健康診断の結果通知、保健指導の際の資料等様々な活用方法が考えられる。

### (オ) 健康診断票

健康診断の結果は、「児童生徒健康診断票」に記録・保管する。「児童生徒健康診断票」は、小・中学校9年間継続して使われ、中学卒業後は進学先に送付し、5年間保管する。公簿であるため取扱いには十分注意する。高等学校においては「生徒健康診断票」に記録・保管する。

## エ 学校環境衛生

児童生徒の健康を保持増進し、学習能率を高め、心豊かな学校生活を送ることができるようにするためには、健康的で快適な学習環境をつくり上げることが大切である。

学校環境の衛生管理については「学校環境衛生基準」に基づき行われる環境衛生検査と日常における環境衛生がある。環境衛生検査は、毎年度時期を定めて学校環境の実態を把握し、必要があれば事後措置を講じる定期的環境衛生検査と、必要があるときに行われる臨時的環境衛生検査がある。日常における環境衛生は、環境衛生の維持または改善を図るために行う日常的な点検のことをいう。教室等の環境については、「換気」「温度」「明るさとまぶしさ」「騒音」について毎授業日に点検を行うことになっている。

#### オ 保健室

保健室は、全児童生徒の健康状態・環境衛生の実態を把握し、健康の保持増進と安全確保を目指す教育活動の重要な場であり、学校保健の中核として保健センター的機能をもっている。学校保健安全法には、保健室の機能として、「健康診断」「健康相談」「保健指導」「救急処置」のほか、「発育測定」「保健情報センター」「保健組織活動のセンター」などが示されている。学校保健活動が効果を発揮するためには、教職員が保健室の機能を十分に理解し、児童生徒個々の健康な生活が達成できるように常に連携をとることが大切である。

### (5) 組織活動

学校における保健管理と保健教育が有機的に関連付けられ、その成果を上げるには組織的な活動が必要である。学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するには、校内における教職員の協力体制を確立することが必要であり、その効果を高めるために家庭や地域社会との連携が大切である。

学校保健に関する組織活動には、学校内における組織活動、家庭、地域社会との連携、学校保健に必要な校内研修などが考えられる。その一つとして、健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である学校保健委員会がある。

#### ※関連法：「学校保健安全法」

(学校保健計画の策定等)

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じ

ることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第7条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

(健康相談)

第8条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第9条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。第24条及び第30条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。

### 3 学校安全の目指すもの

#### (1) 学校安全とは

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。

学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

#### (2) 学校安全計画

学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものである。

さらに、学校においては、生活安全(防犯を含む。)、交通安全及び災害安全(防災)に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、各学校が策定する学校安全計画においては、①学校の施設設備の安全点検 ②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導 ③教職員に対する研修に関する事項を必ず記載する。

また、学校安全に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することとされていることも踏まえ、学校安全計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとする。

#### (3) 安全教育

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。

安全教育は、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級(ホームルーム)活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることになるが、さらに、児童(生徒)会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の

学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものである。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要がある。すなわち、安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する必要がある。また、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

なお、指導計画の推進に当たっては、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備して進めるよう留意しなければならない。

#### (4) 安全管理

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようによることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。

##### ア 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

安全点検については、学校保健安全法施行規則第28条に「安全点検は、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。」とあり、第29条には、「学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。」と示されている。

##### イ 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

##### ウ 通学の安全管理

学校においては、児童生徒等が、充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全を確保することは重要である。

##### エ 事件・事故災害発生時の危機管理

学校においては、学校保健安全法第29条で規定されている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するものとされている。

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情に応じた実効性のある対策を講じなければならない。その中心となるのは学校が行う危機管理であり、事前に、学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の周知、訓練の実施など、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにする必要がある。

## (5) 学校生活を安全に送るための留意点

### ア 登下校の安全

- (ア) ルールやマナーを守って通学できるようにする。道路の歩行、横断等について、正しい知識を身に付けるようにする。
- (イ) 防犯を含めた安全の観点から、決められた通学路を通るようにする。
- (ウ) やむをえない事故や事情で早退させるときには家庭と連絡をとる。

### イ 始業前の安全

- (ア) 登校時刻を守り、むやみに早く登校しないようにする。
- (イ) 登校後の過ごし方についても指導しておく。
- (ウ) 登校後は教師の許可なくして学校から出ないようにする。

### ウ 授業時の安全

学校生活の中で最も長いのが授業時間であり、この間の子ども様子の変化を見逃さないことが大切である。そのためには、授業のはじめに必ず人員を確認し、同時に健康観察を行うことである。そして様子の変化を確認した場合は、声を掛け、授業中も気を付けて観察することが必要である。

学習時における発生事故件数は、理科、図画工作科、美術科、体育科、保健体育科、家庭科、技術・家庭科に比較的多い。これらの学習時には特に留意しなくてはならない。

#### (ア) 理科

理科の学習の中では、特に実験時の事故が多い。実験を行う場合に、次の点に留意する。電気関係、薬品類、ガス器具などの管理を十分に行う。観察・実験の手順を明確にし、室内での安全な行動を徹底する。慎重に計画を立て、予備実験を必ず行った上で実施する。

#### (イ) 体育科、保健体育科

体育科、保健体育科の学習は健康・安全に関してあらゆる角度から指導する必要がある。また、使用する器具・用具等も多種にわたるので不備がないように点検し、安全を確認するとともに、子どもの健康状態の把握にも気を配る。季節や気象条件を配慮した年間指導計画による学習指導を行うことが大切である。特に水泳指導は生命の危険を伴うので格別の配慮が必要である。

#### (ウ) 図画工作科、美術科

図画工作科、美術科では、道具・用具を使う授業時の事故が多い。刃物類など危険な道具を使う場合には、使い方、機能についての指導を行う必要がある。塗料を用いる場合、十分な換気に努めることが大切である。また、教室内の整理整頓に心掛け、安全に学習ができる場をつくることも大切である。

#### (エ) 家庭、技術・家庭科

家庭科、技術・家庭科では、子ども一人ひとりに学習活動で使用する器具や用具、機械工具等の知識や使用時の留意事項などについてしっかりと理解させることや、調理実習の手順を明確にするなど、格別の配慮が必要である。また、授業後の片付けにおいては、針などの用具や器具、工具の数を確認させるなどの配慮をする。

#### (オ) 休み時間の安全

- ・学校や学級の約束を守って遊ぶようにする。
- ・廊下、階段で衝突事故が起きないように気を付けさせる。
- ・遊具の使い方を徹底する。特に雨上がりや手が汗ばんでいるときの使用について留意する。

・雨天や結露により、廊下が濡れている時の転倒防止に注意させる。

(カ) クラブ・部活動の安全

年間、月間計画を作成し、計画にしたがって指導する。

(キ) 放課後の安全

下校時刻を守るようにし、放課後教室などに残さないようにする。学級の仕事や、委員会の仕事などで残る場合には教師がつき、やむをえず離れる場合は管理職や他の教師に監督を依頼する。

エ 学校行事の安全

(ア) 校内の行事

特に体育的行事（運動会、体育祭、水泳大会、球技大会など）については、練習段階から計画的に取り組み、けがや事故の防止に心掛ける。児童生徒数や場所の広さ、状況などを考えて計画・運営しなければならない。

(イ) 校外の行事

遠足、修学旅行、体験学習、自然教室、スキー教室などがあるが、日常とは異なる環境で行動するため、より大きな事故の危険性がある。そこで必ず下見を行い、無理のない計画を立てることが大切である。そして、事前に子どもに安全な行動について指導するとともに、教師も安全に集団を引率するための留意点を確認しておく。また宿泊を伴う行事においては、臨時健康診断や健康調査などにより、事前に子どもの健康状態を把握するとともに、現地においても常に心身の健康観察に留意し、睡眠の確保などに配慮する。

オ 緊急時の安全

事故発生時の対応：学校管理下における事故は、広範囲にわたっている。事故の種類によって対応が異なる部分もあるが、学校として最善を尽くすよう努力する。

(ア) 発見者

事故の発生を確認したら、安全確保をした上で負傷者のけがの箇所と程度、発生原因を把握し、その場で可能な応急処置を直ちに実施するとともに、保健室、校長室、職員室へ連絡する。

負傷者の心の安定を図るよう配慮するとともに、周囲の子どもに対しても同様の配慮を行い、二次災害が起きないように留意する。

(イ) 連絡

管理職に速やかに連絡し、救急車を呼ぶ等の指示を仰ぐ。

保護者への連絡は速やかに行う。態度や話し方に留意して学校の誠意を示す。状況を伝えるときは、不確実なことや主観的な言い回しは避ける。かかりつけの病院などを確認し、一任された場合は学校医、または近隣の病院名を伝えて了承を得る。

(ウ) 応急処置

学校で行う応急処置の基本は、緊急度の判断と、医療機関に委ねるまでの応急手当である。顔面や頭部のけがの場合や、程度の判断が困難なときは医療機関にて受診する。

(エ) 災害時の対応

地震・火災などは、いつ起こるか分からない。授業中、放課後のいかなる時を問わず、子どもをすぐに把握し、校内放送などの指示に従って安全な場所へ避難させなければならない。日ごろから、教師としてどのような行動をとればよいか研修し、災害時の役割を確認しておく。子どもには安全な行動や態度がとれるよう指導し習慣づけておく。

※関連法：「学校保健安全法」

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### 4 学校給食指導・昼食指導

<ポイント>

- 安全や衛生面に気を付けて、楽しく会食する。
- 当番の仕事を通じて、協力する態度や責任感を育てる。
- 食事についての望ましい習慣を身に付ける。
- 食育の指導については、給食中の指導を中心に、保健・家庭科・学級活動など各教科等の学習と関連させて行うようにする。

##### (1) 給食指導時の安全・衛生

学校給食は、栄養のバランスのよい食事がとれるよう工夫され、成長期にある子どもの健康の保持増進と体位の向上への意義が大きい。

日々の給食指導では配膳や片付けなどの安全や衛生面に留意し、マナーを守って楽しい給食の時間となるよう配慮する。

##### ア 衛生面

給食袋は毎日清潔な物を持つようにする。手はいつもきれいにし、爪も短く切っておくようにする。食事前は石けんで手をていねいに洗い、給食用のきれいなハンカチなどで拭くようにする。服装も食事にふさわしく整えるようにし、防寒上着は脱ぐようにする。食後は歯みがきをすることが望ましい。

食物アレルギーの児童がいる場合は、関係職員と連携し、あらかじめ定めた方法により誤食などの事故のないよう確認する。(アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル参照)

##### イ 環境面

教室を食事の場として使用するので、机の上は全て片付け、床の大きなごみなどを拾い、また、黒板カーテンのある学級ではカーテンをひくなど、環境を整える。これは、食事をする雰囲気をつくるとともに、異物混入などの事故を防ぐためにも必要な配慮である。

##### (2) 給食当番及び会食準備の協力

給食準備は担任と子どもが協力して、約束を守り、決められた時間の範囲内で手早く配膳する。

##### ア 当番活動

授業が終了したら、当番の子どもは手洗いを優先し、マスク・白衣など迅速に身支たくする。白衣を付ける時、髪の毛は帽子の中に全部入れる。また、白衣のままトイレに行かないように指導する。各自の健康観察の後、教室の前に整列して担任と共に給食室へ行き、役割分担にしたがって運搬する。健康観察で下痢・嘔吐などの体調不良がある子どもは当番活動をしないようにする。全校一斉に給食時間となるため、食缶などの運搬は、校内のルールに則り安全に行う。特に熱い汁物などは火傷に気を付ける。必ず担任が付き添い、廊下の曲がり角や階段では一旦停止して安全を確認する。配膳は効率よく、清潔に行うようにする。食器、食缶類は床に置かないなど、衛生面に十分配慮する。後片付けは、残菜を食缶に入れ、食器、牛乳パックの始末、ごみの分別等を校内のルールに沿って行う。給食室では給食調理員や栄養教諭・学校栄養職員に「いただきます」や「ごちそうさまでした」などのあいさつができるようにする。

## イ 会食の雰囲気づくり

会食の準備に当たっては、当番の子どもと他の子どもの動きをつかんで、同時に準備が進められるようにする。次に子どもの動きの一例を示す。

当番の子ども	その他の子ども
<ul style="list-style-type: none"><li>●用便に行く。</li><li>●石けんで手をきれいに洗う。</li><li>●白衣・帽子・マスクをつける。</li><li>●静かに廊下に並ぶ。</li><li>●健康チェックをする。</li><li>●献立や盛り付け方等を確認して運ぶ。</li><li>●能率よく配食、配膳をする。配膳は15分から20分で終わらせる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●窓を開け換気をする。</li><li>●床のごみ拾いや室内を整理する。</li><li>●机の上を片付け、机の上を拭く。</li><li>●グループ作りをする。</li><li>●配膳台を準備し、台ふきで拭く。</li><li>●用便に行き、手をきれいに洗って静かに教室で待つ。</li></ul>

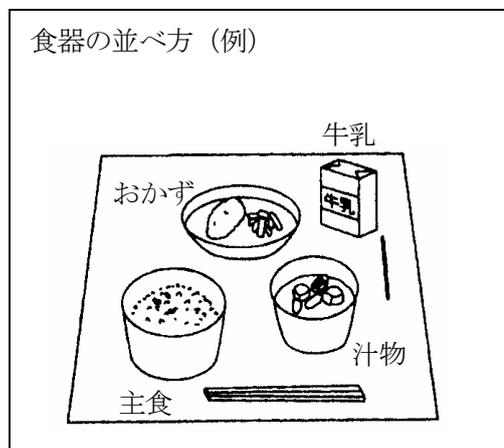
## (3) 食事について望ましい習慣

### ア 食事の仕方

食器は右の図のように置き、足りないものがないか確かめてから、「いただきます」のあいさつをして食事を始める。

パクパクだよりなどを活用し、その日の献立に沿った指導をする。

食器の並べ方（例）



食事のマナーは他の人に不快感を与えないように、次のことを守るようにする。

- ひじをついて食べない。
- 口に食べ物を入れたまま話をしない。
- 主食とおかずは交互に食べるようにする。
- 大声を出さない。
- パンは一口ずつちぎって食べる。
- 箸は正しい持ち方をする。
- 牛乳は少しずつ飲む。
- 食べ物はよくかんで味わいながら食べる。

学級の子どもの中には少食の子もいるので、低学年では特に量を加減することも忘れないようにする。まず、食べられる分量だけ盛りつけて、一口でも食べるように励ますことも大切である。

### イ 楽しい会話

食事中は、グループの友達と楽しい話題で会話をしながら過ごすようにする。遠くの座席の友達に向かって大声で話しかけないようにする。また、話に夢中で食べることを忘れないように指導するとともに、会食にふさわしい話題を提示し、学級活動の時間などを使って考えるようにする。

### ウ 食事を通して好ましい人間関係を育てる

#### (ア) グループの中へ

子どもは食事の時、楽しい気持ちになり心を開いて話をしている。担任も子どものグループ

に加わり、その会話から多くの情報を得るようにする。担任からは食に関する話をしたり、子どもの頃の話をしたり、楽しい会食にする。

#### (イ) 個に応じた指導

子どもの食生活をよく見ると一人ひとり違っていることに気付く。少食、大食、食べるのが早い、遅いなど様々である。必要に応じて家庭と連絡を取りながら無理のない方法で、健康によい食べ方を指導する。事例によっては、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭とも連携を図りながら指導する。

食物アレルギーの子どもは、除去食や家庭から持参したお弁当を食べる場合もあるので間違いのないよう注意するとともに、クラスの子どもたちにきちんと説明し、違和感のないよう配慮する。

#### (ウ) 協力して後片付け

「ごちそうさまでした」のあいさつをして、グループ内で片付けの役割を決めて全員で後片付けを行う。残菜は決められた食缶に戻し、紙くずやプラスチックのごみはきめられた方法で集める。牛乳パックは開いて、洗って、乾かして、まとめる。食器は同じ種類の物を重ね、スプーンや箸は同じ向きにそろえるようにする。机をもとの位置に戻し、グループ全員が責任をもって自分の仕事を果たし、約束を守って片付けができるようにする。

給食の準備、和やかな会食、後片付けなどの活動を通して、子どもは感謝する気持ちを持ち、友達のよさを見つけることができる。子どもが友達のよさを認め合えるように、働きかけるのが担任の役割と言える。

#### (エ) 緊急時の対応について

- ・給食中におう吐した子どもがいた場合は、まず汚れが広がらないよう注意して、近隣の教員を呼ぶ。吐物の処理や食器具の消毒等については「学校における感染性胃腸炎および食中毒発生マニュアル」にそって対応する。
- ・子どもより異物等の混入の報告を受けた場合は、一時給食を中止し、他の子どもへの混入がないか確認する。また、学校長へ報告し、他学級、他学年の状況を確認できるようにする。
- ・子どもが異物を口にした場合は、口の中を確認し、けがの有無を調べる。
- ・「学校給食危機管理対応マニュアル」にそって対応し、保護者への報告も確実に行う。

### (4) 市立中学校、高等学校での昼食指導

#### ア 中学校

学校給食を実施していないが、食事指導は実施する。健康な食事については、技術・家庭科など各教科等の学習と関連させて行うようにする。昼食時には、全員がそろっているかどうか確認する。グループを作り、担任も中に入って子どもたちと親しく話す機会をもつ。校内放送を聞いたり、身近な出来事を話したりして楽しい雰囲気をつくる。

また持参した弁当や購入した弁当について食品の選び方や、栄養のバランスなどを指導し、家庭とも連携を図るようにする。生徒指導の場としても有効である。

#### イ 高等学校

昼食指導は原則として子どもの主体性に任せている。学校によっては、300人程度収容できる食堂があり、かなりの子どもがこれを利用している。食堂でのマナー指導は、生徒指導部が中心となっている。しかし、持参した弁当を教室で食べる子どもも多く、学級担任は、機会をとらえ、場合によっては適切な指導を行うことが大切である。

## 第Ⅶ章 情報教育をすすめるために

### 1 教育の情報化の目的

文部科学省が策定した、小・中学校等の新学習指導要領に対応した「教育の情報化に関する手引」では、「教育の情報化」を、次の三つから構成されていると定義している。

- ・情報教育 ～子どもたちの情報活用能力の育成～
- ・教科指導における ICT 活用 ～各教科等の目標を達成するための効果的な ICT 機器の活用～
- ・校務の情報化 ～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～

(「教育の情報化に関する手引」(平成22年10月文部科学省) 第1章 情報化の進展と教育の情報化 より)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)

つまり、「教育の情報化」の目的は、「子どもたちの情報活用能力の育成」、すなわち体系的な「情報教育」の実施に加え「各教科等の目標を達成する際に効果的に情報機器を活用する」ことを含めたものである。さらに、安全で効率的な ICT 機器を活用した校務を進めることで、教員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保することをねらっている。

この三つの観点を通して、教育の質の向上をめざすものが「教育の情報化」である。

### 2 「情報教育」とは

「情報教育」とは、「情報活用能力」を育成することによって、情報を適切に活用して合理的判断や創造的思考、表現・コミュニケーションなどに役立てられるようにすることを目的とした教育活動である。現在、情報教育において育成することを目指している「情報活用能力」には、下記の三つの観点がある。これらは、3観点相互の関係を考え、児童生徒の発達段階に応じてバランスよく身に付けさせることが重要である。

#### (1) 「情報活用の実践力」

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

#### (2) 「情報の科学的理解」

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解

#### (3) 「情報社会に参画する態度」

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

### 3 学習指導要領及び横浜版学習指導要領と情報教育とのかかわり

#### (1) 学習指導要領とのかかわり

##### ア 小学校

「各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」

(小学校学習指導要領総則(下記 URL)を参照)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm)

##### イ 中学校

「各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」

(中学校学習指導要領総則(下記 URL)を参照)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/sou.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/sou.htm)

#### ウ 高等学校

「各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」

(高等学校学習指導要領総則(下記 URL)を参照)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf)

#### エ 特別支援学校

「各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。また、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。」

(特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領(下記 URL)を参照)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/tokushi/1284525.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/tokushi/1284525.htm)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/news/081223/005.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/news/081223/005.pdf)

### (2) 横浜版学習指導要領とのかかわり

ア 横浜版学習指導要領の総則には、各学校が必ず取り組まなくてはならない重点課題の一つとして「情報社会を生き抜く能力の育成」が次のように取り上げられている。

「様々な情報ツールを正しいモラルのもとで活用し、自ら情報の内容を見極め、責任をもって収集・選択・発信・管理しながら情報化社会を主体的に生き抜いていくために必要な能力を育成します。」

(横浜版学習指導要領 総則(平成20年2月策定)(下記 URL)を参照)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/plan-hoshin/plan6000-pdf/yokoban-sousoku.pdf>

(横浜版学習指導要領 総則解説(平成20年3月策定)(下記 URL)を参照)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/plan-hoshin/plan6000-pdf/yokoban-soukaisetsu.pdf>

イ 「横浜版学習指導要領 教科等編」の各教科等の中にも「情報社会を生き抜く能力の育成」に関する視点でかかれている部分があるので、参考にする。

## 4 指導の視点

(1) 情報の大切さを理解し、情報を取り扱う上でのルールを身に付けさせるとともに、情報手段の特性の理解を通じたマナーの育成と情報モラルの定着に努める。(Y・Y NET「情報モラル・マナー リンク集」(下記 URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/morality/index.htm>

(2) コンピュータ等の情報機器や教育情報ネットワークを適切に用いることにより、教育活動全体を通して、情報教育の三つの観点(情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度)に基づく、情報活用能力の適切な育成に努める。(「教育の情報化に関する手引」(下記 URL)を参照)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)

(3) 校内 LAN やコンピュータ教室内の LAN の有効活用を図る。

(日本教育工学振興会(JAPEIT)『校内ネットワーク活用ガイドブック2005』を参照)

(4) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校段階を通じて、系統的・体系的に情報教育を展開するように努める。

(Y・Y NET「ICT学習 よこはまスタンダード」(下記 URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/tr/ict/standard/index.htm>

- (5) 学習指導におけるコンピュータ等の情報機器活用により、指導の個別化、指導形態の多様化を図るなど、魅力ある分かる授業の実現に向けて、指導法を改善する。

(Y・Y NET「教育の情報化推進部会」のページ(下記 URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/tr/ict/meeting/index.htm>

- (6) 全ての教員の ICT 活用指導力の向上のために、文部科学省では、「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月)に基づき、「教員の ICT 活用指導力の基準の具体化・明確化に関する検討会」が設置され、基準の具体化・明確化について検討が進められ、「教員の ICT 活用指導力の基準」が策定された。「教員の ICT 活用指導力の基準」は、5 つのカテゴリーに分類されている。

**【5 つのカテゴリー】**

- A 教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力

授業の準備段階や授業終了後の評価段階において、教員が ICT を活用する能力

- B 授業中に ICT を活用して指導する能力

授業の中で、教員が資料を説明したり課題を提示したりする場面や児童生徒の知識定着や技能習熟を図る場面において、教員が ICT を活用する能力

- C 児童・生徒の ICT 活用を指導する能力(小学校版および中学校・高等学校版)

学習の主体である児童生徒が ICT を活用して効果的に学習を進めることができるように、教員が指導する能力

- D 情報モラルなどを指導する能力

児童生徒が情報社会で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成するために、教員が持つべき能力

注・・・「情報モラル」という語は、狭義には、情報教育における倫理的、規範的な内容を指す場合が多いが、ここでは「情報モラルなど」として、倫理的・規範的なものだけでなく、ルールやマナー、著作権や個人情報保護、更には情報セキュリティなどを含む広義の意味で用いている。

- E 校務に ICT を活用する能力

ICT を活用することにより、校務を効率的かつ確実に行うための能力、教員間で情報共有やコミュニケーションを行う能力、保護者や地域など校外との連携を図る能力

(教員の ICT 活用指導力のチェックリスト 小学校版)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/039/check/07021605/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/039/check/07021605/001.pdf)

(教員の ICT 活用指導力のチェックリスト 中学校高等学校版)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/039/check/07021606/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/039/check/07021606/001.pdf)

(ICT 活用指導力向上研修) <http://www.t-ict.jp/index.html>

- (7) ブロードバンド回線の利用に伴い、セキュリティを確保した授業となるよう努める。

(Y・Y NET「セキュリティ・ウイルス対策」(下記 URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/tr/ict/security/index.htm>

## 5 ICT を活用することによる期待される効果と実際例

- (1) 基礎基本の確実な習得を図ることができる

ア 抽象的な事象や思考過程を視覚的に示すことにより、子どもたちが学習内容のイメージをもつことができる。

イ 一人ひとりの習熟度に応じたコンテンツの利用やきめ細かなプログラムにより、基礎・基本の確実な定着を実現することができる。

- (2) 子ども一人ひとりの力を伸長することができる

一人ひとりの個性や能力等に応じたコンテンツやソフトの活用により、個に応じた主体的で、多様

な学習を実現することができる。

(3) **子どもが学ぶ楽しさを実感し、自ら学ぶ意欲を高めることができる**

ア 実物を拡大したり縮小したり、図形を動かしたり、など動きのある授業により学習の楽しさを味わうことができる。

イ ICTの生きた豊富な情報を活用することにより、受け身にならず、主体的に学習することができる。

(4) **子どもの思考力、表現力を育成することができる**

ア 自分の考えを相手に分かるように説明したり、目的に応じて表現をかえたりすることにより、論理的な思考力や表現力を高めることができる。

イ 互いに学び合いながら、多様なものの考え方を知り、自らの思考力を高めることができる。

ウ データ収集や処理、分析を効率的に行うことにより、結果に基づいて子どもが考える時間を確保でき、思考力を高めることができる。

(5) **子どもの学び方や問題解決能力の育成ができる**

ICTの活用を通して、情報やデータを適切に活用し、主体的に選択・活用・発信する力を身に付けることができる。

(6) **教師の創意工夫を生かした質の高い授業をつくることができる**

ア 子どもの興味・関心などを引き出し、学習を深める魅力的な教材づくりにより、創意工夫を生かした授業を実現することができる。

イ 学校の枠を越えて教員間のコミュニケーション、情報の共有を通じ、教員間の連携を深め、よりよい授業づくりのヒントを得、より質の高い授業を実現することができる。

ウ 蓄積・共有された教材を効率的に活用でき、魅力ある授業を実現するとともに、子どもと触れ合う時間を確保することができる。

## 6 横浜市の状況

### (1) 教育用コンピュータの整備状況

#### ア コンピュータ教室

平成22年3月現在、小学校各42台、中学校各42台、高等学校各48台の教育用コンピュータが整備されている。また、普通科高等学校5校については、第二コンピュータ教室にも各21台を整備している。(Y・Y NET「配当機器紹介」(下記URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/tr/ict/pc/index.htm>

#### イ 普通教室

平成17年度から校内LANが整備された小中学校の普通教室用のコンピュータの整備に着手し、平成20年度末までにすべての市立小中学校に、普通教室用として一般学級数分、個別支援学級用として1台の教育用コンピュータを整備完了。

また、平成21年度に普通教室2台目と特別教室用各校6台を整備。

(Y・Y NET「配当機器紹介」(下記URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/tr/ict/pc/index.htm>

### (2) 電子黒板及びデジタルテレビ等提示装置

平成21年度、各学校に電子黒板1台、各教室にデジタルテレビ1台を整備した。

また、平成20年度までに、PC室用プロジェクタ1台、普通教室用プロジェクタ3台(カート、マグネット式スクリーン付き)を整備済みである。

(「電子黒板活用ガイド」パンフレット(下記URL)を参照)

<http://edusight.uchida.co.jp/e-iwb/images/index/guidebook.pdf>

(「デジタルテレビ学校導入モデル」パンフレット教員向(下記URL)を参照)

<http://www.chidigi.jp/model/index.html>

### (3) 校内LANの整備

横浜市では、平成15年度から市民との協働によるネットデイ方式での小学校・中学校の校内LAN整備を進め、平成21年3月にすべての市立小学校・中学校の校内LAN整備を完了。

また、平成21年度に市立高等学校、市立特別支援学校の校内LAN整備についても完了。

(Y・Y NET「ネットデイで校内LAN」(下記URL)を参照)

<http://www.edu.city.yokohama.jp/sch-m/netday/index.htm>

### (4) 教育用イントラネット(Y・Y NET)

横浜市では、全市立学校を結ぶ教育用イントラネットとして「横浜市教育情報ネットワーク(愛称 Yokohama Yume NETwork ; Y・Y NET)」が整備されている。横浜市教育情報ネットワーク(Y・Y NET)では、教科別の学習関連リンク集やICTを活用した指導案集、教育課程開発実践推進校指導案集、横浜の歴史・建物、自然等の資料、静止画・動画の教科別学習素材集など、2万件を越える様々な教育用コンテンツを提供している。

平成21年8月にシステムを更新し、Webページについてもデザインを更新した。

(Y・Y NET「トップページ」(下記URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/index.htm>

### (5) 教員のICT活用能力の向上

教員のICTを活用した授業の指導力を高めるため、次の研修を計画している。

- ・ コンピュータ研修の講師を各学校へ派遣する派遣研修
- ・ 夏季休業を利用した夏季研修
- ・ 管理職、「教育の情報化」担当者対象の研修
- ・ 指導主事の派遣

また、Y・Y NETのWebページにおいても、ICTを活用した教員用指導案や事例集、学習コンテンツ、リンク集などの充実を図り、教員のICTを活用した授業の指導力を高めるための支援を行っている。

(Y・Y NET「研修コーナー」(下記URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/tr/training/ict01.htm>

### (6) 「ICT学習 よこはまスタンダード」の提示

小学校では、情報教育のための特定の教科が設けられていないため、「総合的な学習の時間」をはじめ各教科等のさまざまな時間で「情報手段に慣れ親しみ、基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できる能力」を伸ばすための標準的モデルとして「ICT学習 よこはまスタンダード」を策定し、提示している。中学校では教科「技術・家庭」の「技術分野」における「情報に関する技術」が、高等学校では教科「情報」が必修とされているが、各教科等の指導においてもコンピュータ等を積極的に活用し、子どもたちの情報活用能力を育成していくことが求められている。

「ICT学習 よこはまスタンダード」(小中学校版)は見直し・改訂を毎年行っている。

(Y・Y NET「ICT学習 よこはまスタンダード」(下記URL)を参照)

<http://www-local.edu.city.yokohama.jp/tr/ict/standard/index.htm>

注意：先頭に<http://www-local>とついているURLは、横浜市立学校をつなぐY・Y NETのイントラ内の環境でのみ閲覧可能。

## 第Ⅷ章 効果的な児童・生徒指導をすすめるために

### 1 児童・生徒指導の基本

#### <ポイント>

- 児童・生徒指導は、一人ひとりの子どもの人権を尊重し、個性の伸長を図りながら、自己指導力を育てていくものである。
- 児童・生徒指導は、子どもの自主性を大切にし、やる気を育てていくようにするものである。
- 児童・生徒指導は、共感的に子どもを理解し、進められるものである。
- 児童・生徒指導は、すべての子どもを対象とするものである。

#### (1) 児童・生徒指導のとらえ方

##### ア 児童・生徒指導の意味するもの

児童・生徒指導とは、一人ひとりの子どもの個性の伸長を図りながら、社会的な資質や行動力高めるように指導・支援することであり、子どもが主体的に生きようとする力を育てることである。

##### イ 子どもの内面に目を向ける

子どもは、外に表れた行動が同じようでも、その意識や動機は同じではない。したがって、子どもの表面的な行動に目を向けるよりも、一人ひとりの子どもの内面に目を向けることが必要である。

##### ウ 子どもを理解する

子どもを理解するということは、子どもの内面を客観的に、かつ正しく理解することを意味している。子どもが自ら心を開くことができるように、教職員も自らの心を開くことが重要となる。

##### エ すべての子どもを対象とする

児童・生徒指導は、問題行動や非行の防止策といったものだけではなく、むしろ子どもの人格の健全な発達を支援するものである。このことは、すべての子どもへ向けられる課題であり、特定の子どものみに向けられるものではない。

#### (2) 児童・生徒指導の目指すもの

##### ア 子どもの自己指導力を育てること

児童・生徒指導における究極の目標は、子どもが自ら考え、状況を把握し、判断し、行動することができ、その結果について評価し、責任をもつことができるような力、すなわち、自己決定力を育てることである。それゆえに、自らの行動の基盤となる考えや判断力を育成することが、児童・生徒指導では特に大切にされる。

##### イ 子どもの発達の側面への支援に努めること

児童・生徒指導では、それぞれの子どもの発達の段階において、取得しておくべき課題を達成し、健全な成長を促すために支援を行うことが大切である。

したがって、このことは、子どもが問題に直面したときのみではなく、日常の教育活動のすべての場面で行われるものである。

##### ウ 子どもの人権を尊重すること

児童・生徒指導の根底には、一人ひとりの子どもに応じて適切な指導・支援をし、人権尊重の精神を基盤に据えることが重要である。

#### (3) 児童・生徒指導の課題

##### ア 子どもの学校生活適応への指導・支援

朝になると頭が痛くなったり、起きられなかったり、学校へ行けなくなったりする、いわゆる不登校や登校しぶりの子どもの存在は憂慮すべき状況にある。これらの子どもへの指導・支援

の在り方を検討し、子どもが学校生活において、自己有用感を見出し、自らの能力を最大限に発揮し、充実感や成就感を得ることができるようになることが必要である。

#### イ 学校・社会生活における望ましい人間関係をつくるための指導・支援

今日の子どもたちの問題行動の要因の一つに、人間関係づくりについての未熟さが挙げられる。そこで、子どもたち同士の豊かな人間関係をつくるための機会を増やすことが、大切である。

詳しくは「子どもの社会的スキル横浜プログラム 指導プログラム集 三訂版」（平成24年5月）「子どもの社会的スキル横浜プログラム

～個から育てる集団づくり51～」（平成22年3月）参照

#### ウ 社会の変化に適応する力や、新しい社会を創造する力を育てるための指導・支援

社会は急激な変化にとめない、子どもたちを取り巻く状況はますます複雑さを増してきている。それゆえ、児童・生徒指導を通して、このような社会の変化を受けとめて適切に判断し、自分の考えにしたがって行動する力や、現在の社会をよりよい方向に発展させていく創造力を育てる必要性に迫られている。

#### エ 子どもの人格形成上の発達の側面への支援

子どもの成長過程において、年齢相応の社会的スキルの獲得などの課題が達成されなければ、人格の形成に大きな障害となりかねない。それゆえに、一人ひとりの子どもが成長すべき課題を十分に達成することができるように、発達の側面への支援が大切である。

#### オ 人としての生き方指導の徹底

優しさ、思いやり等の豊かな心をはぐくむために、道徳性を高める教育を進めると同時に、周りの人とのかかわりや豊かな体験を通して、心の教育を充実させることが大切である。

## 2 児童・生徒理解

### <ポイント>

- 子どもはそれぞれ個性をもち、一人として同じ子どもはいない。
- 子どもの姿を、ありのままに見ようとする姿勢が、子どもを理解する第一歩である。
- 子どもを理解するための資料は、効果的に使われることによって、理解が深まり、よりよい指導がなされる。
- 大切なことは、子どもが自己を知ることであり、教師と子どもが相互に理解し合うことである。

### (1) 児童・生徒理解の意味と必要性

ア 子どもを理解するということは、なんらかの価値基準に合わせて判断することではなく、子どもの内面や子どもを取り巻く様々な環境の中で、その子ども自身のありのままの姿を、ありのままにとらえようとすることである。いわば、教職員と子どもの、心と心の触れ合いそのものをいう。

このような観点から、子どもを理解しようとするとき、次のような点について留意したい。

- 子どもの個性を、できるだけ客観的に、かつ的確にとらえる。
- 子どものどこを伸ばすべきか、どこを改めるべきかを明確にし、どのような指導・支援が最も効果的かを探る。
- 子どもの「ありのままの姿」を理解しようとする姿勢が、子どもにとって「自分は大切にされている」と実感できることにつながる。
- 子どもを理解することは、子ども自身のもつ、「自らをよりよくしよう」とする意志の力を、教師が絶対の信頼をおくことから始まる。

イ 子ども自身の中にある「よりよく生きようとする意思」を培うという児童・生徒理解の目的を実現するために次の点に留意したい。

- 学校生活の中では、往々にして児童・生徒指導の対象を集団に向けることが多いが、一人ひ

とりの子どもの個性や個人の特徴や行動等の傾向に十分配慮して、子どもの健全な成長・発達を促す必要がある。

- 子どもを理解しようとするとき、教職員個人の価値観を一方向的に押しつけないようにする。
- 子どもの特性は、多種多様であることを理解して、一人ひとりの子どもの人格の形成を図る。

## (2) 児童・生徒理解における教職員の姿勢と進め方

ア 客観的に子どもを正しく理解しようとする教職員の姿勢として、次のような点に留意したい。

- 教職員自身が、可能な限り自分自身の好き嫌いや偏見などの主観を離れた態度で、子どもの心の奥底に触れようとする。
- 客観的な立場で子どもを見守り、偏りのない資料を得ようと努める。
- 様々な資料をもとに子どもを理解しようとするとき、教職員自身の心が安定していることと、子どもに対する理解が正しいものであるかどうかを、常に謙虚に自問する態度を忘れない。
- 教職員自身が子どもの身になって話を聴き、子どもがどのように考え、どのように感じているかを、ありのままに聴こうとする。

イ 子どもはあらゆる意味で個性的であり、問題の起こり方や表れ方がそれぞれに異なっている。同じような原因が、人によっては異なった表れ方をし、異なった原因が、時にはよく似た行動となって表れることもある。したがって、一人ひとりの子どもにおいて、どのような原因がどのような過程を経て今の問題になっているのかを、的確に把握することが大切になってくる。このような考え方に基づいて、子どもの理解を深める上で、次のような点に留意することが望まれる。

- 子どもが直面している問題の経過を十分に理解した上で、教職員としてどのような支援ができるかを考える。
- 必要に応じて正確な記録をつくり、活用しやすい形に整理し保存する。
- 資料の量により、児童・生徒指導の善し悪しが決定されるものではない。資料を有効に使うことにより、その資料は生かされると同時に、指導の過程で子どもへの正しい理解が深まる。
- 様々な方法によって入手した資料を過信し、安易に判断を下すことは大きな誤りのものである。妥当性や客観性を高めるためにも、他の教職員や児童・生徒指導担当の教員、ときには専門機関の意見や協力を求めることも必要である。
- 特定の場面での、特定の行動のみをとらえて、それをその子どもの全体的傾向を示すものと決めつけるようなことはせずに、長期的な展望に立って理解に努める。
- 子どもを理解するための資料は、個人情報に関することが多いので、その保管や運用については、法令等を考慮して十分な注意を払うことが必要である。

(注) 横浜市個人情報に関する条例(平成17年2月25日改正)

ウ 子どもを理解するための様々な資料を総合して、一人ひとりの子どもを見つめていけば、その子どもの人間像や特性がより客観的に浮かび上がってくる。この結果を生かし、子どもが自分の人生を自らの力でよりよくしようとする意志を培うためには、次のような点に留意することが望まれる。

- 子どもが自らの可能性を発見し、自分自身をよりよくしようとするときに必要なことは、自分自身を知ることである。
- すべての子どもが、健やかに成長するための指導・支援にとって大切なことは、励ましの言葉である。
- 子どもを理解することの目的は、その子どもに本来備わっている自分自身でよりよく成長しようとする力に適切な支援をすることである。

### (3) 児童・生徒理解のための具体的資料とその収集方法

ア 一人ひとりの子どもの個性を理解するという事は、容易なことではない。しかも、効果的な児童・生徒指導を行うためには、その基本となる子どもの理解が正しく行われていることが重要である。次に、児童・生徒理解のために用いられる基本的な資料を例示する。

- 出席・欠席状況、学校生活への適応など
- 気分の変わりやすさ、精神的な苦痛を受けた経験・悩みの有無など
- 交友関係の推移や現状、交友関係についての本人の特徴など
- 将来の夢や進路希望調査など

イ 子どもは小学校高学年頃から、青年期特有の傾向として、自分の思いを外に出すことを好まず、資料の収集に抵抗を示すこともある。学校における教育上の様々な問題は、一人ひとりの子どもに対する理解の不十分なところにその原因があるとも言えるから、子ども理解を助けるための資料収集は不可欠である。資料を集める方法として、次のような方法が考えられる。

- 質問紙法→質問紙を配布して、回答を求める方法（「いじめアンケート」等）
- 観察法→休み時間や放課後の自由行動、教室内での学習方法、あるいは係活動やクラブ活動・部活動などでの、子どもの行動を記録する方法
- 社会的スキルの育成状況を把握し、日常の児童・生徒指導の工夫・改善に役立てるために、「Y-Pアセスメントシート」（質問紙法・観察法を併せ持つシートとして開発されたもの）を活用し、課題を改善するための手立てなどを効果的に行うとよい。
- 面接法→子どもと相対し、質問したりしてその答え・答え方などを観察する方法（資料収集については、人権・プライバシーに配慮することが大切である。）

(注) 個人情報の収集に当たっては、本人及び保護者からその利用目的を明示した上で、直接収集しなければならない。（横浜市「個人情報保護条例」第8条）

## 3 児童・生徒指導の展開

<ポイント>

- 明るく和やかな教室環境をつくることが大切である。
- 分かる授業への工夫は、子どもの喜びを教師が共有することにつながり、教師と子どもとの関係の基盤となる。
- 場面に応じ「集団の中の個」や「個からなる集団」をとらえて指導することが大切である。
- 休み時間や放課後など、学校生活の中であらゆる機会をとらえた計画的・継続的な児童生徒指導が大切である。

### (1) 学級経営における児童・生徒指導

ア 学校における子どもの健やかな成長発達には、その大部分が学級を活動母体とする生活の中で行われている。しかし、学級における人間関係は複雑で、その複雑さゆえに、それが直接的・間接的に子どもの学習やその他の活動を阻害したり、健全な成長発達に悪影響を及ぼすことも少なくない。

教室内の人間関係そのものが円滑にいくように、また、できるだけ効果的な指導をするためにも、次のような点に留意することが望まれる。

- (ア) いじめ問題は人権侵害行為であり、相手の心身を著しく傷つけ、場合によっては、生命まで奪い、生涯にわたり大きな影響を与える重大な問題である。「いじめ」の行為は、表面的にわからなくても「ふざけ」「からかい」「いたずら」などの行動や他の問題のなかに、内在している場合がある。教員自身が、いじめを見抜くために、生命・人権尊重の精神に立ち、

子どもの表情や行為の奥にある「心の動き」や人間関係の推移等を見抜く感性を常に磨くことが大切である。たとえ小さな相談ごとであってもきちんと聴き取ることが必要である。また、子どもとの対話の中で、一人ひとりの子どもの人権を尊重し、社会で許されない行為は、子どもでも許されないとの認識を子ども自身ももてるような指導・支援が望まれる。

- (イ) 一人ひとりが、自分の意見を自由に述べることができ、個人の問題を全員の問題としてとらえることのできる雰囲気をつくる。新聞の切抜き等タイムリーな題材を利用して、差別や「いじめ」を始めとする人権問題等についても適宜、話し合う機会をつくり、一人ひとりの豊かな人間性と集団の正義を育成する。
- (ロ) 詳しくは、横浜市教育委員会編「子どもたちの豊かな成長を支える新たな児童・生徒指導を展開して」（平成14年3月）、「児童・生徒指導上の諸問題緊急対策プロジェクト報告集」（平成17年8月）、「児童・生徒指導の手引き」（平成21年3月）を参照するとよい。
- (ハ) リーダーシップをとれる子どもに対する指導・支援を適切に行うことにより、学級集団をよりよい方向へと導くことが可能となる。しかし、リーダー性のある特定の子どもへの指導に偏ることなく、学級の子ども全員に、何らかの形でリーダーになれる機会を与えるようにする。
- (ニ) 指導にあたる教員自ら常に公平な態度であれば、子どもたちは情緒的に安定して集団に参加することができる。子ども間の対立や暴力、「いじめ」や学校に行きづらいといった問題を、自分たちの手で解消できるように話し合いの機会を設けるなど教員が支援することが大切である。
- (ホ) 自由と規律を重んじるよりよい人間関係やのびのびとした雰囲気の学級集団は、教師の姿勢などによるところが大きい。

イ 「環境が人をつくる」と言われているように、教室環境がどのように整備されているかによって、そこで学習する子どもの気持ちが大きく左右される。よって、「物的環境」つまり学習環境や施設の整備を進める際には、次のような点に留意することが望まれる。

- (ア) 教室内の施設や設備については常に整理整頓され、学習や各種の作業やその他様々な活動に適するように整備する。
- (イ) 採光・照明・換気・保温・色彩・掲示物などに対して工夫する。
- (ロ) 見映えのよさより、学習がしやすく、心の安定に役立つような、機能的な美しきをもつ教室内の装飾を工夫する。

## (2) 教科指導における児童・生徒指導

- ア 一日の学校生活のうちで、子どもが教師と接する時間の大部分は、教科の学習の場においてである。その際には、次のような点に留意することが望まれる。
  - 子ども自ら進んで学習に取り組む積極的な姿勢を養うためには、常に学級全体を見渡しながらい、子ども一人ひとりの個性を十分に理解することが必要である。
  - 学習上のつまずきを起こす子どもの悩みや原因を知り、それを理解した上で、短期的・中長期的な指導方針を立てる。
- イ 児童・生徒指導は、教科指導の充実によって効果が上がるという、相互依存の関係にあることから、次のような点に留意することが望まれる。
  - 学習意欲の向上のために、分かる授業の工夫が必要である。
  - 座席や、グループ学習のための班の編成、学級における人間関係の調整など、学級内で安心して生活できる条件を整える。
  - 子どもの学習計画の立て方、図書館や資料室の利用の仕方、参考書や辞書の選び方や使い方など、学習活動のために直接結びつくことを指導する。

### (3) 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における児童・生徒指導

ア 道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うものとして、教育課程に位置づけられている。また、児童・生徒指導は教育目標実現のための教育活動の根幹をなす重要な機能であり、日常生活の具体的問題を通して、子どもの人格形成の支援を図る性格をもっている。両者は互いに緊密な関係を持ち、有機的に機能することが大切である。その際には次のような点に留意することが望まれる。

- 偶発的な問題についての対応は、表面的な対処のみに終わらせることなく、子ども自らの生き方や、人間として、より望ましい生き方を考える場とする。
- 適切な児童・生徒指導を行うことは、道徳に対する積極的な態度を育成することにつながる。そのため、道徳の授業と関連して、一人ひとりの子どものもつ悩み等が解決されるよう支援していく。
- 様々な悩みをもつ一人ひとりの子どもを温かく包み、その指導効果を一層上げるためにも、毎日の生活を通して、道徳性の向上を図る。

イ 特別活動における児童・生徒指導の基本は、集団活動を通して、それぞれの子ども的人格の発達を支援するものである。自治意識や規範意識を実際の生活経験によって身に付けるようにすることが大切である。その際には、次のような点に留意することが望ましい。

- 自分たちの集団を、自分たちの力によって、円滑に規則正しく運営しようとする活動意欲をもつようにする。
- 集団生活の中で、子ども一人ひとりの個性が活かされ、人格が尊重されるような生き方の実践を図る。
- 遠足や修学旅行、運動会や文化祭などの学校行事では、学級内にとどまらずより幅広い人間関係づくりやこれらの体験を通して、集団への所属感を高めるとともに、連帯意識を育て、規則や秩序を守る態度や、集団生活に必要な行動の在り方の習得を図る。

### (4) その他、学校生活全般における児童・生徒指導

ア 休み時間や放課後などにおける、きめ細かな児童・生徒指導を進めることによって、子どもたち一人ひとりの様々な悩みや不安を軽くすることができる。その際には、次のような点に留意することが望まれる。

- 特定の個人に偏ることなく、すべての子どもに対する支援活動である。
- 時間的な制約はあるが、様々な機会を通して、計画的で継続的な活動にする。
- 子ども側から自発的な相談でなくとも、日々の触れ合いの中で、積極的に教職員側から働きかけをする。

イ 家庭訪問や保護者会、学級だよりの発行などの機会を有効に活用することにより、学校内における児童・生徒指導に関する保護者の理解と協力が得られ、家庭における子どもへの指導がより一層望ましい方向に展開する。その際には、次のような点に留意することが望まれる。

- 難しい教育理論や形式的・事務的な言葉ではなく、親しみやすい具体的な話題や資料を取り上げる。
- 一方的な伝達になることなく、保護者の教育に対する考え方や学校への希望をよく理解したり、学校や教職員の教育方針を具体的に伝えたりして、相互理解と協力の場とする。
- 家庭内における秘密を無理に聴き出そうとしないことは当然である。知り得た個人的な情報の扱いについても特に慎重を要する。
- 家庭生活に対する軽率な批判などは厳に慎む。

ウ 部活動（中学校・高等学校）は、学級や学年などの所属を離れて、共通の趣味や関心をもった者によって組織され、活動をしていくものである。だから、子どもの個性的な活動が多く見られ、相互の友好的な人間関係や自主性・自発性が育ちやすくなる。その指導の際には次のような点に

留意することが望まれる。

- 子ども一人ひとりのもつ能力・適正について把握するとともに、日々の健康状態にも常に気を配り、事故などが起きないように十分な配慮をする。
- 学年差などによる、好ましくない人間関係などをなくし、個人が一つの集団の中で、お互いの人権を尊重しながら、個性や能力を自由に発揮できる場とする。
- 競い合いや物事の結果のみに関心を向けることなく、自分の興味や能力・適性などを集団のためにどのように生かし、働かせるかなど、いろいろな課題をもって積極的に活動できるようにする。

エ 登校・下校における子どもへの安全指導は、続発する声かけ事案などにより、子どもたちの安全や生命が危惧される状況にあり、交通安全の指導も含めて、これまで以上に、よりきめ細やかな指導が必要と思われる。その際には、学校としての組織的な対応も含め、次のような点に留意することが望まれる。

- 通学路や学区内の危険箇所について再点検し、教職員・保護者・地域等と情報を共有し、子どもたちの生命の安全確保に向けて、学校と地域社会の協働した取り組みの一層の強化を図る。
- 「防犯チェックシート」「地域安全マップ」の活用など、防犯教育の一層の充実を図り、危険回避能力の育成を目指す取り組みを推進する。
- 子どもの通学経路を正しく把握するとともに、交通ルールやマナーが守られるための指導を、計画的・継続的に行う。
- 自動車などの往来の激しい箇所や、自然災害などが発生しやすい箇所、防犯上注意を要する箇所など、通学途中の安全確保のために日ごろから家庭や地域社会との情報交換を密にしておく。
- 様々なトラブルに遭わないような指導をこころがけ、万一そのような場に遭遇したときには、どのような行動をとるかについて、家庭や地域社会、あるいは警察などの機関と連携し、徹底を図る。

オ PCや携帯電話、スマートフォン、携帯型ゲーム機を末端とするインターネットは、子どものメディアリテラシーの可能性を大きく広げる「光」の部分だけでなく、教育現場で情報の「影」の部分をもどのように教えるのかが問われる事態となっている。

次の事項を参考に、子どもたちがインターネット末端によるサイバー犯罪の被害に巻き込まれないように、発達段階に応じた指導の徹底を図る必要がある。

詳しくは、「『ケータイ・ネット』から子どもを守る提言」（平成20年10月）を参照するとよい。

- 子どもたちが有害情報を見られない環境を整えるために、インターネットに接続する場合には、親子で話し合い、見て良いもの、良くないものをはっきりさせるよう家庭と協働した指導の徹底を図る。
- 家庭のコンピューターに「フィルタリング・ソフト」を導入するなど、有害サイトへ接続できない環境整備に関する保護者への啓発を図る。詳しくは、『子どもの携帯電話 緊急安全チェック』（平成21年7月配付）を活用するとよい。
- 学校裏サイトなどのインターネット掲示板やプロフ（前略プロフィール）等で、特定の個人の実名を挙げて誹謗・中傷する事案が多発するなか、個人情報の取り扱いや公共の場での携帯電話等の使用方法など、ネット上のマナーやエチケットについて、子どもたちが正しい知識を身に付けるよう家庭と協働して指導の徹底を図る。
- 「『ケータイ・ネット』から子どもを守る提言」に基づき各校で策定した「携帯電話取り扱いルール」の徹底を図る。

#### (5) 開かれた学校づくりを目指した児童・生徒指導

健やかな人格形成を目指し、自らの生き方を切り拓いていく子どもの「学び」を支援していくためには、子どもが他者との豊かなかかわりを持ち、自他の尊厳を実感しつつ、自らを肯定的に受け止め、自己を個性豊かに生かしていける「学びの場」を保障して行くことが必要である。この「学びの場」は、学校内や教室内、あるいは教職員との関係などにとどまらず、子どもの生活全体の中で展開するものである。従って、学校教育は、子どもの「学び」を中心におき、学校内外にかかわらず、家庭や地域の方々とは協働して、その「学び」を支援していく必要がある。教育活動の機能である児童・生徒指導は、こうした視点から、学校間及び校種間の連携、保護者との連携、地域の方々との連携、健全育成を目指す関係諸機関との連携など、積極的に展開し、ともに「子育てのスタッフ」として相互に協力しながら、その質的向上を図っていく必要がある

### 4 学校における教育相談

<ポイント>

- 子どもの立場に立って、気持ちを理解しようとするのが大切である。
- 教育相談は、あらゆる教育活動の中で日常的に行われるものである。
- 一人ひとりの子どもがもっている能力を十分に発揮できるようにしたり、自己肯定感が高まるようにしたりするために教育相談は大変有効である。

#### (1) 教育相談とは

教育活動のあらゆる場面で、全ての教職員が、子ども一人ひとりの成長を願い、日常的な言葉かけや会話の中で行うものである。

- 子どもの心の安定を図るためのかかわりであることを意識する。
- 一人ひとりの子どもが抱える様々な悩みや苦しみに共感し、きめ細かい対応をしていく。
- 指導や評価はせず、子どもの言葉に耳を傾けて気持ちを受け止めようとする。
- 子どもが心を開いていくために、子どもの表面に表れている行動だけにとらわれず、その行動の背景にある感情を理解しようとする。
- 子どもとの対話を通し、子どもが自己決定し、自ら解決できるようにしていく。

定期的な教育相談の機会の他に、教育相談を始める場面の例

- ・「先生、相談したいことがあります」…子どもから相談を持ちかけられた場面
  - ・「宿題ができなかったんだ」…課題未提出の子どもを指導する場面
  - ・「昨日のニュース見た？」…日常会話の中から子どもを理解する場面
  - ・「元気がないように見えるけど」…気づきから子どもに話しかける場合
- 「いつでも どこでも 誰とでも」

#### (2) よりよい教育相談を行うために

ア 子どもとの信頼関係をつくる

- 目の前にいる子どものありのままを、受け入れようとする。しかし、問題行動そのものを容認することではない。子どもの行動の背景にある心情を理解して、真摯に接していくことが大切である。
- 一人ひとりの子どもが「先生は、自分を分かってくれている」という気持ちでいられるよう

に、あらゆる機会を意識的にかかわろうとし続ける。

- 学習面や生活面において態度や行動の変化が見られた場合には、それを「心の信号(サイン)」ととらえ、なぜそのような態度や行動をとるのかを家庭環境や友人関係など様々な視点をもって把握し、その子どもに対して深くかかわりをもつようにする。
  - 自分の感動した体験や失敗したエピソードを語るなど、教職員自らも心を開いて子どもに接し、安心感がもてるようにする。
  - 子どもの言動を表面的にとらえた指導に留まらず、心情面をとらえようと努める。
- イ 意図的に機会をつくる
- 日常的な会話の中から子どもの状況や心情をとらえて行う。
  - 廊下ですれちがったときや登下校の途中で出会ったときなどの機会をとらえて行う。
- ウ 子ども自身が心を開き、自分の中にある感情や思いを整理できるように支援する
- 話している子どものペースに合わせて、話しやすい雰囲気をつくる。
  - 会話がとだえても、あせらずに子どもの様子を見て、ゆとりのある対応する。
  - カウンセリングの考えや技法をいかし、子ども自身が自分の考えや感情を整理できるようにし、自ら課題を解決していけるように支援する。

### (3) 教育相談の実施上の留意点

- 子どもの心情に配慮し、相談場所や時間を設定する。
- 子どもが、今どのようなことを考え、今どのような状況にあるのかを、できるだけ正確にとらえることを心がける。
- 他の子どもに相談内容が伝わらないようにし、安心して相談できるようにする。
- 学校では複数の教職員で子どもを支えていることを意識し、一人で抱え込まない。
- 子どもへのかかわりと同様に保護者の思いや不安も受け止め、信頼関係をつくっていく。

## 5 児童・生徒指導の協力体制

<ポイント>

- すべての教職員の共通理解と協力の下に、学級担任を中心として児童・生徒指導に当たる。
- 近隣の学校間及び学校・家庭・地域社会や各関係機関と常に緊密な関係を保ち、児童・生徒指導に当たる。

### (1) 望ましい教職員の協力体制

ア 学校では、様々な教育活動が行われているが、これらはすべて学校の教育目標を達成するための活動である。そして、学校の全教育活動にかかわりを持ち、すべての子どもを対象として指導・支援していくことが、児童・生徒指導の役割である。よりよい協力体制を構築するためには、次のような点に留意することが望まれる。

- すべての教職員が子どもに対して、いつ、どこで、どのような指導・支援を行うか、ということについての相互理解を図る。
- 理解を図るための研究や研修の機会を積極的にもち、新しい情報等を収集していく。
- 教職員それぞれの立場や役割を理解し、協力して児童・生徒指導を進める。

イ すべての教員が、児童・生徒指導に当たる中で、最も基本的な役割を果たすのは、学級担任である。したがって、学級担任が創意と工夫に富んだ指導・支援を進めていくことは当然である。また、子ども一人ひとりを正しく理解し、適切な指導・支援を行うためには、学級担任の資料や情報だけでは不十分であり、より多くの教職員との協力が必要となってくる。

そこで、学級経営を軸とした、全校的な協力体制のとれる教職員であるためには、次のような点に留意することが望まれる。

- 自分の担任する学級の指導方針と、他の学級や学年の教職員との間に食い違いが生じないように、教員相互が協力して、共通の基盤に立った指導・支援をする。
- 教科・クラブ活動・部活動・児童会・生徒会・進路などの担当の教員や養護教諭からの、多方面の情報に基づいた適切な指導・支援をする。
- 課題のある子どもに対しては、学級担任の指導・支援だけではなく、同学年内の教師はもちろん、児童・生徒指導担当の教職員等にも、積極的に広く協力を求め、相談に乗ってもらうようにする。
- 日ごろから他の教職員の助言を受けたり、職員間で、自分の学級の出来事を話題にしたりし、より多くの教職員と互いに協力し合う雰囲気と習慣をつくるようにする。

## (2) 学校間及び学校・家庭・地域との連携

子どもの心豊かな成長は、学校・家庭・地域で子どもとかわるすべての大人が、それぞれの立場や特性を發揮し、力をつくすことでより健全に育まれる。学校・家庭・地域の三者が一つも欠けることなく、常に調和を保ちながら連携し、協力し合いながら、その教育的効果を高めることが重要である。

ア 最近の子どもの生活行動の範囲や交友関係は、携帯電話やインターネットの普及等により非常に広範になってきている。それにともない、問題行動が学校内だけで起こるのではなく、広域化が進み、単に、それぞれの学校の指導体制の整備・充実などでは、指導の効果を向上させることが難しくなっている。そこで、近隣地域の学校が相互に協力し合っていくために、次のような点に留意することが望まれる。

- 同一地域の小・中学校や中・高等学校が定期的あるいは随時に相互交流を図り、地域における子どもの生活について話し合い、協力し合う。
- 連携によって知り得たことは、今後の子どもへの指導・支援に役立たせるために、学校で工夫・活用する。

イ 人間は様々な環境において成長していくが、とりわけ家庭は、子どもの人格形成に及ぼす教育環境として、大きな影響力をもっている。したがって学校は、家庭の実態や保護者の願いを十分に理解する必要がある。子どもへの適切な指導・支援がなされるために、また、学校教育に対する理解や協力を求めることも含め、家庭との密接な連絡を図り、情報を交換しようとする際には、次のような点に留意することが望まれる。

- 保護者会やPTAの会合、家庭訪問、学年通信、学級だより、電話、手紙などの活用により、担任と保護者との相互理解を図り、保護者との信頼関係をつくるようにする。
- 子どもの学校生活における近況などの、個別的な情報を提供する際には、否定的な面の情報に偏りがちになることがあるので、家庭生活でも気付かないようなよい面の情報について、十分に提供できるようにする。そのためには、日ごろからの行動観察や多方面からの情報を収集しておくようにする。
- 保護者と望ましい協力関係を保つためには、家庭への連絡や訪問などを十分に行い、教職員が熱意をもって積極的に働き掛けるようにする。

ウ 学校は、学区及び近隣の地域との連携を深め児童・生徒指導徒指導を進める必要がある。そこで、いわゆる「まちとともに歩む学校」「まちに開かれた学校」として、相互の深い信頼関係を築くために、次のような点に留意することが望まれる。

- 何よりも教職員一人ひとりが、「学校はまちによって育てられる」といった姿勢をもつことにより、子どもの健全育成のための様々な情報提供など、児童・生徒指導に積極的な協力を得ることができる。

- 地域環境の美化のための活動などへ、子どもとともに積極的に参加することにより、相互の信頼関係を一層深めることができる。

### (3) 関係機関等との連携

ア 今日、子どもの抱える問題の中には、学校教育だけでは対応できない場合がある。このような場合には、関係機関との連携が必要である。子ども自身の問題や子どもを取り巻く環境の改善を図ることなどについては、積極的に関係機関を利用すべきである。

連携を図る際には、次のような点に留意することが望まれる。

- すべての教職員が各機関の目的・機能・組織などについての理解を十分に深める。
- 関係機関との協力が必要な場合には、それらの機関との連絡窓口となる校長・副校長および児童・生徒指導担当の教職員に相談する。
- 連携に当たって、保護者の承諾や協力が必要な場合には、関係機関の目的や機能などについてわかりやすく説明し、保護者に十分な理解が得られるような接し方をすることが大切である。

イ 関係のある主な機関としては、特別支援教育総合センター、教育総合相談センター、福祉・保健センター（子ども家庭支援相談）、児童相談所、青少年相談センター、県警少年相談保護センターなどがある。

ウ 子どもの指導については、指導に困難を感じる場合、一人で悩まずに校長・副校長や他の教職員と相談したり連携したりすることが大切である。また、必要に応じて、スクールカウンセラーや学校カウンセラー、スクールスーパーバイザーを活用することも大切である。

#### \*学校カウンセラー

子ども・家庭支援相談における相談と、区内の小中学校を訪問して、子どもおよび保護者との相談を行う心理の専門家。

#### \*スクールスーパーバイザー

専門的な知識や経験を有する臨床心理士・学識経験者等。学校からの要請により学校に派遣される。子ども・保護者等への対応に悩む教職員への支援を行う。

## 第Ⅸ章 特別支援教育を連携してすすめるために

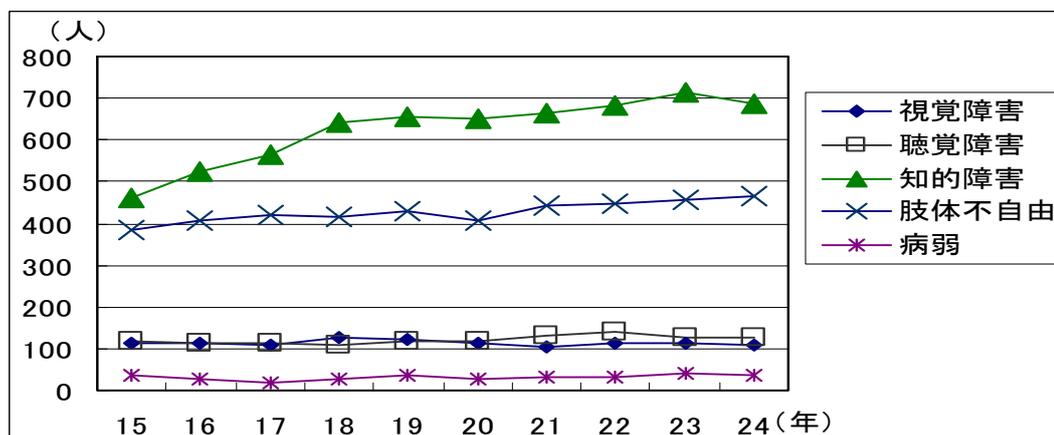
### 1 本市における特別支援教育

＜ポイント＞

- 本市の特別支援教育の現状を理解する。
- 特別支援教育に関する動向と「特別支援教育を推進するための基本指針」を理解する。

#### (1) 本市の特別支援教育の状況

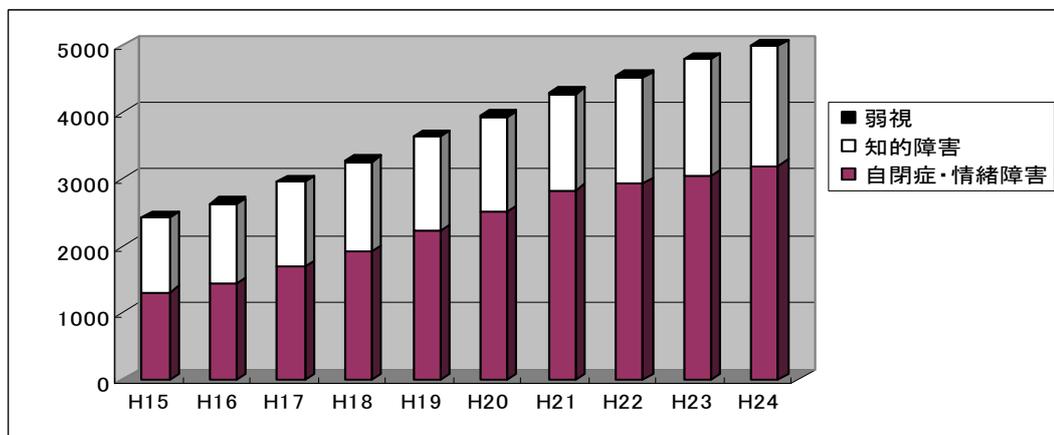
ア 市立特別支援学校幼児児童生徒数の推移



視覚障害・聴覚障害・病弱の幼児児童生徒数に大きな変化はないが、ここ数年、知的障害・肢体不自由の児童生徒数が増加傾向にあり、過大規模化の傾向が顕著になっている。

特別支援学校（肢体不自由）には、「経管栄養」「たんの吸引」「導尿」などの医療的ケアを必要とする児童生徒が、全体の約4割在籍している。

イ 市立小・中学校個別支援学級児童生徒数の推移



個別支援学級は、平成24年度、小学校344校（100%）、中学校142校（95.9%）に設置している。在籍児童生徒数は5,024人と、この10年間で小学校中学校とも約2倍となっている。

ウ 特別支援教育総合センター教育相談件数の推移

教育相談件数は年々増加している。特にLD、ADHD、高機能自閉症等にかかわる相談が全体の約50%と急増しており、その教育的対応が求められている。

エ 障害種別通級児童生徒数の推移

難聴・言語障害、弱視の通級指導教室の児童生徒数は、ここ数年大きな増減はないが、情緒障害通級指導教室に通級する児童生徒数は毎年10%程度増加している。そのため、通級指導教室の計画的増設が望まれている。

オ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の実態調査

小中学校の一般学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査(平成15年9月) 市立小・中学校の126校(全市立小中学校25%)で実施 学習面や行動面で著しい困難を示すと学級担任が回答した児童生徒の割合			
	横浜市H15	全国 H14	全国 H24
学習面か行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%	6.5%
学習面で著しい困難を示す	4.6%	4.5%	4.5%
行動面で著しい困難を示す	3.3%	2.9%	3.6%
学習面と行動面で著しい困難を示す	1.3%	1.2%	1.6%

○ 小中学校の一般学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が望まれている。

(2) 特別支援教育に関する動向

ア 「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症等も含めて障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

イ 発達障害者支援法(平成17年4月施行)(国及び地方公共団体の責務)第3条の2

国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

ウ 中央教育審議会答申(平成17年12月)

○ 盲・ろう・養護学校制度の見直しについて

障害種を越えた学校制度(「特別支援学校(仮称)」)に転換  
小・中学校等に対するセンター的機能の位置づけ

○ 小・中学校における制度的見直しについて

特別支援教育の推進  
「特別支援教室(仮称)」の構想が目指すシステムの実現に向けた取組の推進

○ 教員免許制度の見直しについて

障害種別の教員免許状から、LD等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校免許状(仮称)」に転換  
特別支援学校では免許が必須

エ 学校教育法等の一部改正(平成19年4月施行)

○ 「小中学校においては、発達障害を含む障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うこと」が新たに規定

○ 「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に転換

○ 「特殊学級」を「特別支援学級」に名称変更(本市では「個別支援学級」の名称を使用)

オ 特別支援学校学習指導要領の改訂(小中学部 平成20年3月・高等部 平成21年3月告示)

○ 「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善を図る。」

○ 「一人一人に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」「交流及び共同学習の推進」「障害の重度・重複化、多様化への対応」

(3) 特別支援教育を推進するための基本指針

## 特別支援教育を推進するための 基本指針(概要版)

### I 横浜市の特別支援教育

☆インクルージョンの考え方にに基づき、一人ひとりの子どもの持てる力や可能性を最大限に伸ばしていくために、多様な教育の場で一貫した支援を行う。  
☆あらゆる教育の場で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を保障。  
☆学び合う中で一人ひとりの違いを認め合い、支え合う中で豊かな心を育て、共生社会に生きる子どもを育成。  
☆家庭や地域、関係機関との連携を図り、子どもたちの自立・社会参加に向けた取組。

### II 特別支援教育推進の基本方針

#### ①教育内容の充実

教育内容の向上に努め、教育課程の充実や専門性の向上など、信頼される教育を目指します。

#### ②必要な環境整備

子どもの教育的ニーズに応じていくことを第一に考え、特別支援教育の推進に必要な環境整備に取り組めます。

#### ③地域資源との連携強化

これまで蓄積してきた人的・物的な地域資源との連携をさらに強化し、教育効果を高める仕組みづくりを進めます。

#### ④開かれた特別支援教育

学び合いの視点から交流及び共同学習の充実を図るとともに、学校・学級における授業力の向上にも寄与できるよう、特別支援教育のノウハウを開かれたものとして活用します。

### III 目指すべき姿

#### 小中個別支援学級

- ・教育的ニーズに応じた教育課程
- ・自閉症に対応する教育
- ・障害特性に応じた学級設置
- ・人材育成
- ・研究・研修による専門性の向上

#### 小中一般学級

- ・チームによる支援
- ・個別の教育支援計画の活用
- ・在籍学級での適切な配慮と指導
- ・通級指導教室の利用
- ・特別支援教室での学び方の特性に応じた指導
- ・交流及び共同学習

#### 校内委員会

- ・コーディネーターの機能強化
- ・多角的な支援
- ・個別の教育支援計画の検討・評価

#### 通級指導教室

- ・教室整備・増設
- ・柔軟な指導
- ・在籍校との連携
- ・人材育成

#### 特別支援学校

- ・教育課程の充実
- ・人材育成
- ・キャリア教育の推進
- ・移転と再編・整備
- ・交流及び共同学習
- ・センター的機能の充実
- ・地域との連携と貢献

#### 高等学校

- ・チームによる支援
- ・個別の教育支援計画
- ・関係機関との連携
- ・進路先との連携
- ・心理面での支援

それぞれの場面で、具体的な取組において目指すべき姿のイメージを示します。

※ 平成22年度より、「普通学級」を「一般学級」という呼称に変更。

## ～目指すべき姿実現のために～

### Ⅳ 学校や家庭、地域、関係機関の果たす役割

#### <小中学校>

- ・校長：リーダーシップを発揮し、特別支援教育の視点をもった学校経営を行う。
- ・教職員：特別な支援が必要な児童生徒に、教育的ニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う。

#### <高等学校>

- ・校長：特別支援教育の認識を深め、特別支援教育の体制整備を行う。
- ・教職員：特別支援教育の必要性を理解し、特別な支援が必要な生徒に適切な支援を行う。

#### <特別支援学校>

- ・校長：リーダーシップを発揮し、特別支援教育の専門性を生かした幼小中高一貫した教育を充実させ、地域に開かれた学校経営を行う。
- ・教職員：幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた一貫した専門性の高い指導を行う。

#### <家庭、地域、関係機関>

- ・家庭：子どもを理解し、教育情報を共有して学校と連携して、子どもを育てる。
- ・地域：学校と連携して子どもを育て、地域の教育力を発揮して、共生社会を目指す。
- ・関係機関：専門性を生かして連携しながら、子ども・家庭を指導・支援するとともに、学校支援も行う。

### Ⅴ 行政の果たす役割 –施策の方向性と重点事業–

#### <教育内容の充実>

- ・個別の指導計画と個別の教育支援計画作成のための手引き作成と組織的な引継ぎができる体制づくり
- ・特別支援教育コーディネーターの専任化
- ・個別支援学級、通級指導教室、特別支援学校教諭の特別支援学校教諭免許の取得等による教職員の専門性向上
- ・カウンセラー等による教育相談の充実
- ・方面別学校教育事務所（仮称）の学校支援
- ・特別支援教育総合センターでの相談・研究・研修機能の充実

#### <必要な教育環境の整備>

- ・特別支援学校の再編・整備、肢体不自由特別支援学校の自校高等部化
- ・通級指導教室の在り方検討と必要な整備
- ・特別支援教室の充実
- ・障害特性に応じた個別支援学級設置の検討

#### <地域資源との連携強化>

- ・学習支援員の配置
- ・学校を支援する資源の充実と活用

#### <開かれた特別支援教育>

- ・副学籍による交流及び共同学習の推進
- ・学校全体の取組を推進するため、「横浜版ガイドライン」を改訂

「特別支援教育を推進するための基本指針」（平成21年12月策定より）

(4) 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した校内体制の構築

ア 個別の教育支援計画

一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成する計画です。

イ 個別の指導計画

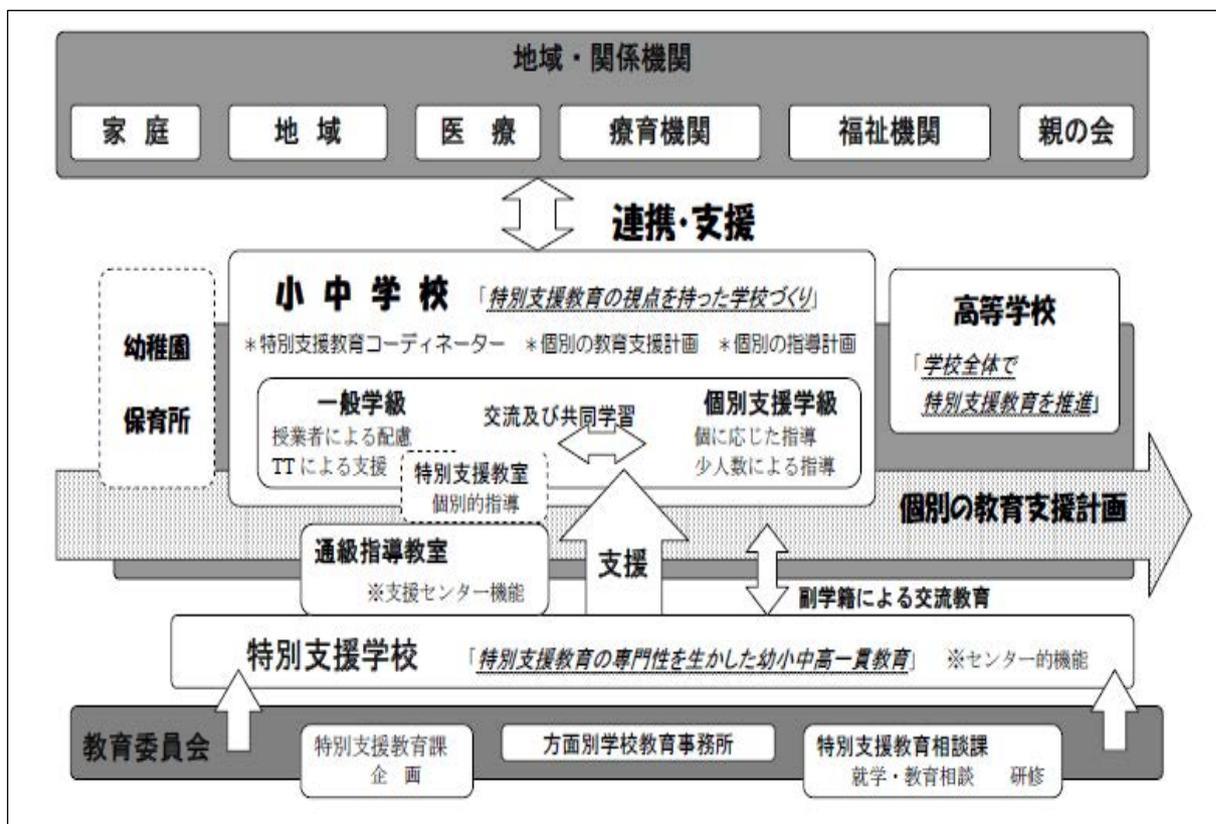
一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、個別の教育支援計画や学校における教育課程を踏まえて、より具体的に一人ひとりの目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて、指導内容や指導形態、指導方法等を明確にし、学校全体で適切な指導支援を行うための計画です。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
特別支援教室などでの個別の指導が必要	必ず作成する	必ず作成する
通級指導教室での指導が必要	必ず作成する	必ず作成する
TTなどによる支援が必要	作成することが望ましい	必ず作成する
担任や教科担任等の配慮が必要	作成することが望ましい	作成することが望ましい
作成の主体	学校・保護者・本人	学校(保護者の理解と協力)
様式等	定められた様式	学校ごとの書式

ウ 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成状況(平成23年の調査結果)

	個別の教育支援計画			個別の指導計画		
	校内委員会で作成が必要とされた人数	作成されている人数	作成割合	校内委員会で作成が必要とされた人数	作成されている人数	作成割合
小学校	4,566人	3,281人	71.4%	6,290人	5,237人	83.3%
中学校	702人	257人	36.6%	779人	380人	48.8%

エ 校内体制・学校支援体制

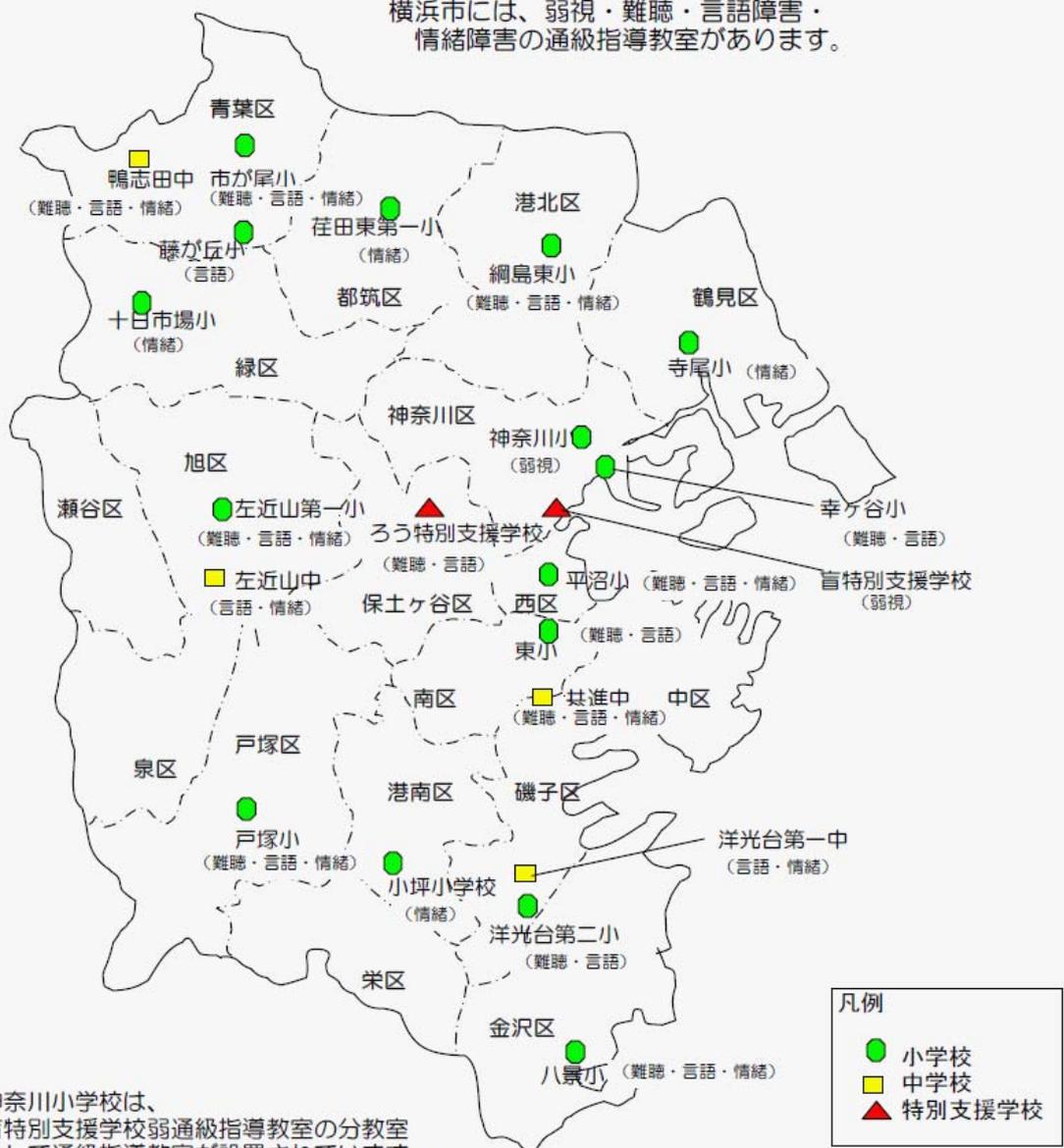




# 横浜市内の通級指導教室

(平成25年4月現在)

横浜市内には、弱視・難聴・言語障害・  
情緒障害の通級指導教室があります。



※神奈川小中学校は、  
盲特別支援学校弱通級指導教室の分教室  
として通級指導教室が設置されています。

(1) 特別支援学校（学校教育法第72条、学校教育法施行令第22条の3）

① 視覚障害

各教科、道徳、特別活動等の指導とともに、触覚や聴覚などを手掛かりに、日常生活の基本的動作の習得、運動を行う能力の向上、点字の読み書き、歩行学習などの教育を行っている。

② 聴覚障害

各教科、道徳、特別活動等の指導とともに、聴覚の活用、読話・発語指導、補聴器の活用、手話・指文字等、多様なコミュニケーション手段の習得のための指導を行っている。

③ 知的障害

一人ひとりの障害の状態等に応じて、具体的な生活経験を通して、健康な体づくり、日常生活に必要な基本的生活習慣の確立、さらに家庭生活・社会生活（職業生活）に必要なスキルなど、社会参加・自立していくために必要な知識、技能及び態度を養うことに重点を置いて指導を行っている。

④ 肢体不自由

障害の状態に応じて、各教科、道徳、特別活動等とともに、健康の保持や身体の動き、コミュニケーション能力の向上などを重視した教育を行っている。

障害の状態により、通学が困難な児童生徒には、教員が家庭を訪問して教育を行っている。

⑤ 病弱

病気により、医療または生活規制を必要とする子どもに対する教育を行っている。入院している子どものために、市内の4つの病院には、院内学級を設置している。また、自宅で療養している子どもや、院内学級が未設置の中核病院等には、教員が訪問して教育を行っている。

(2) 個別支援学級（学校教育法第81条 横浜市では「特別支援学級」を「個別支援学級」と呼ぶ）

知的障害、自閉症・情緒障害、弱視の個別支援学級があり、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行っている。

一般学級の子どもと活動を共にする交流及び共同学習の機会を設け、経験の拡大、社会性の育成を図っている。

(3) 通級指導教室（学校教育法施行規則第140条、第141条）

通級指導教室では、一般学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもに対して、障害による学習上または生活上の種々の困難を主体的に改善・克服を図ることを目的として、週に数時間通級指導を行っている。

弱視通級指導教室では、弱視の子どもを対象に、弱視レンズや拡大読書器、感覚補償機器などの補助具の活用や見方について指導している。

難聴通級指導教室では、個々の保有する聴力を最大限に活用するために補聴器を装用する指導、音や言葉を聞き取る指導、発音指導などを行っている。

言語障害通級指導教室では、発音指導やコミュニケーションの円滑化を図るための指導などを行っている。

情緒障害通級指導教室では、集団活動や友人関係等、学校生活全般の円滑化を図るため、社会性の向上に焦点をあてた指導、及び障害特性に応じた学習態勢づくりへの指導を行っている。

## 第X章 学校の事務をすすめるために

### 1 学校・学級事務の内容と処理

#### (1) 学校事務の内容

学校には教育方針があり、それに基づいて教育課程を軸とする教育計画が編成されている。これらを効果的に実施するために、情報の収集と処理を通して教育活動を組織化するものとして、学校事務がある。学校事務は、領域的に分けると、教育活動を展開していくために必要な①教育指導事務（教育課程、指導計画の作成、指導要録、通知票の作成など）②庶務・経理的な事務（文書の収受、発送、給料、旅費の計算・支払いなど）及び校長や副校長が行う③経営管理的な事務（人事に関する事務、学級編制、校務の分掌、渉外事務など）に大別される。

これらの仕事は、教育現場に不可欠なものである。各学校では、それぞれ事務分掌を決め、係を明らかにして、全教職員で分担・処理している。その内容をあげてみると次のようになる。

- ・学校教育の運営に関するもの
- ・学校教育の内容に関するもの
- ・教職員の人事管理に関するもの
- ・児童生徒の管理に関するもの
- ・児童生徒、教職員の保健・安全に関するもの
- ・施設・設備、教具・教材などの整備・管理に関するもの
- ・学校経理に関するもの

自分の仕事はその部の中で、係としてどんな役割を果たしているのか、さらにその部が学校全体の仕事とどんな関連があるか、よく理解して取り組むことが大切である。また、学校事務の大切な仕事に文書の保管がある。文書は、重要度に応じて一定期間または永久に保存することになっている。保存文書の分類は次のとおりである。

大分類	小分類	内容
1 総務	(1) 総務	学校に関する管理運営
	(2) 文書	一般文書の収受関係
	(3) 調査・統計	学校に関する調査・統計
	(4) 管財	学校に関する施設管理関係
	(5) 物品	学校購入物品関係
	(6) 経理	一般経理関係
2 人事	(1) 任免	教職員の任免関係
	(2) 服務	教職員の服務関係
	(3) 給与	教職員の給与・厚生関係
	(4) 旅費	市内外出張関係
	(5) 公務災害	公務災害関係
3 教務	(1) 教務	学校における指導関係
	(2) 学籍	就学・卒業関係
4 保健	(1) 保健	学校における保健・衛生関係
	(2) 安全	日本体育・学校健康センター関係等
	(3) 給食	学校に関する給食関係

#### (2) 学級事務の内容

学校の教育目標を達成するため、学級担任は、児童生徒の実態に基づいて設定した学年目標や学級目標を具現化し、学年集団としての連絡調整を図りながら、自主的・創造的に学級経営をすすめるなければならない。学級経営には、指導的側面と管理的側面があるが、これらを具体的に計画し実践していくためには、それらに付随する様々な学級事務を「むだなく」「むりなく」「むらなく」処理することが必要である。

ア 年度当初の学級事務の進め方

新年度の学級事務を円滑に進めるためには、年度当初に処理しておかなければならないものがたくさんある。そのうち主なものを次に挙げる。

- (ア) 新年度スタートに際し
- ・前担任との引継ぎ、在籍児童生徒の確認
  - ・出席簿、児童生徒名簿の作成
  - ・児童・生徒氏名ゴム印等整備
- (イ) 学級づくりのために
- ・学級経営案の作成
  - ・学習予定表の作成
  - ・学級日誌の作成
- (ウ) 児童生徒の指導のために
- ・教室の座席の指定
  - ・時間割の作成（中学校・高等学校では教務担当が行う）
  - ・ロッカー、靴箱、雨具かけなどの決定、その他教室備品の確認
  - ・教科書給与名簿の作成、教科書の配布（小学校・中学校）・使用教材の決定、届け出
- (エ) 家庭との連携のために
- ・児童生徒の健康状況等の確認、緊急時等の連絡方法の確認
  - ・学年・学級だよりの作成
  - ・就学援助制度の案内
- イ 日常の学級事務は継続的な営みであり、対象が成長・変化する児童生徒であるだけに、学級経営に関する諸帳簿の記入、指導の記録などに特に留意する必要がある。

- (ア) 毎日の学級事務
- ・出席簿の記入、整備、管理
  - ・教室及び学級備品の管理
  - ・学級日誌の点検・指導
- (イ) 毎月または随時の学級事務
- ・報告、統計、調査（出席簿の月末統計、健康診断の統計など）
  - ・転出入児童生徒の手続き
  - ・児童生徒の観察記録
  - ・家庭との連絡

ウ 学年末（学期末）の学級事務

学年末（学期末）事務は重なり合い、短時間で処理しなければならない場合が多いので、学級の初めから処理日程を計画し、記入・作成できるものから処理することが望ましい。

- (ア) 学年末（学期末）の事務処理
- ・成績一覧表の作成・提出
  - ・出席簿の整理
  - ・通知票（連絡票・あゆみなど）の作成
  - ・指導要録の記入・提出
  - ・転入・転退学児童生徒の指導要録の作成・諸帳簿の記録、整理
  - ・使用した教材・教具、学級図書などの返却・新年度への諸準備
  - ・学級または学年会計の処理と報告書作成
- (イ) 卒業学年担当の事務
- ・進学・就職のための書類の作成
  - ・卒業生台帳、卒業証書の作成
  - ・指導要録抄本の作成と、進学先の中学校・高等学校等への送付
  - ・健康診断票、歯の検査票の作成と進学先への送付
  - ・卒業のための諸準備

### (3) 諸帳簿処理上の注意

教師になった当初は、仕事の要領がつかめないため、処理に多くの手間と時間をかけてしまう。分からないことは、遠慮なく経験のある教職員等に聞き、助言を受けるようにする。また、教育活動を円滑に進めるためにも、順序立てて、手際よく処理し、後日に延ばさないようにすることが大切である。

#### ア 指導要録

学期末に慌てて記入することなく、記入事項に変更があった場合は、必要に応じてその都度記入する。また、長期間保存し参考にするものであるから、事実を客観的にとらえ、慎重、正確に記入しなくてはならない。記入時期は次のように進めることが望ましい。

入学当初…学校欄、学籍の記録

変更時に…現住所、保護者、校長・担任の異動

学年末…出欠、総合所見、学習、行動の記録

イ 出席簿記入例を参考にして、日々の児童生徒の出席状況を明らかにする。また、統計処理は、学級担任が自ら確認し、行うことが大切である。

#### ウ 健康診断票・歯の検査票

健康診断のときに使用した健康診断個票に記入された結果及び、結核・寄生虫卵等の検査結果を、それぞれ健康診断票に転記する。また、歯の検査票についても、健康手帳や個票から歯式欄に転記し、「歯の状態」や「その他の疾病及び異常」欄に記入する。

健康診断と歯の検査の結果、発見された異常や疾患については、保護者に治療勧告書を出し、子どもの健康管理及び保健指導に努めることが大切である。

#### エ 通知票（連絡票・あゆみなど）

通知票は、子どもの学習や行動、特別活動、出欠等の様子を記録し、学校での生活や学習の進歩及び発達の状況を保護者に通知する目的をもっている。また、子ども自身が学習意欲を喚起したり、生活や学習の状況を知ることによって反省の資料としたりする意味をもっている。

作成に当たって、次のことに気をつけたい。

(ア) 記入する内容は、日常の観察記録を整理し、できるだけ具体的な例を挙げて記述し、子ども自身が意欲をもって取り組んでいくための材料にしたり、保護者が子どもと対話するきっかけにしたりすることができるように工夫する。

(イ) 言葉遣いは、子どもの成長につながるよう一字一句注意し、誤解を生むような表現は避け、的確で平明・簡潔な文体を用いるようにする。

(ウ) 「横浜市個人情報保護に関する条例」に基づき、人権擁護及びプライバシー保護について十分に留意する。

(エ) 作成の前に、下書きをして学年や先輩の先生に見てもらい、作成後は、相互に照合、読み合わせをし、より確かなものとしなくてはならない。

### (4) 学校の事務をすすめる上での心構え

教職員は、「学校」また「横浜市」という組織の一員である。組織では、一人で仕事を行うことはなく、多くの職員が協力し、分担して仕事を完成させている。そのため、学校の事務をすすめる上では、職員同士のコミュニケーションを大切に、何事も校長、副校長や先輩職員へ「報告・連絡・相談」しながら、丁寧かつ迅速に処理することが重要である。

#### ア 文書事務と情報公開

学校の職員が職務上作成した文書（指導要録、通知票、学級だより、経理関係書類他）は、すべて学校（横浜市）として保有する公のものであるから、外部に発信する前には必ず、校長、副校長の確認（決裁）を受けなければならない。

情報公開制度により、学校保管の文書等について市民から開示請求が出されることもある。具体的には、指導要録、指導要録抄本、調査書、成績関係書類、出席簿、職員会議録、学校日誌、

経理関係書類などが主に開示請求の対象となっている。請求のあるなしにかかわらず、日頃からしっかりした文書作成を心がけることが大切であり、こうした請求があっても十分に対応できるような準備が必要であると言える。さらに、「横浜市個人情報保護に関する条例」の見地から公簿の管理には十分すぎるほどの注意が必要である。

#### イ 経理事務

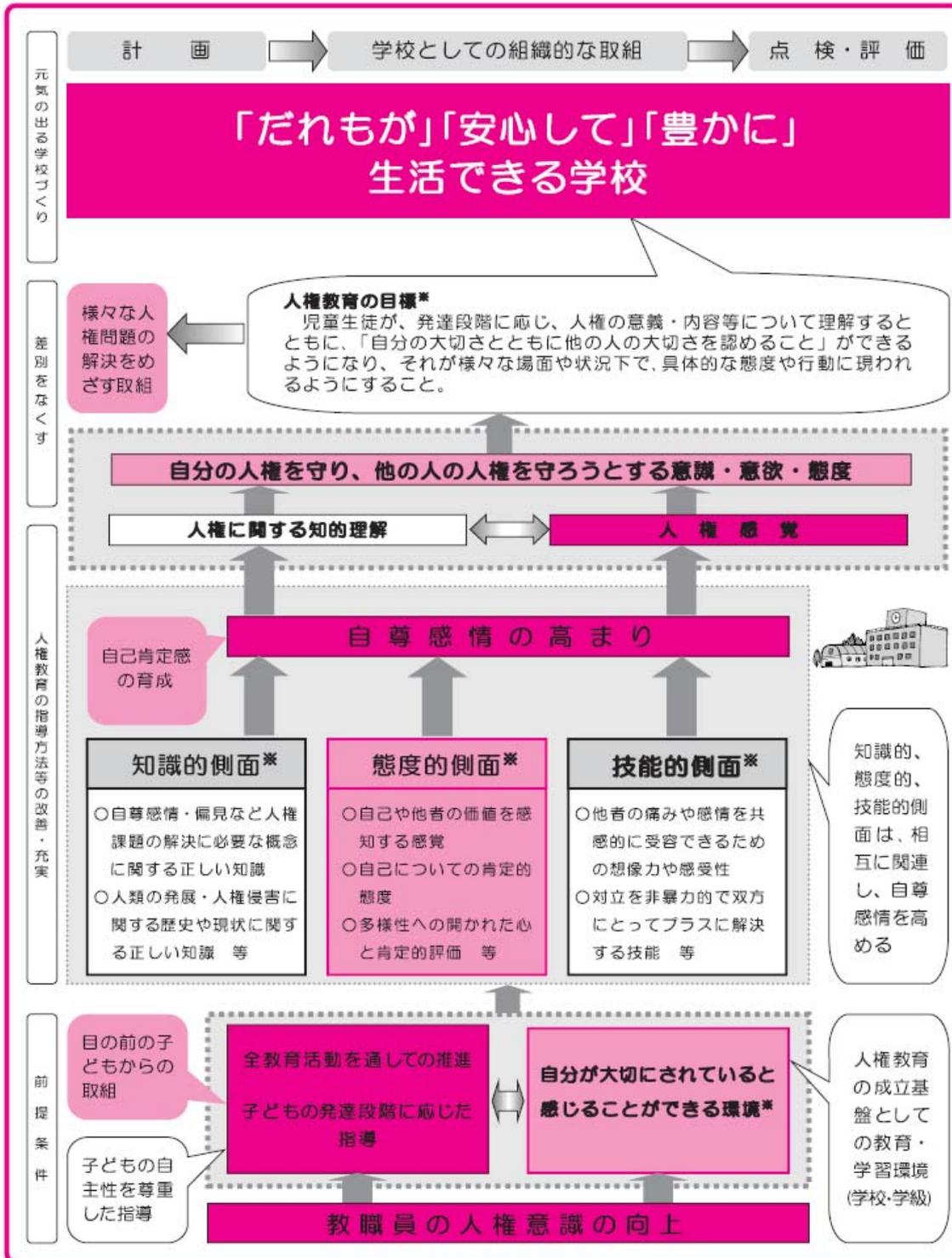
また、学年費・学級費や修学旅行費、部活動費などの経理事務にあたっては、市民の不信をまねくことのないよう、「市民や保護者の方から見て、適正な執行か？不明瞭な処理はないか？」を常に意識してすすめることが大切である。「横浜市立学校準公金事務取扱マニュアル」に基づいて会計諸帳簿を正しく処理するとともに、教育目標の達成に向けて、必要最小限の経費で最大限の効果をあげる観点に立ち、保護者負担の軽減に務めなければならない。

#### ウ 組織としての対応

学校の事務をすすめる上で大切なことは、学校の事務は、教職員個人としてではなく、学校（横浜市）として組織的に行なっているとの心構えである。事務処理にあたっては、ダブルチェックの励行などミス未然に防ぐ取り組みとともに、万一ミスが発生した場合の対処について、学校内で確認しておくことも必要である。公務内外に問わず事故等があった場合には、遅滞なく校長に報告しなければならない。

# 資料 1

## 人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)の推進



\*文部科学省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」から出された内容で重視するもの。

## 人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)の推進について

### 1 学校・学級の在り方＝人権教育の基盤

人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという、大原則の上に成り立っています。学校・学級の在り方そのものが、人権教育の基盤となります。この基盤づくりは、校長をはじめ、教職員一人ひとりの意識と努力により、即座に取り組むべきものです。そのためにも、子どもにとっての最大の教育環境である教職員の人権意識の向上が強く求められています。

### 2 自分が大切にされていると感じることができる環境

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになるためには、子ども一人ひとりが、自らが一人の人間として大切にされている、という実感をもつことがまず必要です。大切にされているという実感をもてるようになると、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育ちます。

### 3 自己肯定感の育成

自己肯定感とは、自尊感情を育むための基礎的な力です。「私は大切な人間なんだ」という自己肯定感を育成するためには、共感しながら話を聞いたり、『がんばっているね』『ありがとう』といった言葉掛けをしたり、甘えていい時には十分甘えさせたりすることが大切です。生きていく上で、自己肯定感を育成することが一番大切です。「不登校」「ひきこもり」「ニート」といった学校や家庭の適切な関わりが求められる問題についても、自己肯定感を育成することは、その解決の糸口となります。

### 4 自尊感情の育成

「仲間づくり・集団づくり」との関係では、集団の中に子ども一人ひとりが、自分にとっての「居場所」を実感できるようになることが大切です。「居場所」を実感できるようになると、仲間同士の絆が生まれ、自尊感情や他者への思いやりが育成されます。自尊感情や他者への思いやりを育成することは、差別を許さない人権感覚と具体的な態度や行動する力を身につけることにつながります。

### 5 子どもの自主性を尊重した指導

具体的な指導にあたっては、子どもの発達段階に応じるとともに、自主性を尊重し、指導が一方的なものにならないように留意する必要があります。子どもの自主性を尊重した指導を通して、子どもが課題意識をもって、自ら考え、主体的に判断するような力や実践的に行動するような力を身につけることができます。

### 6 「知識的側面」「態度的側面」「技能的側面」

「自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を育成するためには、「知識的側面」「態度的側面」「技能的側面」の3つの側面を、一人ひとりの子どもの中に調和的に発達させることが大切です。特に、「態度的側面」「技能的側面」は、より確かな人権感覚を育成することに深く関わっています。3つの側面の中心となるのは、「態度的側面」です。

### 7 人権感覚

人権の重要性を頭で理解する前に、まず感じ取ることが大切です。そのためには、人権の重要性を「感じ、受け入れる」必要があります。頭を使って理解した内容を、「その通りだ」と自分の心でも納得し、受け入れ、自分のものとする内面化が求められています。人権感覚が育成されると、「それはおかしい」と気づくようになり、具体的に行動したりします。

また、人権感覚の育成のためには、カリキュラムの整備とともに、学校や学級といった「雰囲気」が重要になります。「教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、子どもが自ら学びとっていく事柄」〔隠れたカリキュラム〕を重視する必要があります。

## (1) 公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法を基に設置された組織で、組合員（教職員）とその家族（被扶養者）の生活と福祉の向上を図るとともに公務の能率的運営に資することを目的に、組合員の掛金と神奈川県負担金等により運営され、次の事業を行っている。

## ア 短期給付事業

療養費、出産費、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、結婚手当金、災害見舞金、埋葬料などの給付を行っている。

## イ 長期給付事業

退職共済年金、障害共済年金、障害一時金、遺族共済年金などの給付事業を行っている。

## ウ 貸付事業

一般、住宅、教育、災害、医療、結婚、葬祭などの貸付制度があり、償還は毎月給与からの天引きにより行っている。

## エ 厚生事業

## (ア) 健康管理等事業

## ○ 特定健康診査等事業

生活習慣病を予防し生活の質の維持及び向上のため、40歳から75歳未満の組合員及びその被扶養者に特定健康診査を行い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予備群該当者等に対し特定保健指導を実施

## ○ 人間ドック事業

疾病の早期発見と早期治療を図り、健康増進に資するため、各種人間ドックの他、脳ドック、器官別検診を実施

## ○ メンタルヘルス対策事業

専門家による講習会や心理カウンセラーによるメンタルヘルス面接相談などを実施するほか、管理職を対象に臨床心理士が、週1共済組合内の相談室で、メンタルヘルス不調者に対する対応方法等について助言を行う事業等も実施

## (イ) 職員ニューライフプラン事業（県委託事業）

職員がより豊かで充実した人生を送るために、在職中から退職後の生涯生活設計を立てるために必要な「経済」、「健康」、「生きがい」についての講習会やセミナー等を実施するための「きっかけづくり」となる実践的な講座を提供する支援事業を実施

## (ウ) その他

宿泊施設、プール、スケート場、トレーニング施設、観覧遊園施設などの利用補助や割引契約、芸術鑑賞補助など各種のレクリエーション活動の支援を実施している。

## オ 宿泊事業

組合員とその家族の方のリフレッシュのために箱根仙石原に宿泊施設「ひめしゃら」を運営しており、組合員料金で割安に利用することができる。

## (2) 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会

市町村立学校の教職員その他の教育関係者の福祉増進を図ることを目的として、昭和59年に設立。会費等により運営され、現職の会員及び退職後の会員に対して次の事業を実施

## ア 給付事業

結婚祝金、災害見舞金、弔慰金、遺児育英資金、退会記念品の給付

## イ 厚生事業

指定店事業、レクリエーション活動の機会の提供、体力づくりの機会の提供、施設の利用支援、文化活動の支援、教養講座の参加など

- ウ 住宅建設資金貸付事業  
会員期間5年以上の会員に住宅建設資金の貸付。最大700万円まで
- エ 医療互助事業  
退職2年後から70歳までの医療費の一部補助等
- オ 積立年金事業  
現職中に積み立てた積立年金を退職時に一時金又は年金型で給付
- カ 継続厚生事業  
退職後の文化・レクリエーション活動の機会の提供
- キ 公益事業  
一般県民を対象に自然科学実験教室、県民教養講座等の開催、教育文化団体等への支援等

### (3) 横浜市立学校教職員互助会

教職員互助会は、市立小・中学校及び特別支援学校に勤務する県費教職員の互助共済及び福利厚生を増進を目的として昭和35年に設置。会費を中心に運営され、次の事業を実施

- ア 給付事業・・・出産祝金、就学祝金、義務教育修了祝金、療養見舞金、葬祭補助金など
- イ 貸付事業
  - 普通貸付 50万円、70万円、100万円
  - 特別貸付 150万円、200万円
- ウ 購買事業・・・指定店（デパート及び専門店等）で割引購入
- エ 保険事業
  - 団体扱い生命保険
  - グループ保険（生活年金共済）
- オ 福利厚生事業  
会員の福利厚生を増進を目的として、主なものとして次の事業を実施
  - リフレッシュ補助券  
心身の元気回復のため、指定された旅館・ホテル・旅行業者等での利用
  - 永年勤続会員事業  
10年勤続、20年勤続、30年勤続の会員に旅行補助券
  - 永年勤続退職者事業  
旅行券引換券

### (4) 横浜市職員厚生会

市費負担教職員の福利厚生を図るために、会費を中心に運営され、次の事業を実施

- ア 給付事業・・・会員の慶弔などの際に支給する諸給付など。
- イ 購買事業・・・割引契約店で割引購入
- ウ 各種保険事業・・・団体扱いの生命保険や積立年金等
- エ 福利厚生事業  
会員の福利厚生を増進を図るため、主なものとして次の事業を実施
  - 市内宿泊施設・・・ログ金沢
  - 契約宿泊施設、旅行代理店、レク施設、カルチャーセンター等の利用

## 横浜市教職員健康相談室

### 資料 3

#### こころの相談

私たちはストレスと無縁な生活をすることはできません。ストレスは人生のスパイスともいわれ、適度であれば私たちの心身の能力を高め生活を活気づけてくれます。問題なのはストレスが過度になった時です。ショッキングな出来事に遭遇した時だけでなく、一身上の大きな変化や、疲労状態が長く続く時は気をつけましょう。もし、いつもの自分と違うなという不調感が心身にあったら、それがあなたのストレスサインです。

**熟睡できない 起きられない だるい 疲れやすく疲れが取れない 集中できない**

**不安 焦り 落ち着かない イライラする ミスが増える 緊張がとれない**

**動悸 めまい 頭痛 下痢 食欲不振 吹き出物 風邪を引きやすく治りにくい**

自分のストレスサインに気づき、早めに手を打つ。これがあなたを過度なストレスから守り、たとえストレスがあっても健康的な職業生活を送る秘訣です。

ストレス解消法、休養の仕方、受診や服薬についての不安、仕事や生活上の悩み、長期療養からの職場復帰の仕方などについて、精神科医とソーシャルワーカーが相談に応じています。

#### からだの相談

健康は私達にとって大きな財産です。それは、本人だけでなく家族の財産でもあります。私達は、このことを深く自覚して健康の維持増進に心がけたいものです。

毎日の生活習慣を見直すだけで、もっと健康になり、病気を予防することもできます。また、病気が見つかっていても病気と仲良くつきあって、悪くならないようにすることもできます。

毎年の健康診断では、受診するだけでなく、結果通知をよく読んで、指示に従うと共に、今後は、経年変化（少なくとも数年分）にも注意して見るのが大切です。

健康上の不安、自覚症状、健康診断結果の見方とその後の心掛け（食事・飲酒・喫煙・運動等）、その他健康に関することについて、産業医と保健師が相談に応じています。

#### ◆ 健康相談室での相談は

- 秘密は守ります。匿名でも相談できます。
- 相談は無料です。まず、電話をしてください。
- 家族や職場の方からの相談にも応じます。
- 相談に要する時間は「職免」をとることができます。

#### ◆ 相談日及び受付時間

		月	火	水	木	金	土
こころの相談 Tel 661-0262	9時から12時まで	○	○	○	○	○	☆ 第2のみ
	13時から17時まで	○	○	◎ 18時まで	○	○	×
からだの相談 Tel 661-0380	9時から12時まで	○	○	×	○	○	×
	13時から17時まで	○	○	×	○	○	×

#### 【こころの相談】

◎ 毎週水曜日は、18時まで受け付けています。

☆ 第2土曜日は、前日の17時までに予約があった時のみ開設します。

◆ 所在地

横浜市中区尾上町 3-35 横浜第一有楽ビル 3階

JR 根岸線「関内」駅 徒歩1分

横浜市営地下鉄ブルーライン「関内」駅 3番出口に直結、徒歩0分



## 「教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」基礎能力開発期版

教師力向上の重点		基礎能力開発期における「育成指標」		対応する主なテキストの章
情熱・人間性	人間性・リーダーシップ	1	・常に児童生徒のために、教職への誇りと高潔な教育理念をもって教育活動にあたる。	I、II
	使命感・責任感	2	・教育公務員として自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励むとともに、職責を遂行する。	
	社会性・識見	3	・他の教職員や保護者、地域の方々と適切な人間関係を築き、組織の一員として協働的にかわる。	
	法令遵守	4	・教育公務員として法令、「横浜市公立学校教職員行動基準」を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行する。	
授業力	授業設計力	1	・幼保小連携や地域療育センターなどの関係諸機関との連携、小中連携の枠組みを理解し、児童生徒の実態を把握する。	IV、V、IX
		2	・学習指導要領を踏まえた「横浜版学習指導要領」「横浜市高校版学習指導要領」の内容を理解する。	
		3	・教材研究の大切さを理解し、教材研究に積極的に取り組む。	
	授業実践力	4	・教材研究により児童生徒の興味・関心・意欲を引き出す指導を行う。	
		5	・児童生徒がお互いの意見を聞き合える学習習慣を形成し、本時の目標に迫る授業を行う。	
		6	・基本的な指導技術や、場に適した指導形態を理解し、指導内容が身に付くように指導する。	
	評価改善力	7	・指導と評価の一体化について学び、評価規準を適切に設定して、指導と評価の計画を立てる。	
		8	・指導と評価の計画に従って児童生徒の学習状況を把握し、次時や次単元の指導に生かす。	
		9	・信頼性のある評価を目指し、保護者に適切に説明するとともに、児童生徒の意欲を喚起するよう指導を改善する。	
	授業研究その他	10	・校内で研究授業を進んで行い、他の職員の指導助言を受け授業を改善する。	
		11	・研究会や他校の授業研究会に積極的に参加し、授業に生かす。	
マネジメント力	学校ビジョンの構築	1	・学級経営や教科経営等、分担された業務について、目標を明らかにして実践・評価・改善を行う。	III、VI
	カリキュラムマネジメント	2	・児童生徒の実態に応じた指導計画を立て、授業実践し、課題をすぐに修正し、課題解決を目指す。	I、II、X
	人材育成	3	・自らの指導を振り返り、学年・教科主任等の指導・助言を受け、指導改善を進んで行う関係づくりをする。	
	環境づくり (学校組織マネジメント)	4	・教育活動や校務の推進について、従来の考えにとらわれない発想と企画、アイデアをもつとともに、組織の中にある自己の役割、責任に気付き、その一員としての責務を果たす。	
	資源の活用 (人・もの・資源)	5	・身の回りの資源に気付き、何をどのように活用したら効果的かを考え、実践する。	X
連携力	コミュニケーションの力	1	・傾聴の大切さを理解し、児童生徒の心情を汲み取った対応をする。 ・配慮を要する児童生徒に対し適切な対応をするとともに、集団への指導を適切に行う。	I、II、III、VII
		2	・会議や校内研修等で積極的な発言をする。 ・分からないことをきちんと質問する。	
		3	・保護者、地域、関係機関の思いを受け止め、誠意をもって対応する。	
	情報活用力の力	4	・「報告・連絡・相談」の大切さを理解し、必要な報告、連絡、相談をする。 ・ICT活用について基礎的な知識・技能を身に付け、効果的に授業や業務に活かす。	
		5	・保護者、地域、関係機関の思いを受け止め、学年や担当の主任等の助言を受けながら対応する。	

## 育成指標の活用の仕方

- ①前年度の研修の振り返りをもとに、自己の課題を明確にした上で基礎能力開発期における「育成指標」をもとに目標を設定します。  
②「初任者研修テキスト」を参考に、自分の担当する学部、学年、教科、担当等の実態に合わせて身に付ける力を具体的にします。

【メモ】

平成25年度

初任者研修テキスト

平成25年3月31日 発行

編集・発行 横浜市教育委員会事務局

教職員育成課

横浜市西区花咲町6-145

横浜花咲ビル2階